

平成 22 年度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

債権管理事務について

西宮市包括外部監査人

公認会計士 森村圭志

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

1．報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料をもとに行ったもので、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2．端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

3．主な用語の説明

債権管理をテーマとする本報告書の理解に役立つと思われる用語について、次のとおり用語集を作成した。

【用語集】

用語	内容
調定額	地方公共団体の歳入を収入する場合に、地方公共団体の長がその歳入の内容を調査して収入金額を調査決定した金額。
収入額	当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中（出納整理期間 4 月 1 日～5 月 31 日を含む）に納入された金額。
不納欠損	すでに調定された歳入で未納となっている税金等を、何らかの事情により徴収し得ないものとして処理すること。
収入未済額	当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中（出納整理期間 4 月 1 日～5 月 31 日を含む）に納入されなかった額（ただし不納欠損とした額を除く）をいう。
収納率	納付されるべき金額（調定額）に対して実際に納付された金額（収入額）の割合。収納率=収入額÷調定額×100%として算定される。
普通徴収	市が、納税通知書等を当該納税者等に交付することによって地方税等を徴収することをいい、直接本人が金融機関等で納付することによる徴収の方法。
特別徴収	本来の納税義務者等である個人から直接徴収し納付させるのではなく、当該納税義務者等の得る給与や公的年金を支払う事業者（特別徴収義務者）が税金等を徴収し、特別徴収義務者に納付させる方法。
督促	納税者等が納期限を過ぎても租税等を完納しない場合に、期限を指定してその納付を求める行為。滞納処分（下記参照）または強制執行を行う前提条件となり、最初の督促には時効の中断（下記参照）効果がある。

用語	内容
催告	督促してもなお完納されない場合に、さらに納付を促すための請求を行う行為。文書による方法、電話による方法及び債務者を直接訪問する方法等がある。
滞納	納税者等が納期限までに徴収金を完納しないため、徴収金が納付されないこと。
延滞金	地方税、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料等のいわゆる公法上の収入が、その納期限までに納付されない場合に、その納付遅延に対して課される金額。 地方税の延滞金は地方税の附帯債権であり、地方公共団体の徴収金のひとつである。分担金等に係る延滞金については、督促した場合に条例の定めにより徴収することができる。
財産調査	滞納者に対する差押えに先立ち、差押えの対象となりうる財産の有無やその価値など調査する行為。質問、検査による任意調査と、搜索による強制調査がある。
滞納処分	債務者が納期限までに徴収金を完納せず、督促を行ってもなお完納しない場合に行われる行政処分の総称。債務者の財産を差し押さえ、これらを換価し、その換価代金を租税債権等に充当する一連の強制徴収の手続のこと。
滞納整理	滞納処分を含む、滞納となった租税債権等を徴収するための事務手続の総称。
債務名義	執行機関（地方裁判所または執行官）の強制執行によって実現されるべき債権の存在及び範囲を公的に証明した文書をいう。
差押え	滞納者の財産処分を制限し、その財産を「換価（下記参照）」できる状態におく強制処分。差押えは、財産を強制的に換価して租税債権等の内容を実現するために、あらかじめ滞納者の財産を保全することを目的として行われる。
交付要求	滞納者の財産について私債権の強制換価手続が開始された場合等において、その手続に参加して「配当（下記参照）」を受け、これにより徴収金を徴収する手続。
参加差押え	交付要求の一種であり、先行する強制換価手続が私債権ではなく国税、地方税等に係る場合において、先行する手続に参加して配当を受け、これにより徴収金を徴収する手続をいう。
換価	差し押さえた財産を金銭に換える強制手続の総称。財産の「公売（下記参照）」、競売や、債権の取立による方法がある。
公売	差し押さえた財産を、入札または競り売りにより換価する行為。
配当	換価、債権の取り立て等により得た金銭を、一定の順位、方法に従い、地方公共団体の徴収金、その他の債権に配分する手続の総称。

用語	内容
執行停止	<p>強制徴収公債権の滞納者について、滞納処分をすることができない財産がないときや、滞納処分をすることによってその生活を著しく困窮させる恐れがあるとき等に滞納処分を停止して、納付の猶予を図ること。また、強制徴収公債権を除く債権の滞納者について、行方不明等で事実上徴収ができなくなった場合、また、金額が少額で訴訟等の手段をとることが経済的合理性に欠ける場合等、所定の要件を備えている時に、以後の保全及び取り立てをしないこと。</p>
時効	<p>ある事実状態が一定の法定期間継続した場合に、真実の法律関係いかに関わらず、その継続した事実関係を尊重して法律上の効果を与え、権利の取得または消滅の効果を生じさせる制度。</p> <p>時効には取得時効と消滅時効があり、前者は時効の完成によって権利を取得させるもの、後者は一定の期間権利者が権利を行使しないという事実状態が継続する場合、当該権利を消滅させるものである。</p> <p>地方公共団体を一方の当事者とする金銭債権の消滅時効の期間は、他の法律に定めがあるものを除き 5 年と定められている（地方自治法第 236 条第 1 項）。</p>
時効の援用	<p>時効によって利益を受ける者が、それを受けるために行う意思表示のこと。一般的には、これを行わないと時効の利益を受けられない。</p> <p>なお、地方公共団体を一方の当事者とする金銭債権で、公債権の時効による消滅については、法律による特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を必要としない。</p>
時効の中断	<p>時効の基礎である事実状態と相容れない事実が生じ、効力を失うこと。時効の中断により、すでに経過した時効期間は効力を失う。</p> <p>民法は、時効中断の事由として、請求、差押え、仮差押え、仮処分、承認をあげている。</p> <p>なお、中断した時効は、その中断事由が終了したときから新たに進行を始めるが、期間は新しく計算される。</p>

目 次

第1編 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 監査対象期間.....	1
5. 監査の視点	2
6. 主な監査手続.....	3
7. 監査対象	4
8. 監査実施期間.....	5
9. 外部監査人補助者	5
10. 利害関係	5
第2編 監査の結果及び意見	6
第1 総論.....	6
【1】地方公共団体の管理する債権	6
(1) 債権の分類	6
(2) 公債権と私債権の相違点	7
(3) 西宮市の未収債権の概要	8
【2】債権管理事務の概要	13
(1) 地方公共団体の債権管理の基本的課題	13
(2) 西宮市における債権管理事務	14
【3】監査の結果及び意見の要約	18
(1) 監査対象債権の概観	18
(2) 監査の結果及び意見の要約.....	18
第2 各論.....	25
【1】全庁横断的な取組	25
(1) 債権管理体制に関する事項.....	25

(2) 滞納者へのペナルティ	31
(3) その他	32
【 2 】 市民税、固定資産税、都市計画税（総務局 税務部）	34
(1) 概要	34
(2) 監査の結果及び意見	51
【 3 】 国民健康保険料（市民局 国保収納グループ）	59
(1) 概要	59
(2) 監査の結果	68
(3) 意見	68
【 4 】 介護保険料（健康福祉局 福祉部 介護保険グループ）	74
(1) 概要	74
(2) 監査の結果	84
(3) 意見	84
【 5 】 保育所運営費負担金（健康福祉局 こども部 保育所事業グループ） ...	85
(1) 概要	85
(2) 監査の結果	93
(3) 意見	94
【 6 】 市営住宅等使用料（都市局 住宅家賃グループ、住宅入居グループ） ...	98
(1) 概要	98
(2) 監査の結果	106
(3) 意見	106
【 7 】 災害援護資金貸付金（福祉総括室 災害援護管理課）	108
(1) 概要	108
(2) 監査の結果	116
(3) 意見	116
【 8 】 住宅新築資金貸付金（市民局 啓発推進課）	119
(1) 概要	119
(2) 監査の結果	124
(3) 意見	125

第 1 編 外部監査の概要

1 . 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び西宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

2 . 選定した特定の事件

「債権管理事務について」

3 . 事件を選定した理由

第 1 に、西宮市の平成 21 年度の収入未済額（一般会計・特別会計）は約 165 億円と巨額である。市の収入未済額（一般会計・特別会計）は平成 10 年度と比べて約 1.7 倍に増加している。主な内訳は市税 52 億円、災害援護資金貸付元利金 42 億円、国民健康保険料 58 億円のほか、市営住宅等使用料、保育所運営費負担金、介護保険料などである。

第 2 に、市の財政は将来においても厳しいことが予想される。市では人口が増加しているものの、今般の景気の落ち込みや雇用・賃金情勢の悪化により、歳入確保の見通しは不透明である一方、市民の高齢化による社会保障給付の増加等により、財政状況は厳しいとの見通しである。こうした中で、市税や国民健康保険料の収納率の向上や、滞納徴収金、貸付金の回収等により積極的な財源確保に努めることは重要である。

第 3 に、市民負担の公平性を保持する観点からも適切な収納対策を行っていくことは必要である。

第 4 に、新地方公会計制度の下でも、資産・債務改革の重要性がうたわれており、市の資産整理に際しても、債権管理をテーマとする当年度の外部監査が寄与するものとする。

以上より、市の債権管理にかかる事務の執行が経済的、効率的かつ有効的に行われているかを確認することが有用であると考え、債権管理事務を監査対象とした。

4 . 監査対象期間

平成 21 年度。ただし、必要に応じて平成 20 年度以前及び平成 22 年度も監査対象とした。

5. 監査の視点

市の債権管理にかかる事務の執行が適切に行われているかどうかを検討するにあたって、収入未済額（以下、「未収債権」という。）に係る徴収事務の(1)合規性、(2)経済性、効率性及び有効性、(3)公平性の3つの観点に着目した。

なお、本テーマは平成21年度収入未済額（未収債権）1億円以上の債権を有する複数の部局を対象とするものであるため、管理事務が各部局間で統一的になされているのかの視点も取り入れることとした。

さらに、上記3つの観点を検討するにあたって、減免等の事務手続は適切に行われていたのかを確認することは重要であるため、必要に応じて検討した。

未収債権に係る徴収事務の合規性

- ・未収債権の徴収等の事務の執行は、地方自治法、条例及びその他の法令に従い適切に行われているか。
- ・不納欠損処理は、地方自治法、条例及びその他の法令等に従い、適切に行われているか。

未収債権に係る徴収事務の経済性、効率性及び有効性

- ・未収債権の徴収等の事務の執行及び管理は、経済的、効率的かつ有効的に行われているか。
- ・滞納整理等の事務の執行は、経済的、効率的かつ有効的に行われているか。

未収債権に係る徴収事務の公平性

- ・未収債権の徴収や滞納整理等の事務の執行は、公平に実施されているか。

6. 主な監査手続

(1) 徴収事務の概要把握

- ・未収債権の徴収体制と方法について担当者へ質問し、関連資料を査閲した。
- ・調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額（未収債権）収納率の経年比較を実施し、関連数値の概要を把握した。
- ・近隣他市等と収納率を比較して、徴収事務に係る特徴及び問題点等を捉え、改善事項等を検討した。

(2) 未収債権に係る徴収事務の法規性の検討

- ・徴収事務に係る関連法令、条例、規則等の根拠規定を入手し、徴収事務手続が各規定に準拠しているかを確認した。
- ・個別検討対象として抽出した徴収事務手続が関係法令等に準拠しているかどうかを検討するため、担当者への質問、関連書類の閲覧を実施した。
- ・不納欠損の処理及び手続が関係法令等と整合していることを確かめるため、不納欠損の明細を入手し、担当者への質問、関連書類の閲覧を実施した。また、収入未済額（未収債権）の中に、不納欠損処理すべきであるものが含まれていないかを検討した。

(3) 未収債権に係る徴収事務の経済性、効率性及び有効性の検討

- ・徴収事務に係る組織体制を把握し、効率的に事務を実施しているか、あるいは人員配置に問題がないかを確認した。
- ・未収債権の管理体制が適切であるかどうか検討するため、個別検討対象として抽出した未収債権の管理台帳を閲覧した。
- ・未収債権の種類に応じて、庁内での一元管理や複数部署の連携など、より効果的かつ有効な管理が行われているかどうかについて担当者へ質問した。
- ・個別検討対象として抽出した徴収事務手続（減免、分割納付、支払猶予、滞納整理等）について担当者へ質問し、関連資料を閲覧した。
- ・納付書の発送等の事務手続が適切に実施されているかどうかを検討するため、個別検討対象として抽出した徴収事務手続について関連する帳票及び書類を閲覧した。

(4) 未収債権に係る徴収事務の公平性の検討

個別検討対象として抽出した徴収事務手続について、費用対効果を勘案しながら、公平な対応がとられているかどうかを検討した。

7. 監査対象

平成21年度の未収債権の一覧表（一般会計、特別会計）より、残高が1億円以上の債権を監査対象とした。

【平成21年度 未収債権一覧表（残高があるもののみを対象としている）】

（単位：千円）

担当部局	担当課	項目 (説明)	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額 (未収債権)	監査 対象
総務局	納税グループ	市民税	43,188,140	40,897,566	170,947	2,119,627	
総務局	納税グループ	固定資産税	34,168,842	31,539,078	208,787	2,420,976	
総務局	納税グループ	軽自動車税	251,859	223,436	2,530	25,892	
総務局	納税グループ	特別土地保有税	11,568	3,785	-	7,783	
総務局	納税グループ	事業所税	1,308,447	1,293,331	2,510	12,606	
総務局	納税グループ	都市計画税	7,873,187	7,216,123	58,073	598,991	
総務局	税務管理グループ	年金支給停止者生活資金貸付元金	19,690	19,061	-	629	
総務局	管財課	普通財産貸付収入	41,704	41,611	-	92	
総務局	管財課	土地建物貸付収入等延納利息	37	15	-	22	
健康福祉局	高齢福祉グループ	老人保護措置費負担金	34,233	34,214	-	19	
健康福祉局	保育所事業グループ	保育所運営費負担金	1,850,841	1,628,997	2,604	219,241	
健康福祉局	児童・母子支援グループ	母子生活支援施設運営費負担金	15,095	15,066	-	29	
健康福祉局	児童・母子支援グループ	助産施設事業費負担金	362	24	-	338	
健康福祉局	児童・母子支援グループ	留守家庭児童育成センター使用料	185,259	171,560	-	13,699	
健康福祉局	高齢福祉グループ	介護老人保健施設診断手数料	190	188	-	2	
健康福祉局	高齢福祉グループ	高齢者住宅整備資金貸付元利金	4,527	280	-	4,247	
健康福祉局	高齢福祉グループ	老人専用居室等賃借資金貸付元利金	224	15	-	209	
健康福祉局	障害福祉課	身体障害者家庭設備改善等貸付元利金	3,333	90	275	2,968	
健康福祉局	災害援護管理課	災害援護資金貸付元利金（震災分）	4,371,793	212,785	-	4,159,007	
健康福祉局	保育所事業グループ	公立保育所3歳以上児米飯給食保護者負担金収入	17,396	17,396	-	10	
健康福祉局	高齢福祉グループ	緊急通報救助事業利用者負担金収入	789	771	-	17	
健康福祉局	高齢福祉グループ	在宅高齢者生活支援事業利用料	1,303	1,286	-	16	
健康福祉局	児童・母子支援グループ	子育て支援短期利用負担金収入	118	84	-	34	
健康福祉局	障害福祉課	身体障害者措置費負担金収入	4,667	4	240	4,423	
健康福祉局	高齢福祉グループ	高齢者福祉サービス負担金収入	1,035	66	-	969	
健康福祉局	障害福祉課	知的障害者措置費負担金収入	2,987	320	1,054	1,613	
健康福祉局	子ども手当グループ	児童手当返還金	795	115	75	605	
健康福祉局	厚生課	生活保護費返還金	101,284	87,823	-	13,461	
健康福祉局	障害福祉課	福祉電話使用者負担金収入（障害福祉課）	2,758	-	-	2,758	
健康福祉局	子ども手当グループ	児童扶養手当返還金	2,136	524	-	1,612	
健康福祉局	障害福祉課	過年度進行性筋萎縮症者療養等給付事業利用者負担金収入	148	-	-	148	
健康福祉局	児童・母子支援グループ	母子寡婦福祉資金貸付元利金	55,628	22,337	-	33,291	
健康福祉局	介護保険グループ	第1号被保険者介護保険料	4,561,645	4,432,308	22,928	106,410	
健康福祉局	介護保険グループ	不正利得返納金	10,928	4,739	1,404	4,784	
健康福祉局	高齢福祉グループ	配食サービス利用料	16,218	16,102	-	117	
健康福祉局	高齢福祉グループ	高齢者住宅等安心確保事業利用料	450	163	-	287	
健康福祉局	高齢福祉グループ	徘徊高齢者家族支援サービス事業利用料	34	20	-	15	
健康福祉局	高齢福祉グループ	成年後見人等市長申立予納金返還金	259	144	-	114	
都市局	住宅管理グループ	住環境整備用地買収事業土地貸付収入	1,556	961	-	595	
都市局	市街地整備課	区画整理清算徴収金	11,660	7,750	-	3,910	
都市局	住宅家賃グループ	市営住宅等家賃収入	2,172,712	1,831,482	29,876	311,354	
都市局	住宅家賃グループ	県住宅供給公社住宅家賃収入	92,393	84,101	1,447	6,845	
都市局	住宅家賃グループ	仮移転住宅家賃収入	10,299	10,188	-	111	
都市局	住宅家賃グループ	改良住宅等家賃収入	595,856	413,008	6,105	176,743	
都市局	住宅家賃グループ	市営住宅等住宅敷使用料	6,242	6,104	-	138	
都市局	住宅管理グループ	市営住宅等駐車場使用料収入	196,121	190,950	427	4,744	
都市局	住宅管理グループ	改良住宅等駐車場使用料収入	66,820	63,298	748	2,774	

(単位:千円)

担当部局	担当課	項目 (説明)	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額 (未収債権)	監査 対象
市民局	医療年金グループ	雑入 医療費自己負担金返還金等	1,032	1,008	-	24	
市民局	医療年金グループ	市民福祉金返還金	169	53	91	24	
市民局	高齢者医療保険グループ	後期高齢者医療保険料現年度分	3,693,859	3,651,905	-	41,954	
市民局	高齢者医療保険グループ	後期高齢者医療保険料滞納繰越分	44,092	27,539	-	16,554	
市民局	啓発推進課	同和更生生業資金貸付元金	85,153	785	-	84,369	
市民局	啓発推進課	住宅新築資金貸付元金	128,122	22,161	-	105,961	
市民局	啓発推進課	宅地取得資金貸付元金	10,384	1,176	-	9,209	
市民局	啓発推進課	住宅改修資金貸付元金	28,850	2,106	-	26,744	
市民局	産業振興グループ	西宮市地方卸売市場使用料	21,485	19,082	1,480	923	
市民局	国民健康保険グループ、 国保収納グループ	国民健康保険料	15,922,875	9,430,930	726,164	5,765,781	
市民局	国民健康保険グループ	第三者返納金・返納金	74,729	36,742	-	37,986	
教育委員会	学事・学校改革グループ	奨学貸付元金等	80,365	37,772	772	41,820	
教育委員会	学校保健グループ	(財)西宮市学校給食会過年度補助金	46,628	-	-	46,628	
教育委員会	学事・学校改革グループ	(高等学校授業料・幼稚園保育料)	327,171	326,852	-	318	
教育委員会	施設計画グループ	浜脇小学校校舎改築衛生設備工事費等返還金	654	-	-	654	
教育委員会	施設計画グループ	種/ロ小学校校体育館他耐震補強工事用仮設足場撤去等工事費	2,849	541	-	2,308	
環境局	花と緑グループ	(細節)05植物新品種工業所有権収入	1,549	651	-	898	
環境局	食肉センター対策課	(細節)05センター使用料	107,497	102,637	-	4,860	
環境局	食肉センター対策課	(細節)10入庫頭数割使用料	6,127	5,820	-	306	
環境局	食肉センター対策課	(細節)50光熱水費使用者負担金収入	13,062	12,769	-	293	
土木局	経営管理課	水路使用料	38,427	37,059	193	1,175	
土木局	経営管理課	水路使用料相当額返還金	1,526	818	-	708	
土木局	土木管理グループ	行政代執行費用徴収金	796	-	-	796	
土木局	土木総務グループ	保証金収入等	333	-	-	333	
合計			121,901,298	104,207,667	1,238,731	16,454,900	

8. 監査実施期間

平成22年7月12日から平成23年1月28日まで

9. 外部監査人補助者

包括外部監査人を補助させるため、次の者を補助者に選任した。

学識経験者	高寄昇三
公認会計士	芝池 勉、酒井 清、世羅 徹、伊東昌一、常峰和子、 大枝伸一、深川美幸、寺門知子
公認会計士 試験合格者	黒田真吉、滝本拓也、田中奈緒子

10. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2編 監査の結果及び意見

第1 総論

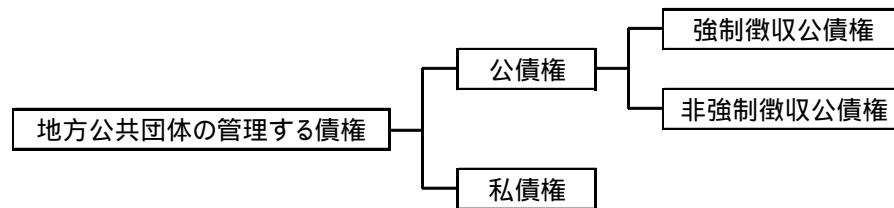
【1】地方公共団体の管理する債権

(1) 債権の分類

1. 公債権と私債権

地方公共団体が財産として管理の対象としている債権は、金銭の給付を目的とする権利、即ち、金銭債権である（地方自治法第240条第1項）。

これには、公法上の原因に基づいて発生する債権である「公債権」と私法上の原因に基づいて発生する債権である「私債権」がある。公債権は1) 地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収公債権」と2) 滞納処分の例によることができない「非強制徴収公債権」に区分される。



2. 監査対象債権の区分

監査対象債権についての公債権と私債権の区分は次のとおりである。

債権区分	項目
公債権 (強制徴収公債権)	市民税
	固定資産税
	都市計画税
	国民健康保険料
	介護保険料
	保育所運営費負担金
私債権	市営住宅等家賃 1
	改良住宅等家賃 1
	災害援護資金貸付元利金 2
	住宅新築資金貸付元利金 3

1 以下では、市営住宅等使用料という。

2 以下では、災害援護資金貸付金という。

3 以下では、住宅新築資金貸付金という。

(2) 公債権と私債権の相違点

債権管理を進めていく上で、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の 3 種類の債権は、債権管理の方法及び時効制度などが異なる。それぞれの債権の特徴は次のとおりである。

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
告知	納入の通知による(地方自治法第231条)。		
督促	督促しなければならない(地方自治法第231条の3第1項)。		督促しなければならない(地方自治法施行令第171条)。
延滞金	個別法律、又は個別法律を受けた条例、地方自治法の規定を受けた条例の規定による(地方自治法第231条の3第2項)。		契約による遅延損害金の徴収ができる(民法419条)。
財産調査	官公署への照会等の財産調査に関してより広い権限が認められている(国税徴収法第141条、同法第142条)。	任意調査であり、住民票、戸籍、登記、商業登記簿、自動車等の調査しか認められない。	
滞納処分、強制執行	期限までに納付しない場合には、強制手段によって地方税の滞納処分の例により処分することができる(地方自治法第231条の3第3項)。	裁判所において債務名義を取得した後、強制執行により債権回収を行う(地方自治法施行令第171条の2以下)。	
停止処分	滞納処分の執行停止を行うことができる(地方税法第15条の7)。	徴収停止することができる(地方自治法施行令第171条の5)、免除することができる(同法第171条の7)。	
時効期間	2年又は5年(個別法律または地方自治法第236条第1項)		20年、10年、5年、3年、2年、1年(民法第167条～同法第174条)
時効の援用	不要(個別法律又は地方自治法第236条第2項)		必要(民法第145条)
時効中断事由	納入通知(地方自治法第236条第4項) 督促(地方自治法第236条第4項) 交付要求(地方税法第18条の2) 催告(民法第147条ほか) 差押(民法第147条ほか) 承認(民法第147条ほか)	納入通知(地方自治法第236条第4項) 督促(地方自治法第236条第4項) 請求(民法第147条ほか) 差押、仮差押、仮処分(民法154条) 承認(民法第147条ほか)	
不納欠損	時効期間が経過した場合は不納欠損ができる。 法律又はこれに基づく政令又は条例の定めにより消滅した時(執行停止が3年間継続した時、執行停止の場合において徴収できないことが明らかであるとき等)。		次の場合は不納欠損ができる。時効到来後債務者が時効を援用した場合、権利放棄の議決を行った場合、債務者に資力がなく、猶予して、特約を結び、10年を経過して資力のない状態にある場合(この場合は議決は不要)。

(参考資料 : 自治体法務 NAVI Vol.22)

(3) 西宮市の未収債権の概要

1. 平成21年度の未収債権の状況

平成21年度において、1億円以上の未収債権の残高のある項目の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額（未収債権）の状況は以下のとおりである。

【平成21年度 調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額（未収債権）の状況】 (単位:百万円)

	調定額	収入済額	構成比	不納欠損額	収入未済額 (未収債権)	構成比
市民税、固定資産税、都市計画税	85,230	79,653	34.2%	438	5,140	31.2%
国民健康保険料	15,923	9,431	4.0%	726	5,766	35.0%
介護保険料	4,562	4,432	1.9%	23	106	0.6%
保育所運営費負担金	1,851	1,629	0.7%	3	219	1.3%
市営住宅等使用料	2,769	2,244	1.0%	36	488	3.0%
災害援護資金貸付金	4,372	213	0.1%	-	4,159	25.3%
住宅新築資金貸付金	128	22	0.0%	-	106	0.6%
小計(監査対象)	114,834	97,624	41.9%	1,225	15,984	97.1%
その他	135,967	135,483	58.1%	13	471	2.9%
一般会計・特別会計合計	250,801	233,108	100.0%	1,239	16,455	100.0%

調定額、収入済額には収入未済額（未収債権）の金額がゼロであるものも含まれている。

調定額で見ると、市民税、固定資産税、都市計画税が85,230百万円と圧倒的に多く、次いで国民健康保険料の15,923百万円、介護保険料の4,562百万円となっている。

また、市全体では16,455百万円の未収債権があり、このうち監査対象とした未収債権に着目すると、国民健康保険料の未収債権が5,766百万円ともっとも多く、次いで市民税、固定資産税、都市計画税の5,140百万円、災害援護資金貸付金の4,159百万円となっており、この3つの項目で全体の約9割を占めている。

2. 未収債権と収納率の推移

平成10年度から平成21年度における未収債権と収納率の推移

【未収債権の推移】

単位:百万円

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
市民税、固定資産税、都市計画税	5,950	6,142	6,238	6,476	6,917	6,950	6,803	6,368	5,777	5,196	5,290	5,140
国民健康保険料	2,290	2,835	3,225	3,609	4,002	4,333	4,813	5,287	5,684	5,919	5,701	5,766
介護保険料 1	-	-	5	17	36	49	56	61	78	92	103	106
保育所運営費負担金	115	134	141	148	163	177	183	186	201	200	208	219
市営住宅等使用料 2	472	561	644	724	801	820	824	836	762	716	556	488
災害援護資金貸付金 3	-	-	-	1,691	2,879	4,044	5,184	5,669	5,142	4,751	4,446	4,159
住宅新築資金貸付金	96	98	92	96	95	93	93	93	93	88	90	106
その他	576	560	516	563	469	505	476	691	1,400	377	457	471
一般会計・特別会計合計	9,500	10,330	10,862	13,325	15,362	16,971	18,430	19,192	19,138	17,341	16,850	16,455

1 介護保険制度は平成12年度より開始。

2 平成11年度までの市営住宅等使用料には駐車場使用料収入が含まれている。

3 災害援護資金貸付金の償還は平成12年度より開始しているが、平成12年度は収入額を調定額として処理したため未収債権は計上されていない。なお、平成12年度分の未収債権については翌年度にあわせて計上している。

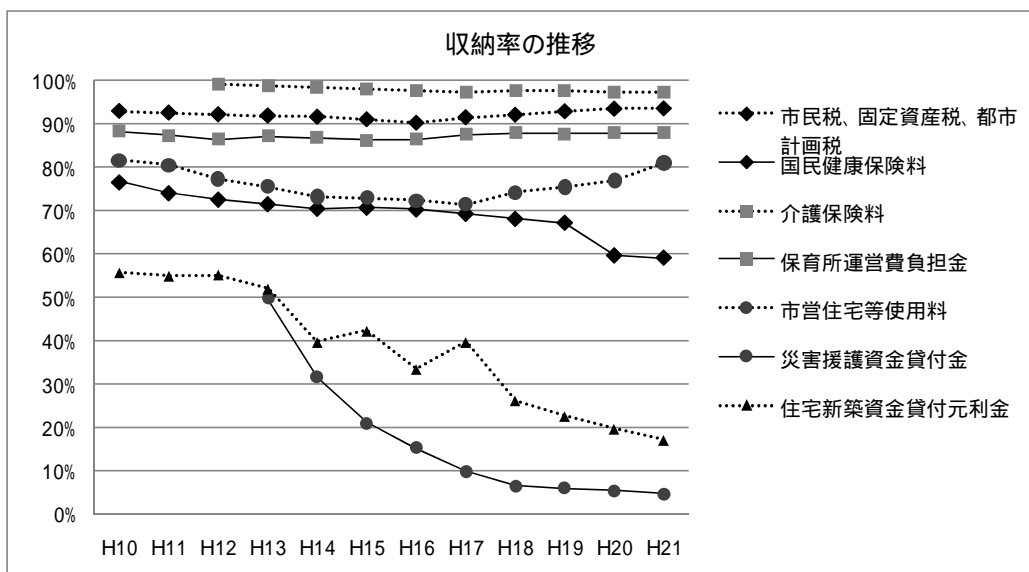
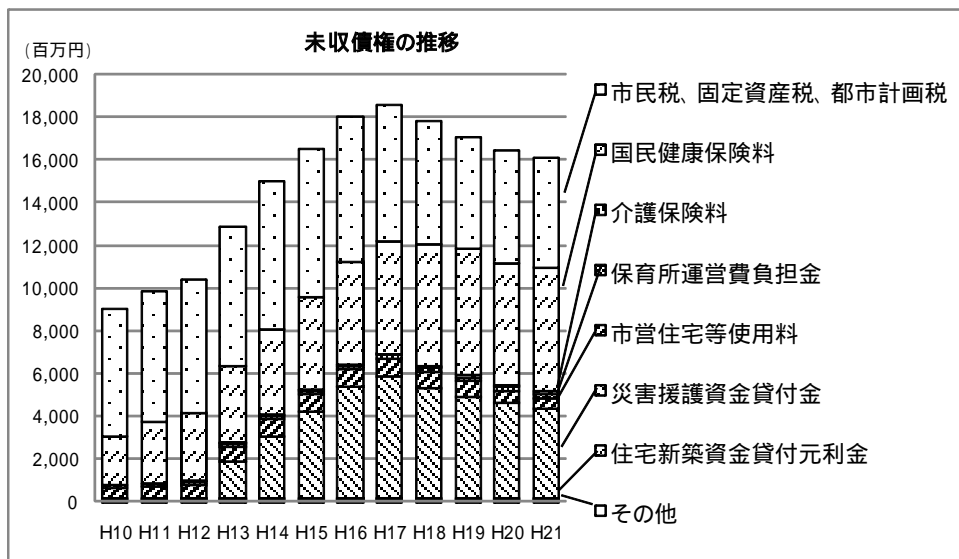
〔収納率の推移〕

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
市民税、固定資産税、都市計画税	93.1%	92.7%	92.3%	92.0%	91.7%	91.1%	90.3%	91.6%	92.2%	93.0%	93.6%	93.7%
国民健康保険料	76.7%	74.2%	72.7%	71.6%	70.6%	70.8%	70.4%	69.4%	68.2%	67.3%	59.7%	59.2%
介護保険料 ¹	-	-	99.2%	99.0%	98.6%	98.0%	97.6%	97.5%	97.8%	97.6%	97.3%	97.2%
保育所運営費負担金	88.3%	87.4%	86.6%	87.3%	86.9%	86.3%	86.5%	87.7%	88.0%	87.9%	88.0%	88.0%
市営住宅等使用料 ²	81.7%	80.6%	77.4%	75.7%	73.3%	73.1%	72.4%	71.6%	74.3%	75.6%	77.0%	81.1%
災害援護資金貸付金 ³	-	-	100.0%	49.9%	31.7%	21.2%	15.5%	10.1%	6.7%	6.2%	5.6%	4.9%
住宅新築資金貸付元利金	55.8%	55.0%	55.3%	52.1%	39.8%	42.4%	33.6%	39.8%	26.4%	22.8%	19.9%	17.3%

1 介護保険制度は平成12年度より開始。

2 平成11年度までの市営住宅等使用料には駐車場使用料収入が含まれている。

3 災害援護資金貸付金の償還は平成12年度より開始しているが、平成12年度は収入額を調定額として処理したため収納率は100%となる。なお、平成12年度分の未収債権については翌年度にあわせて計上している。



全体の傾向

未収債権全体の推移をみると、平成 10 年度は 9,500 百万円であり、その後、平成 12 年度以降は阪神淡路大震災の被災者に対する貸付である災害援護資金貸付金の償還が始まったことや、国民健康保険料の未収債権の増加により、平成 17 年度にはその金額は 19,192 百万円まで増加している。

平成 18 年度以降は、市民税、固定資産税、都市計画税の未収債権が減少するとともに、災害援護資金貸付金も返済が進んだこと等により、平成 21 年度の未収債権は 16,455 百万円となっている。

市民税、固定資産税、都市計画税

市の歳入の根幹である市民税、固定資産税、都市計画税は、近年は景気後退の影響を受けて減少しており、未収債権も平成 15 年度をピークに減少している。平成 21 年度の未収債権は 5,140 百万円であり、平成 10 年度と比べると 810 百万円減少している。これは景気低迷の影響などにより、市民税、固定資産税、都市計画税の調定額の減少に対応する部分もある。

収納率は平成 21 年度では 93.7%であり、今回、監査対象とした他の債権と比べても高く、また、近隣他市と比較しても市の収納率は高い水準にある。

国民健康保険料

国民健康保険料にかかる未収債権は、平成 19 年度以降、市の未収債権の中でもっとも金額が大きい。平成 10 年度と比べると未収債権は約 2.5 倍に増加し、平成 21 年度では 5,766 百万円である。急激な高齢化や医療費の増大により保険料が高くなり、一方、不況による被保険者の保険料負担能力の低下などが、未収債権増加の原因である。

収納率は、平成 10 年度には 76.7%であったが、その後は未収債権が増加の一途をたどり、特に平成 19 年度から平成 20 年度にかけては、収納率の高い 75 歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行した影響もあり収納率は大きく低下し、平成 21 年度では 59.2%となっている。

介護保険料

介護保険料は制度の普及後、高齢化に伴う被保険者の増加等により、年々未収債権は増加し、平成 21 年度では 106 百万円である。

平成 21 年度の収納率は 97.2%であり、今回監査の対象としたものの中では最も高い。これは、介護保険料の約 9 割は年金から天引きされており、滞納が生じにくいことが影響している。

保育所運営費負担金

保育所運営費負担金の未収債権は、平成 10 年度には 115 百万円であったものが、年々増加し、平成 21 年度では平成 10 年度の約 2 倍の 219 百万円となっている。

収納率は、ここ数年 88%程度で推移しており、また、過去 10 年間をみても収納率に大きな変化はない。つまり、前述した未収債権の増加は、一人当たりの保育料の金額に影響を受ける部分もあるが、主には、保育サービスを受ける対象が広がったことによるものである。

市営住宅等使用料

市営住宅等使用料は、平成 17 年度の 836 百万円がピークで、それ以降は減少に転じ、平成 21 年度では 488 百万円となっている。

市営住宅等使用料の収納率であるが、平成 11 年度までの収納率には駐車場使用料収入にかかる収納率が含まれており、平成 12 年度以降は含まれていない。このため、平成 12 年度以降の収納率の推移に着目すると、平成 12 年度の 77.4%から平成 17 年度の 71.6%までは収納率は低下している。しかし、平成 15 年度以降に債権回収にかかる取組を強化した影響等により、収納率は上昇し、平成 21 年度では 81.1%となっている。

災害援護資金貸付金

阪神淡路大震災の被災者に対する貸付である災害援護資金貸付金は、平成 12 年度に返済が始まり、当初の返済期限である平成 17 年度までは未収債権の金額が増加している。平成 18 年度以後は、すでに到来した返済期限を延長しており、返済に伴い未収債権は減少し、平成 21 年度では 4,159 百万円となっている。

災害援護資金貸付金については、すでに当初の返済期限は到来しており、回収が困難なもののみが残っていることから、平成 21 年度の収納率は 4.9%と低い水準にある。

住宅新築資金貸付金

住宅新築資金貸付金制度は、昭和 47 年に発足し平成 8 年度に終了したため、現在は既存の貸付金の回収のみである。平成 21 年度の未収債権は 106 百万円であり、この 10 年間、未収債権の水準はほぼ横ばいである。

住宅新築資金貸付金についても貸付制度は終了しており、災害援護資金貸付金と同様に、回収が困難なものが残っているため、平成 21 年度の収納率は 17.3%と低い水準にある。

3. 現年分と過年度分の収納率

各債権の収納率は現年分と過年度分に分けて把握することができ、次のグラフは、収納率を現年分と過年度分に分けて示したものである。

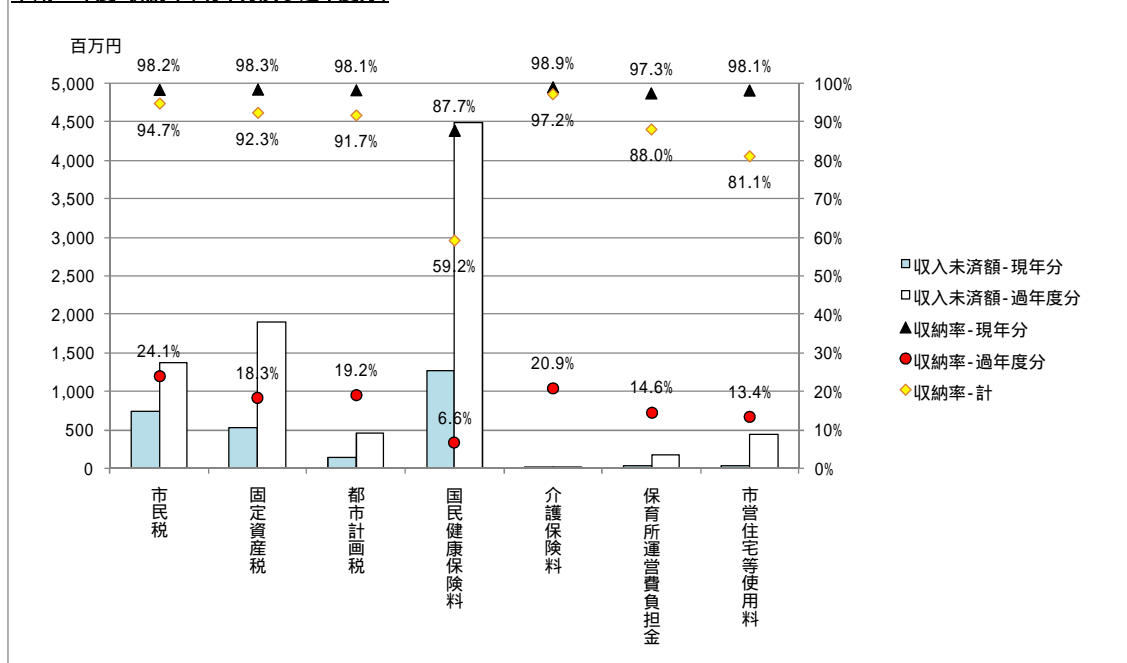
なお、災害援護貸付金と住宅新築資金貸付金は新たな貸付がなく、過年度分の貸付の回収のみであるため、比較の対象から除いている。

【平成21年度 収納率（現年分及び過年度分）】

（単位：千円）

区分		市民税	固定資産税	都市計画税	国民健康保険料	介護保険料	保育所運営費負担金	市営住宅等使用料
収入未済額 (未収債権)	現年分	738,154	526,318	134,489	1,271,181	50,461	44,383	42,548
	過年度分	1,381,473	1,894,658	464,502	4,494,600	55,949	174,857	445,549
	計	2,119,627	2,420,976	598,991	5,765,781	106,410	219,240	488,097
収納率	現年分	98.2%	98.3%	98.1%	87.7%	98.9%	97.3%	98.1%
	過年度分	24.1%	18.3%	19.2%	6.6%	20.9%	14.6%	13.4%
	計	94.7%	92.3%	91.7%	59.2%	97.2%	88.0%	81.1%

平成21年度 収納率（現年分及び過年度分）



当然のことではあるが、過年度分の収納率は、現年分の収納率と比べると極端に低い水準である。なかでも国民健康保険料は、現年度分の収納率も低いが、過年度分の収納率も低い。これは、徴収が困難な過年度分の未収債権の額が突出して多いことが原因である。

一度滞納が発生すると実際に徴収できる金額は少なくなり、その管理や徴収に様々な事務手続等が必要となるため、多大なコストが発生する。このことから、債権の徴収においては、現年分の収納率を高めて次年度への繰越を少なくすることが、いかに重要であるかが分かる。

【 2 】 債権管理事務の概要

(1) 地方公共団体の債権管理の基本的課題

1 . 公的債権徴収の基本的視点

地方公共団体の債権徴収については、徴収にかかるコストには一定の配慮が必要であるものの、住民の行政への信頼性や、受益者負担の公平性の観点から、徴収コストのみを重視して安易に債権放棄や債権の減免をすべきではない。

また、例えば、生活保護世帯における保育料の無料措置や、生活困窮者に対する国民健康保険料の減免措置のように、本来、徴収が困難な債権については、事前に債権そのものを発生させないような制度となっている。さらに、債権発生後、支払義務者の支払能力に大きな変化があり、完済が困難な経済・社会事情が発生した場合は、一定のルールに従い、減免の措置がとられる。

したがって、調定した債権や減免していない債権については、コスト如何にかかわらず徴収しなければならないものであるといえる。

2 . 公的債権へのモラル・ハザード

近年、公的債権への納付意識の希薄化がみられるといわれている。分かりやすい例は、学校給食費の未納であり、文部科学省の調査によれば、給食費の滞納理由の約 6 割は「親としての責任感や規範意識」の欠如（学校側の認識による）であった。この原因は、不況による支払能力の低下や、生活意識における公的債権軽視もあるが、地方公共団体側の債権徴収体制の不備もひとつの原因と考えられる。

つまり、高度成長期はもちろんのこと、平成の不況下にあっても地方財政上は、交付税補填措置や臨時財政対策債（いわゆる赤字債）の発行などで、今ほど地方財政状況が切迫した状況にはなかった。このため、公的債権の確保に甘さがあったことは否定できない。

3 . 債権管理の課題

地方公共団体における債権の徴収は、地方税部門は例外として、一般行政部局では通常は一般職員が対応しており、人事異動による職員の経験年数の長短なども影響し、徴収技術が十分でないことが多い。公的債権は、徴収コストにかかわらず徴収しなければならないが、コストがより少ない方が望ましいことはいうまでもない。効果的な未収債権の徴収に際して検討すべき事項としては、まず大口の未収債権を優先的に徴収するのが、費用対効果からみても効果的である。

次に、滞納者に対するペナルティであるが、地方税の延滞金などは一定の整備がなされている。一方で、国民健康保険などは、人命にかかわることから、滞納

が生じた場合でも様々な救済措置が導入されており、滞納しても受診が不可能になる状況にはない。保育料も同様であり、児童福祉法上、保護者が就労・疾病等により児童を保育することができない場合に、市町村はその児童を保育しなければならないことが定められているため、保育料を滞納してもそれを理由に退所させることはできない。

これらの公的債権については、滞納してもなんらデメリットがなく、サービスの停止もないことから、滞納を助長している面がある。未収債権の徴収に多大なコストがかかるうえに、財源が確保できないまま行政サービスを提供することは、二重の意味で公的資金の浪費である。

(2) 西宮市における債権管理事務

1. 西宮市における債権管理の課題

西宮市においても、他の地方公共団体と同様に、地方税部門以外の一般行政部局では、徴収技術が十分でなく、特に滞納整理に長けた人材が少ないことが課題となっている。例えば、国民健康保険料の平成 21 年度の未収債権 58 億円のうち過年度分の未収債権は 45 億円となっているほか、災害援護資金貸付金 42 億円については、当初の償還期限はすでに到来しており、これらの債権に対しては滞納整理を進めることが必要であるが、所管課では滞納整理に長けた人材の不足により、思うように作業が進まないという実態がある。

こうした状況を受けて、西宮市では、市全体の未収債権が看過できない額に達し、この解消に向けた各関係課の取組が成果を出してないと思われることから、全庁的な観点から収納対策に関する総合的な調整を図るとともに、具体的な方策について協議、検討を図るため、平成 19 年 6 月に「西宮市収納対策本部」(以下、「収納対策本部」という)を設置した。

2. 西宮市収納対策本部について

西宮市収納対策本部の概要

収納対策本部の所掌する事務は次のとおりである。

- 収納対策に関する基本的方針の策定
- 収納対策に関する総合的調整
- 収納対策における徴収方法等の研究
- 収納対策に関する情報収集及び情報交換
- 収納対策に関する研修等
- 上記のほか、市の滞納徴収金の収納対策に関すること

組織体制としては、両副市長を本部長、副本部長とし、関係所管局長を本部員としている。そして、滞納整理方法が共通する関係課が連携し、実務的な対応を進めるため、国税徴収法適用（強制徴収公債権）の第1専門部会とそれ以外の第2専門部会を設け、各専門部会で滞納整理の実務に関する検討を行っている。

なお、当該組織は滞納整理案件に特化して徴収事務そのものを行う組織ではない。

西宮市収納対策本部の活動実績

収納対策本部のこれまでの活動実績は次のとおりである。

年度	本部会議	専門部会	研修会
平成19年度	3回開催	合同専門部会3回、第1専門部会1回、第2専門部会1回開催	各専門部会で各1回開催
平成20年度	1回開催	合同専門部会3回、第1専門部会1回開催	各専門部会で各1回開催
平成21年度	開催なし	合同専門部会1回開催	開催なし
平成22年度	平成23年2月7日に本部会議開催予定	合同専門部会1回開催	開催なし

本部会議での報告事項及び決定事項は次のとおりである。

年度	本部会議	主な報告、決定事項
平成19年度	第1回	平成18年度の未収金金額の報告、情報共有化の促進、滞納処分等の研修の実施、徴収の外部委託の検討、未収金の重複状況の調査の実施。
	第2回	情報共有化の促進を今後第1専門部会で進める、債権管理条例の検討、滞納者への公的サービスの制限、範囲拡大化の研究、徴収職員人材の養成と配置について。
	第3回	西宮市債権の管理に関する条例(案)の検討。
平成20年度	第1回	全庁で一元的徴収組織を作るのは困難、所管課で徴収体制の確立が必要。

年度	専門部会	主な報告、決定事項
平成20年度	合同専門部会	滞納者の情報等の提供に関する要領(案)の検討。

未収債権の管理に関する条例の設置

収納対策本部のこれまでの活動実績の中でも特筆すべきものは、債権の適正な管理を図るための一般的な規定を作成したことであり、当該規定は市議会の議決を経て「西宮市債権の管理に関する条例」として、平成 20 年 4 月 1 日に施行されている。この条例の特徴は、滞納者に関する情報の相互利用（第 7 条第 2 項）と、私債権の債権放棄（第 14 条）を定めた点にある。

（西宮市債権の管理に関する条例）

第7条第2項

履行期限までに納付されない市の債権に係る債務者の情報は、当該債務者に係る他の市の債権の徴収を行う際に利用することができる。

第14条

市長は、市税等以外の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき
- (2) 破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき
- (3) 当該債権について消滅時効が完成したとき
- (4) 第8条の規定により強制執行等の手続をとってもなお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了した後において債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済することができる見込みがないと認められるとき
- (5) 第11条の措置をとった当該債権について、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においてもなお債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、弁済することができる見込みがないと認められるとき
- (6) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき

まず、西宮市債権の管理に関する条例第 7 条第 2 項の滞納者に関する情報の相互利用の規定は、個人情報保護条例により原則禁止されている個人情報の目的外利用について、必要な範囲において禁止が解除され、調査能力の高い市税等で得られた滞納者情報を、他部局へ情報提供することを可能としている。

市税の調査により得られた滞納者情報のうち、滞納者の所得、資産の内容等については地方税法第 22 条により守秘義務が課せられている。しかし、総務省の見解（平成 19 年 3 月 27 日付総税企第 55 号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」（総務省自治税務局課長通知））によると、強制徴収公債権間での財産情報等の共有は守秘義務違反にあたらないとされている。

次に、西宮市債権の管理に関する条例第 14 条の私債権の債権放棄の規定は、市長の権限による私債権の権利放棄を可能としている。公債権においては、時効期間が経過すれば不納欠損処理が可能であるが、私債権は時効期間が経過するだけでは消滅せず、債務者の時効の援用か債権者からの権利放棄がなければ消滅しない。このため、請求しても実効性のない私債権について、市長の権限による不納欠損処理を可能とした点が当該規定の特徴である。

今後の方針

各所管課からは、いくつかの市で実施されているように滞納整理案件に特化した全庁的な専門組織の設置の希望があるが、未収債権の大半を占める市税、国民健康保険料、災害援護資金貸付金については、すでに個々に徴収専門の組織があること、またそれぞれの制度内容を熟知している本来の所管課でなければ適切な対応が困難であるとの理由等から、現時点においては滞納整理に特化した全庁的組織の設置は検討には至っていない。

収納対策本部としては、西宮市債権の管理に関する条例を十分に活用しながら、税務部等からの積極的な情報提供を進めることを含め、各所管課での滞納整理が進むよう、債権管理の方針づくりや研修の実施による人材育成などの環境整備を図る観点からの支援強化に努めていくとのことである。

【3】監査の結果及び意見の要約

公的債権の徴収は、地方公共団体にとっては財源確保などの観点から重要な課題である。これは西宮市に限ったことではないが、一般に、地方公共団体は費用の負担義務や財政負担の増加よりも、サービスの提供を優先させる傾向がある。もし、滞納している債権の徴収や管理事務の費用が抑えられれば、より多くのサービス提供がなされるのであり、この点を十分に認識する必要がある。そのためには、滞納を生じさせないような仕組の整備が重要である。

地方公共団体が保有している情報は、民間事業者等が保有する生活情報をはるかに上回る。庁内で情報提供できる内容等に制限があるとはいえ、こうした情報を無駄にせず、効率的かつ効果的に債権徴収を図るべきである。

(1) 監査対象債権の概観

今回の監査では債権管理事務をテーマとし、未収債権を所管する複数部局を監査の対象としている。このため、債権管理事務が複数の部局で統一的になされているかの視点も取り入れて監査を行ったが、制度趣旨や債権の性質上、必ずしも統一的な処理ができるものばかりではない。

収納率に関しては、市民税、固定資産税、都市計画税は、担税力のある市民を対象としており、その収納率が他の債権と比べて高くなる。また、介護保険料についても、年金からの天引きにより確実に保険料を収納する仕組が整っているため、一般的に収納率は高くなる。一方で、国民健康保険料については、被保険者は75歳未満の高齢者や低所得者、無所得者が多く、保険料の安定的な徴収が難しい。

保育所運営費負担金や市営住宅等使用料については、他の債権と比べてサービスの対価性が強い。保育サービスを受けたり、低廉な価格で住宅を借りたりしながら、その対価を支払わない者がいることは一般市民の理解が得られないものであり、その収納率は当然に高くなければならない。

そして、災害援護資金貸付金や、住宅新築資金貸付金については、既に貸付制度は終了し、今後は回収のみである点で前述の他の債権とは異なっている。

(2) 監査の結果及び意見の要約

1. 全庁的横断的な取組

今回、債権管理事務について複数の課を監査対象としたが、庁内で認識の違いもあり、情報共有は限定的な範囲に留まっている。西宮市債権の管理に関する条例が施行されていることから、庁内での情報共有をさらに推進するとともに、滞納処分について一定のノウハウを有している税務部からの情報提供等を進めてい

くことが望まれる。

また、市税、国民健康保険料、介護保険料等の複数の債権を重複して滞納しているような場合に、それぞれの所管課が徴収を行うことは非効率である。将来的には、こうした重複債権について共同徴収することを検討すべきである。

2．市民税、固定資産税、都市計画税

市民税、固定資産税、都市計画税については、未収債権の金額は増加傾向にはなく、収納率も高い水準となっている。もともと、担税力のある市民等を対象にしているとはいえ、これは、市の基本的な収入である税収の確保に注力してきた成果であろう。

平成 21 年度末の未収債権は 5,140 百万円、収納率は 93.7%である。未収債権の金額は、景気後退等による税収の減少も影響しているが、その金額は減少している。

ただし、市民税、固定資産税、都市計画税の特性でもあるが、未収債権の 1 件当たりの金額は他の債権と比べると大きく、これについては、過去の取組に起因するものも多いが、検討を要する案件も見受けられた。高額案件や長期滞納案件については、適切な分割納付期間とするための管理、早期の差押え、執行停止や不納欠損処理などの各局面におけるモニタリングの強化と進捗管理の強化を図るべきである。また、個別に検討した案件について、財産調査の記録がないものや、過去の状況が把握できないものがあつたが、特に高額、長期滞納案件については正確な情報の引継ぎが必要である。

さらに、減免について個別に内容を検討したものの中には、前年度所得が 600 万円程度あり、さらに 1,000 万円の退職金があるにもかかわらず、市の条例や規則に基づき個人市民税の減免が認められているものがあつた。今後は、減免要件の上限について条例や規則の見直しも含めて検討することが必要である。

3．国民健康保険料

平成 21 年度末の未収債権は 5,766 百万円、収納率は 59.2%である。この 10 年間で未収債権は約 2 倍に膨れ上がり、収納率も 10 年前と比べると 15%程度下落している。急激な高齢化や医療費の増大により保険料負担が重くなる一方で、不況等により、被保険者の保険料負担能力が低下していること等が原因と考えられる。さらに、対象債権の増加に対する管理体制の整備が追いつかず、収納率の低下をもたらしている面もある。

収納率を高めることは、保険料を確保する観点から重要であることはもちろんであるが、国民健康保険料の現年度分の収納率は、国県支出金の金額決定にも影響するため、二重の意味で、収納率の向上が求められる。現状では、「西宮市国民

健康保険収納対策緊急プラン」を策定し、課題ごとに目標を設定しているが、目標値が前年実績を下回るものが見受けられた。現状を改善するためには、少なくとも現状を下回る事のない目標値を設定すべきである。

また、未収債権のうち過年度分が全体の約 8 割（4,495 百万円）を占め、これへの対応が課題である。個別案件を確認したところ、預金調査等の財産調査の結果では財産が見当たらず、滞納者の生活状況の申請により執行停止としたものの中には、私立大学に通う子どもの学費負担を理由に保険料を支払えないとする者もあった。財産調査の技術・知識を高め、適正な執行停止の判断を行い、組織体制を強化して積極的な滞納処分を行うことが望まれる。その際、国民健康保険料と市税との滞納者は重複が多い（国民健康保険料の滞納金額のうち約 5 割）ことから、積極的に情報を共有し、効率的かつ効果的に滞納整理事務を進めることが必要である。

4．介護保険料

介護保険料については、年金天引きによる特別徴収の部分が多く、もともと未収債権が発生しにくい仕組みとなっている。

平成 21 年度末の未収債権は 106 百万円、収納率は 97.2%である。収納率は、制度が始まった平成 12 年度当時の 99%に近い水準と比べるとやや低下しているが、これは、被保険者の増加や介護保険料の上昇等が原因である。

今後の課題としては、介護保険料の 1 当たりの未収債権の金額は 30 万円未満と少額であるものが多いため、所管課が独自で滞納処分等を行うと非効率となることが想定される。今後は、庁内での滞納者の情報共有を進め、経済的かつ効果的に滞納処分等を進めることが求められる。

5．保育所運営費負担金

保育所運営費負担金（保育料）は各世帯の負担能力に応じて決定されている。一方で、支払能力があるにもかかわらず納付しない滞納者に対しても、児童福祉法上、保護者が就労・疾病等により児童を保育することができない場合に、市町村はその児童を保育しなければならないことされており、保育料の滞納を理由に退所等をさせることはできない。このことが高額な滞納につながる一因となっている。

平成 21 年度末の未収債権は 219 百万円、収納率は 88.0%である。過去 10 年程度の推移をみると、収納率は 80%台の後半で推移しており、大きな変動はないが、未収債権の金額はこの 10 年で約 2 倍に増加している。このことは、保育所による保育を必要とする対象が、この 10 年で広がっていることの現われでもある。

所管課では保育料の滞納対策チームを組織しているが、他のチームと兼務して

おり、収納対策に専念できる状況ではない。滞納している保育料は手書きの「滞納カード」で管理されており、手作業で関連事務を進めなければならない部分が多く、その結果、適切に時効管理がなされていないといった問題がみられた。また、悪質な滞納者に対する滞納処分等についても、十分なノウハウがなく、効果的に進められていない部分もあるため、滞納対策手続をマニュアル化するなどし、高額、悪質な滞納者に対する徴収体制を整備する必要がある。また、延滞金については特に条例に定めがないが、悪質な滞納者等には一定のペナルティが課されるべきであるから、関連する条例を整備し、延滞金を徴収することが必要である。

前述のように、滞納対策を強化することは必要であるが、それ以前に未収を発生させない仕組みづくりが重要である。現年度分の未納に対する催告を早期実施する他、園長による納付指導を行い、保育料の滞納を未然に防ぐ体制を整えることが必要であると考え。

6．市営住宅等使用料

市営住宅等使用料の金額は、入居者の負担能力に応じて決定しており、滞納者に対しては一定の基準により退去を求めている。また、退去者に対する未収債権の回収は、入居者からの回収と比べると困難を極めるため、市では平成 20 年度より専門的ノウハウを有する外部業者に債権回収業務を委託している。

平成 21 年度末の未収債権は 488 百万円、収納率は 81.1%である。ここ 10 年の未収債権と収納率の推移をみると、平成 17 年頃には収納率が 71.6%に落ち込み、未収債権は平成 21 年度末の約 1.7 倍であったが、平成 15 年度以降に債権回収にかかる取組を強化した影響等により、ここ最近、収納率は上昇している。

このように、平成 15 年度以降は取組が強化されている。しかし、例えば、滞納者への契約解除の通知については、西宮市営住宅条例第 46 条第 1 項第 2 号では、家賃又は割増賃料を 3 ヶ月以上滞納したときに住宅等の明渡しを請求することができることとされており、実務的には、西宮市営住宅等滞納家賃等処理要綱第 5 条に基づき滞納月数が 6 ヶ月以上又は滞納金額が 30 万円以上のものについて契約解除の通知を行っている。新たな滞納を抑え支払いを促すためには、条例が認める範囲内で、できるだけ早期に契約解除の通知を行うことが望まれる。また、滞納家賃の支払い請求及び住宅等の明渡し請求訴訟については、現在、市議会の議決事項としているため、手続きに 2~3 ヶ月要しているが、これを市長の専決事項とし、より迅速に手続きを進めることも検討すべきである。

さらに、市営住宅等使用料については連帯保証人制度が設けられているが、保証人は資力に乏しい場合もあり、実際に回収することが困難であるため、当該制度は実効性の乏しいものとなっている。この点については、制度のあり方を見直すべきである。

7．災害援護資金貸付金

阪神淡路大震災の被災者に対する貸付である災害援護資金貸付金については、当初の貸付金の財源は国が3分の2を、都道府県が3分の1を負担しており、債務者に貸付けた金額については、市が債務者から返済を受け、それを国及び県に返済することとなっている。貸付金の当初の法定償還期限は平成18年度であったが、返済が思うように進まないことから、被災各市が国に対して償還期限の延長等を要望し、平成23年度までの償還期限の延長が認められた。それでもなお、西宮市のみならず阪神間の他の団体では、今なお多額の未償還残高を抱えている。

平成21年度末の未収債権は4,159百万円、収納率は4.9%である。現行の制度では、国及び県への返済免除の範囲は債務者の死亡、重度障害に限られており、債務者の破産や所在不明等で市が実質的に返済を受けることができない貸付金についても、市は国及び県へ返済しなければならない。このままでは、多額の未返済の貸付金を市が肩代わりして国及び県へ返済しなければならないと、将来的に多大な財政負担が見込まれる。

この点については、そもそも制度上の課題があったと考えられるため、国及び県に対しては引き続き返済免除の拡大を要望すべきである。

一方で、市としても対応が求められる部分はある。残る貸付金については、徴収可能性が高いものとそうでないものを分類し、少しでも回収できる可能性のある貸付金に注力して、効率的に回収業務を進めることが必要である。

8．住宅新築資金貸付金

住宅新築資金貸付制度は、住宅の新築等に必要な資金を貸付け、持家建設の促進や居住環境の整備改善を図ることを目的として、昭和47年に同和対策事業として発足した貸付制度である。当該制度は平成8年に終了しており、現在は既存の貸付金の回収のみである。

平成21年度末の未収債権は106百万円、収納率は17.3%である。住宅新築資金貸付金については、当初の徴収体制が十分でなく、1件当たり4百万円を超える貸付をしながら、数回分(5万円~65万円)のみの返済となっているものも見られた。平成21年度末の貸付金の約7割は、滞納年数が5年超で、長いものは昭和50年代から滞納が続いている。

こうした債権の中には実質的に回収できないものもあるが、平成21年度までは不納欠損処理がなされていないなど、これまでは過去の債権の整理が十分にできていない部分があった。平成22年度には不納欠損処理も進められているが、貸付金管理事務の効率化を図るため、引き続き、回収が見込まれない貸付金については、西宮市債権の管理に関する条例に沿って債権放棄の手続きを行うべきである。

以下は「第2 各論」で指摘した監査の結果及び意見を一覧表にしたものである。

【監査の結果及び意見の一覧】

項目	指摘事項	結果 意見	第2編 第2 各論	【1】 全庁 横断的 な 取組	【2】 市 民 税	【3】 都 市 計 画 税	【4】 国 民 健 康 保 険 料	【5】 保 育 所 運 営 費	【6】 市 営 住 宅 等 使 用 料	【7】 災 害 援 護 資 金	【8】 住 宅 新 築 資 金
滞 納 債 権 の 徴 収 体 制	国民健康保険料の徴収にかかる組織体制の強化が望まれる。	意見	【1】(1)1.								
	全庁的な視点で未収債権の徴収にかかる人員配置や人材育成を行うことが望まれる。	意見	【1】(1)2.								
	財産調査、滞納処分に関する情報共有を進めるための体制を整備すべき。	意見	【1】(1)3.								
	市税と国民健康保険料、介護保険料、保育所運営費負担金については、財産調査情報も含めた積極的な情報共有が望まれる。	意見	【1】(1)3.								
	高額滞納案件の滞納整理における各局面のモニタリングと進捗管理の強化を図るべき。	意見	【2】(2)2.								
	特に高額、長期滞納案件については正確な情報の引継ぎが必要。	意見	【2】(2)2.)								
	引き続き保険料の収納率を高める取組を実施すべき。	意見	【3】(3)1.								
	「西宮市国民健康保険収納対策緊急プラン」の目標値の設定を見直すべき。	意見	【3】(3)2.								
	高額や悪質な滞納者に対する早期徴収体制を整える必要がある。	意見	【5】(3)3.								
	滞納対策手続をマニュアル化する必要がある。	意見	【5】(3)7.								
滞納債権を分類して整理し、効果的に回収業務を行うべき。	意見	【7】(3)1.									
台 帳 の 管 理	滞納カードを整理すべき。	意見	【5】(3)4.								
	貸付償還金台帳には未償還残高を記載すべき。	意見	【8】(3)1.								
督 促 、 催 告	督促状の発送を速やかに行うことが望まれる。	意見	【3】(3)4.								
	現年度分の未納に対する催告を早期に実施すべき。	意見	【5】(3)1.								
	早期に契約解除の通知を行うことが望まれる。	意見	【6】(3)1.								
	連帯保証人の所在を確認することが望まれる。	意見	【7】(3)3.								
納 付 交 渉	・高額滞納案件について適切な分割納付期間とするための管理を強化すべき。 ・分割納付期間の無用な長期化を避けるべき。 ・分割納付の履行管理をすべき。	意見	【2】(2)2.) 【5】(3)6. 【5】(3)6.								
	休日納税相談の規模は費用対効果も勘案して検討すべき。	意見	【2】(2)3.								
	介護保険料徴収猶予(分納)申請書の入手を徹底すべき。	結果	【4】(2)1.								
	介護保険料徴収猶予(分納)申請書への記載事項の漏れがないようにすべき。	結果	【4】(2)1.								
	保育料納付誓約書を漏れなく提出させる必要がある。	結果	【5】(2)1.								
	保育所の園長による納付指導を行うべき。	意見	【5】(3)2.								
	保育料納付誓約書の記載様式を統一すべき。	意見	【5】(3)5.								
保育料納付誓約書は、一定期間ごとに見直しをするのが望ましい。	意見	【5】(3)6.									

【監査の結果及び意見の一覧】(続き)

項目	指摘事項	結果 意見	第2編 第2各論	【1】 全庁 横断的 な	【2】 都市計 画税 市民 税	【3】 国民 健康 保険 料	【4】 介護 保険 料	【5】 保育 所運 営費 負担 金	【6】 市営 住宅 等 使用 料	【7】 災害 援護 資金 貸付 金	【8】 住宅 新築 資金 貸付 金
法的措置の検討	高額滞納案件については財産調査の上、差押えをしていない案件につき早期差押えのための管理を強化すべき。	意見	【2】(2)2.								
	高額滞納案件について差押え不動産の換価の判断を速やかに行うべき。	意見	【2】(2)2.								
	・体制を強化して積極的な滞納処分を行うべき。 ・滞納処分を積極的に実施すべき。	意見	【3】(3)6. 【5】(3)8.								
	滞納家賃等の支払い請求及び住宅等の明渡し請求訴訟を市長の専決事項とすることを検討すべき。	意見	【6】(3)3.								
執行停止	高額滞納案件について執行停止や不納欠損の適時性確保のための管理を強化すべき。	意見	【2】(2)2.								
	無財産を理由に執行停止としているが、財産調査の記録がない。	意見	【2】(2)2.								
	財産調査の技術・知識を高め、適正な執行停止の判断を行うべき。	意見	【3】(3)5.								
時効管理	適切に時効管理を行うべき。	結果	【3】(2)1. 【5】(2)2.								
不納欠損処理	高額滞納案件について執行停止や不納欠損の適時性確保のための管理を強化すべき。(再掲)	意見	【2】(2)2.								
	不納欠損処理を適切に実施すべき。	結果	【8】(2)1.								
	西宮市債権の管理に関する条例にそって債権放棄の手続を行うべき。	意見	【8】(3)2.								
その他	国民健康保険料、保育所運営費負担金の滞納について、延滞金を徴収すべき。	意見	【1】(2)1.								
	引き続き口座振替を推進すべき。	意見	【1】(3)1.								
	固定資産税等減免申請書について市職員が記載している部分がある。	結果	【2】(2)1.								
	退職後未就業である個人市民税の減免要件の上限について見直しを検討することが望ましい。	意見	【2】(2)1.								
	固定資産税等の減免申請内容を証明する書類の提出を厳格に要求すべき。	意見	【2】(2)1.								
	戸別徴収は早期に廃止する方向で見直すべき。	意見	【3】(3)3.								
	悪質な滞納者に対する差押え等の事例の公表が望まれる。	意見	【3】(3)7.								
	連帯保証人制度を見直すべき。	意見	【6】(3)2.								
	退去者に対する未収債権の回収業務委託の検証を行うべき。	意見	【6】(3)4.								
	国及び県への要望を引き続き行うべき。	意見	【7】(3)2.								
災害援護資金貸付元金の状況について公表すべき。	意見	【7】(3)4.									

第2 各論

【1】全庁横断的な取組

(1) 債権管理体制に関する事項

1. 各課の債権管理業務の状況

(概要)

西宮市において、各債権の回収業務は各所管課が行っている。各債権の未収債権と件数、債権の回収業務に携わる担当者数等をまとめると以下の状況であった。

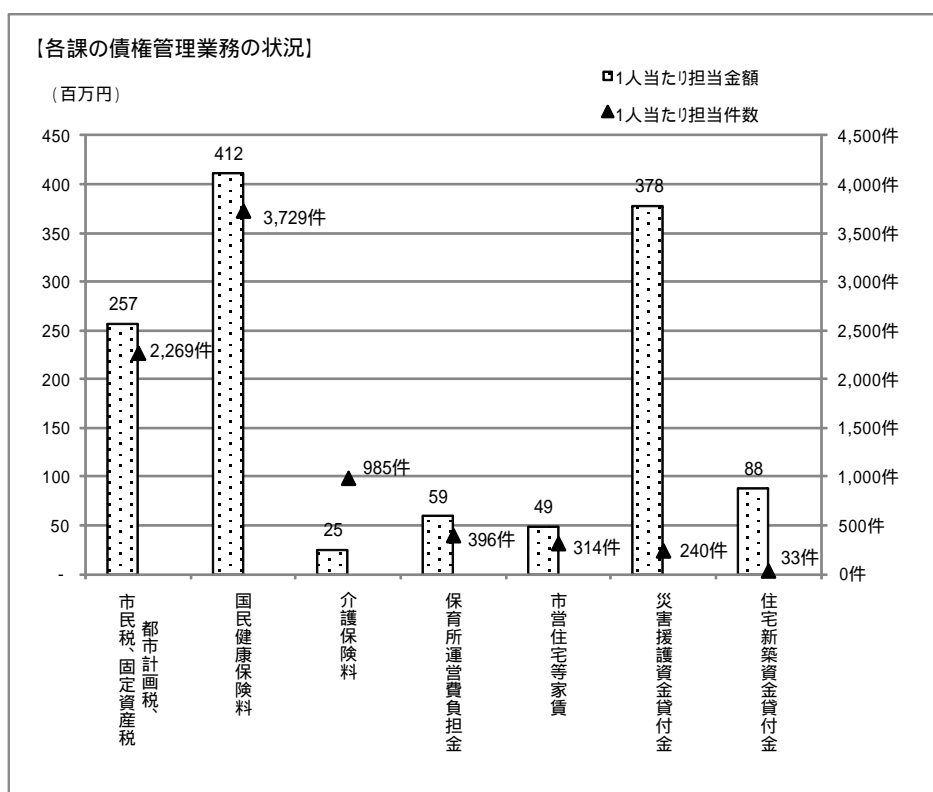
【各課の債権管理業務の状況】

	市民税、 固定資産税、 都市計画税	国民健康保険料	介護保険料	保育所運営費 負担金	市営住宅等 使用料	災害援護資金 貸付金	住宅新築資金 貸付金
平成21年度末 収入未済額(未収債権)	5,139,594千円	5,765,781千円	106,410千円	219,241千円	488,097千円	4,159,007千円	105,961千円
上記件数 1	45,375件	52,199件	4,139件	1,465件	3,143件	2,638件	40件
1件当たり金額 /	113,269円	110,458円	25,709円	149,652円	155,297円	1,576,576円	2,649,035円
担当者数 2	20.0人	14.0人	4.2人	3.7人	10.0人	11.0人	1.2人
1人当たり担当金額 /	256,980千円	411,841千円	25,336千円	59,254千円	48,810千円	378,092千円	88,301千円
1人当たり担当件数 /	2,269件	3,729件	985件	396件	314件	240件	33件

1 滞納件数は同一滞納者に対して重複している場合がある。

滞納件数は、第2編第2[2]～[8]「(1)7. 収入未済額(未収債権)滞納年度別内訳」に示した件数を記載している。

2 職員、嘱託職員の合計を記載している。



担当者 1 人当たりの担当件数は国民健康保険料が 3,729 件と最も多く、次いで市民税、固定資産税、都市計画税の 2,269 件(注)、介護保険料の 985 件となっている。担当者 1 人当たりの担当金額ベースでは、国民健康保険料が 411,841 千円と最も多く、次いで災害援護貸付金の 378,092 千円、市民税、固定資産税、都市計画税の 256,980 千円(注)となっている。

各債権にはそれぞれに特徴があり、一概に担当者の業務量を比較し、判断することは難しいが、国民健康保険料については、担当者一人当たりの担当金額、件数が他の債権と比べると多い状況である。

(注)市民税、固定資産税、都市計画税を担当する納税グループは、この 3 税目だけでなく、市税すべての未収を担当しているため、実際の担当件数や金額はこれよりも多い。

(意見)

国民健康保険料の徴収にかかる組織体制の強化が望まれる

国民健康保険料の未収債権は約 58 億円と、市民税、固定資産税、都市計画税の合計を上回る水準となっている。国民健康保険料の回収業務を担当する担当者 1 人当たりの担当件数や金額は、今回、監査対象とした債権の中で最も多い状況である。また、国民健康保険料の収納率は近隣他市と比較しても低い水準(近隣他市比較では 6 市中 4 位)にあり、徴収人員が十分でないことも影響していると思われる。

所管課でも人員不足を感じており、平成 21 年度では市税の滞納処分業務経験者を中心とした増員(2 名)を行っているが、依然として人員が十分とはいえない。暫定的にでも引き続き担当者を増やし、適正な未収債権の水準になるまで徴収体制を強化していくことが望まれる。

なお、国民健康保険料については未収債権 58 億円の約 8 割を占める過年度分の未収債権 45 億円の整理と滞納処分が課題である。このため、一定期間を設けて滞納処分等の技術の高い職員を国保収納グループに配置し、集中的に過年度分の未収債権を整理するのもひとつの方法である。

2. 各課の未収債権の徴収コストと徴収体制

(概要)

公的債権の未収債権は、本来はコストを無視してでも徴収しなければならないが、コストがより少ない方が望ましいことはいうまでもない。一般的に、未収債権の徴収の中でも収入手続にコストがかかるのは過年度分の債権の徴収であり、各項目の過年度分の未収債権の収入額と徴収にかかったコストを試算すると以下の状況であった。

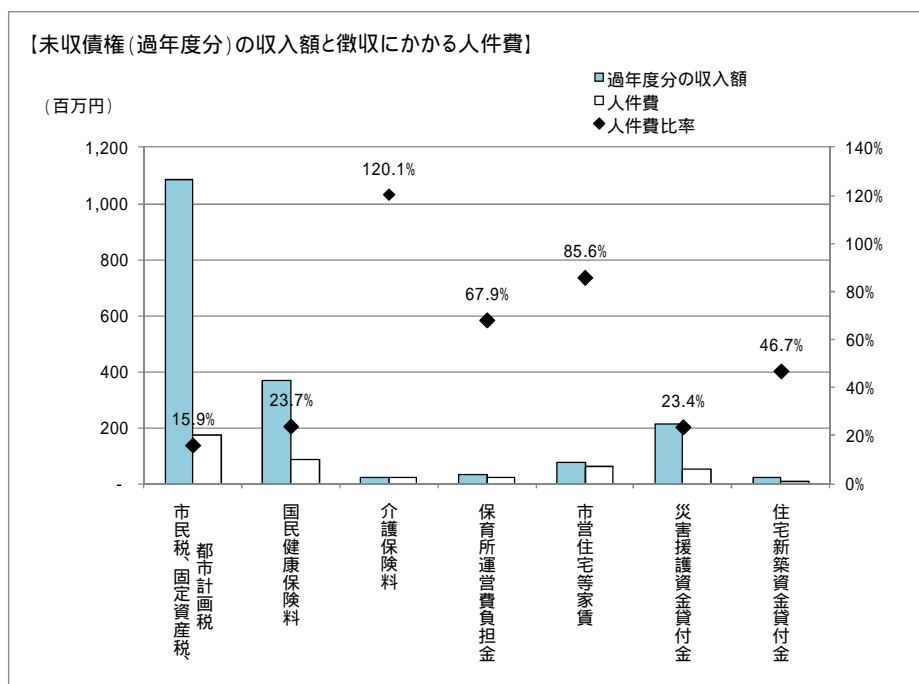
【各課の未収債権の徴収コストと徴収体制】

	市民税、 固定資産税、 都市計画税	国民健康保険料	介護保険料	保育所運営費 負担金	市営住宅等 使用料	災害援護資金 貸付金	住宅新築資金 貸付金
平成21年度の未収債権(過年度分)に係る収入額	1,087,490千円	366,448千円	20,793千円	30,405千円	74,418千円	212,785千円	22,161千円
人件費 1	172,460千円	86,984千円	24,971千円	20,659千円	63,738千円	49,869千円	10,348千円
人件費比率 ÷	15.9%	23.7%	120.1%	67.9%	85.6%	23.4%	46.7%
正職員 2	20.0人	8.0人	2.2人	1.7人	6.0人	3.0人	1.2人
嘱託 3	0.0人	6.0人	2.0人	2.0人	4.0人	8.0人	0.0人

1 正職員人数×8,623千円+嘱託職員人数×3,000千円として試算した。

2 正職員の人件費は、一人当たり8,623千円とした。(平成22年度事務事業評価 結果報告書より)

3 嘱託職員の給与は一律に3,000千円として計算している。



各課の過年度分の未収債権の徴収にかかる人件費は、徴収金額の15～120%と幅広い。なお、実際に未収債権の徴収にかかるのは人件費のみならず、物件費等のコストもあるから、上記金額よりも多くなる。

(意見)

全庁的な視点で未収債権の徴収にかかる人員配置や人材育成を行うことが望まれる

公的債権の徴収においては、コストを無視してでも徴収しなければならないという側面がある一方で、限られた人員を効果的に配置して、成果を挙げるといった点も考慮しなければならない。

監査人の試算によると、例えば介護保険料においては、20,793 千円の金額を徴収するのに、24,971 千円の人件費がかかっており、市営住宅等家賃においては、74,418 千円の金額を徴収するのに 63,738 千円の人件費がかかっている。介護保険料は 1 件当たりの金額が少額であることや、市営住宅等家賃については訴訟手続等にかなり時間と労力を要することなどが影響していると思われる。

各所管課はそれぞれ限られた人員で最大限の成果が得られるような取組がなされているが、全庁的な視点で、徴収コストも勘案した上で人員配置を行うことが望まれる。

また、現状においても税務部門以外の部署の徴収担当者は税務部門と比べると徴収技術が十分でない面もあることから、収納対策本部においてこうした職員向けの研修が行われている。少ない人員でより効果的かつ効率的な業務が実施できるよう、引き続き研修を充実させる必要がある。

3. 未収債権に係る情報の相互利用について

(概要)

西宮市債権の管理に関する条例第7条第2項では、滞納者に関する情報の相互利用を認め、調査能力の高い市税等で得られた滞納者情報を、他部局へ情報提供することを可能としている。

ここで、収納対策本部が複数の債権に重複して滞納する債務者に関する調査を実施した結果は次のとおりであった。

【市税との重複状況(平成22年7月末時点)】…現年、滞納繰越分にかかわらず調査日時時点で未収のものを集計している。

債権内訳	市税との重複状況				未収債権残高	
	件数(人) A	% A/C	金額(千円) B	% B/D	件数(人) C	金額(千円) D
市税 1					25,841	6,157,943
国民健康保険料	6,196	31.2	2,592,714	46.6	19,887	5,557,816
介護保険料	746	21.0	42,686	39.3	3,556	108,624
市営住宅使用料(家賃) 2	372	23.8	183,475	25.5	1,560	718,153
災害援護資金貸付金	528	20.4	840,937	20.6	2,584	4,075,939
合計	7,842	28.4	3,659,812	35.0	27,587	10,460,532

1 市税の人数は税目毎にカウントしている。

2 市営住宅使用料(家賃)については、家賃のみの数値であり、駐車場使用料は含まれていない。

3 保育所運営費負担金、住宅新築資金貸付金はデータベース化されていないため、重複状況は集計できない。

国民健康保険料、介護保険料、市営住宅使用料(家賃)、災害援護資金貸付金の債権合計 10,460,532 千円(27,587 人)のうち、3,659,812 千円(7,842 人)は市税と重複しており、金額ベースでの重複率は 35.0%である。このうち、国民健康保険料については、金額ベースで約半分が市税と重複して滞納が生じている状況である。

次に、各課における未収債権の滞納処分や財産調査情報について、納税グループとの情報共有の状況を確認したところ、以下の状況であった。

【情報共有の状況】

性質	項目	財産調査情報	滞納処分情報
強制徴収公債権	国民健康保険料	個別の案件について、納税グループに照会をかけて情報収集しているが、財産調査については双方共に実施しているため、補完的に連携している程度である。	納税グループのオンライン情報の閲覧許可を得ており、常時検索可能である。滞納処分や執行停止処理など、滞納者に対する今後の方針を早期に判断、決定する上で、非常に役立っている。
	介護保険料	他部署と情報共有は行っていない。	滞納者から、介護保険料の他にも滞納しているものがあるとの情報を得た場合には、担当課に問合せを行っている。
	保育所運営費負担金	他部署と情報共有は行っていない。	所得情報については、納税グループのオンライン情報の閲覧許可を得ており、常時検索可能である。
私債権	災害援護資金貸付金		滞納の有無、公判中の裁判の有無は他部署と情報共有を行っている。
	市営住宅等使用料	私債権については、公債権との財産調査情報の共有はできないとされている。	他部署と情報共有を行っていない(共有する必要性が乏しいと考えている)。
	住宅新築資金貸付金		滞納の有無、公判中の裁判の有無は他部署と情報共有を行っている。

(意見)

財産調査、滞納処分に関する情報共有を進めるための体制を整備すべき

西宮市債権の管理に関する条例第 7 条第 2 項では、滞納者に関する情報の相互利用を認めており、「滞納者情報の提供に関する要綱」が平成 22 年 10 月 1 日から実施されている。しかし、市税の調査により得られた滞納者情報のうち、滞納者の所得、資産の内容等については地方税法第 22 条により守秘義務が課せられている点が担当者の間では強く意識されており、情報の相互利用については限定された範囲に留まっている。

担当者によって情報共有できる範囲について認識の違いもあることから、まずは、担当者が他部署との情報共有が可能である範囲を正しく理解し、その上で、庁内でスムーズに情報共有ができるよう、運用手続を周知することが必要である。

また、市税も国民健康保険料も介護保険料も重複して滞納しているような場合に、それぞれの所管課が別々に徴収を行うことは非効率である。将来的には、こうした重複債権について共同徴収することを検討すべきである。

市税と国民健康保険料、介護保険料、保育所運営費負担金については、財産調査情報も含めた積極的な情報共有が望まれる

市税と国民健康保険料の未収債権については、納税グループに対して個別の案件について照会をかけて情報収集を行っているが、財産調査については国保収納グループでも実施していることから、補完的に連携している程度である。

市税と国民健康保険料滞納者の重複は全体で 6,196 件、約 26 億円にものぼり、各課が重複して実施するのは非効率である。

また、介護保険料や保育所運営費負担金は強制徴収公債権であるが、市税との情報共有が進んでいない。介護保険料については、未収債権 1 件当たりの金額が小さく、担当課において財産調査等に時間をかけることが難しい面がある。また、保育所運営費負担金を管理する保育所事業グループでは、そもそも滞納対策に専任する職員がおらず、財産調査等まで十分に手が回らない状況である。

強制徴収公債権相互間では、滞納者についての財産調査情報も含めた情報の共有が可能とされていることから、市税と国民健康保険料、介護保険料、保育所運営費負担金については、積極的な情報共有が望まれる。

(2) 滞納者へのペナルティ

1. 延滞金について

(概要)

強制徴収公債権にかかる延滞金の取扱を整理したところ、以下の状況であった。

項目	延滞金の取扱	根拠条例
市民税 固定資産税・都市計画税	延滞金額を加算して納付しなければならない。	西宮市市税条例第13条
国民健康保険料	延滞金額を加算して徴収することができる。	西宮市国民健康保険条例第21条
介護保険料	延滞金額を加算して納付しなければならない。	西宮市介護保険条例第9条
保育所運営費負担金	定めなし。	定めなし。

(意見)

国民健康保険料の滞納について、延滞金を徴収すべき

市の条例によると、国民健康保険料を納期限後に納付した場合には「市長は当該納付金額にその納期限の翌日から納付日までの期間に応じて、延滞金額を加算して徴収することができる（国民健康保険条例第21条）」とされている。しかし、滞納者の多くは低所得者や失業者などであり、実質的には延滞金を賦課しても減免せざるを得ないケースが市税と比べると多いことや、現時点では多額の未収債権を抱えていることもあり、昭和60年度以降、市は延滞金の徴収を行っていない。

納付者間の公平性を保つため、また、滞納を未然に防ぐための方法の一つとして、基本的には延滞金の徴収を行うべきであり、必要な場合にのみ延滞金の減免を行うことが望まれる。

保育所運営費負担金の滞納について、延滞金を徴収すべき

保育所運営費負担金は国民健康保険料や介護保険料と同じ、地方税法の規定が適用される強制徴収公債権である。しかし、滞納した場合における延滞金については、特に条例に定めがなく、延滞金の徴収は行っていない。

保育所運営費負担金は、滞納してもそれを理由に園児を退所させることはできず、滞納しても不利益がないということが滞納を助長する側面があると考えられる。また、適正に期日までに納付した者との公平性の観点からは、滞納者に対しては延滞金という一定のペナルティを課すことが必要である。

このため、保育所運営費負担金についても、延滞金にかかる条例を整備し、延滞金の徴収を行うべきである。

(3) その他

1. 口座振替について

(概要)

徴収金の納付や貸付金の返済に際しては、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、市役所・各支所（サービスセンターは除く）の窓口などで納付・返済できるほか、口座振替制度がある（注）。

（注）市民税や国民健康保険料、介護保険料については、上記のような普通徴収のほか、年金から直接天引きされる特別徴収がある。

徴収金の納付方法のうち、口座振替の占める割合は以下のとおりである。

【平成21年度の口座振替率】

項目	市民税	固定資産税	国民健康保険料	介護保険料 (1)	保育所運営費負担金	市営住宅等家賃
件数ベース	21.8%	36.1%	36.4%	22.7%	83.0%	63.5%
調定額ベース	30.0%	31.8%	45.0%	24.9%	88.2%	64.2%

1 年金から天引きされる特別徴収以外の普通徴収（調定額に占める割合12.6%、件数ベースでは17.6%）のうちの口座振替利用率を記載している。

2 災害援護資金貸付金、住宅新築資金貸付金については、新規貸付がないため除いている。

このうち、市民税、固定資産税の口座振替率を近隣他市と比較したところ、以下の状況であった。

【平成21年度 口座振替率の近隣市比較】

		西宮市	A市	B市	C市	D市	E市
市民税	件数(%)	21.8	29.6	17.0	35.9	26.5	28.1
	金額(%)	30.0	38.2	27.7	44.9	27.3	34.1
		西宮市	A市	B市	C市	D市	E市
固定資産税	件数(%)	36.1	40.9	32.0	61.3	39.1	42.1
	金額(%)	31.8	34.6	32.3	57.7	31.8	33.3

西宮市では、すべての納税通知書に口座振替申込書を同封して送付し、口座振替を勧めているものの、口座振替件数割合を近隣市と比較すると、市県民税 5/6 位、固定資産税 5/6 位、同金額割合は市県民税 4/6 位、固定資産税 5/6 位であり、件数・金額ともに口座振替率は低い。市によると、徒歩圏内に銀行が多いことが原因の一つであるとのことである。

また、国民健康保険料について納付方法別の収納率を比較すると次の状況であり、口座振替による納付の収納率が高いことが分かる。

【国民健康保険料の納付方法別収納率】

	平成21年度				
	世帯数 (世帯)	構成比	調定額 (千円)	構成比	収納率
自主納付(注)	39,141	54.8%	5,307,945	51.4%	77.8%
口座振替	25,978	36.4%	4,652,574	45.0%	98.1%
特別徴収	6,134	8.6%	354,614	3.4%	100.0%
戸別徴収	118	0.2%	20,529	0.2%	85.9%
合計	71,371	100.0%	10,335,663	100.0%	87.7%

(注)市役所・各支所の窓口、金融機関等における納付

国保収納グループにおいても、口座振替を推進すべく新規加入者や戸別徴収対象者、金融機関の少ない地域等を限定して勧奨を行っているが、平成20年4月以降、口座振替割合の高かった75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行していることにより、口座振替率を高めるのが難しい状況にある。

次に、保育所運営費負担金の口座振替率は、件数ベースで83.0%、調定額ベースで88.2%であり、市税や他の項目と比べると口座振替率は高くなっている。原則として、保育所運営費負担金の納付は口座振替によるとされており、口座振替率が高いことは当然であるともいえる。平成18年度の情報になるが、政令指定都市の保育所運営費負担金の口座振替率は、浜松市96.3%、名古屋市96.3%であり、これらの市と比べると西宮市の口座振替率が十分に高いとはいえない。

(意見)

引き続き口座振替を推進すべき

口座振替率の増加は、納付遅れや滞納の防止に効果的であり、徴収事務の効率化につながる。また、口座振替は手数料が5円/件と、コンビニ収納の手数料55円/件と比べて低い。このような点を考慮すれば、市税や国民健康保険料のみならず、他の徴収金についても引き続き口座振替を推進する必要がある。

【2】市民税、固定資産税、都市計画税（総務局 税務部）

（1）概要

1．債権の種類

公債権。

市民税及び固定資産税、都市計画税は、地方税法第 5 条に基づき、西宮市市税条例第 3 条により課税される強制徴収公債権である。

2．時効期間

原則として、法定納期限の翌日から起算して 5 年（地方税法第 18 条）。

3．本債権の特色

市民税及び固定資産税、都市計画税は、強制徴収公債権であり、時効期間をはじめ、督促から滞納処分に至る債権管理の一連の流れについて法律により規定されている。租税債権の早期徴収を図るため、地方税法第 331 条、第 373 条等により、滞納者の財産を差し押さえなければならない旨が定められている一方で、換価の猶予（地方税法第 15 条の 5）、滞納処分の執行停止（地方税法第 15 条の 7）等を行うことができる。

4．制度の概要

市民税

1 年間の個人所得に対しては、国税である所得税と、地方税である個人市民税、個人県民税が課税される。このうち、個人市民税と個人県民税は 1 月 1 日に在住している市町村においてあわせて課税され、前年 1 年間の所得より求める所得割と所得に関わらず課される定額の均等割からなる。

法人所得に対しては、国税である法人税と地方税である法人市民税、法人県民税が課税される。このうち法人市民税は、事業所等が所在する市町村で課税されるもので、法人税額より求める法人税割と、資本金等の額により課せられる均等割からなる。

市民税の概要は以下のとおりである。

()は西宮市市税条例

区分		納税義務者	課税標準	税率
個人市民税	所得割	・市内に住所を有する個人(第17条第1項第1号)。	総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額(第26条)	100分の6 (第27条の3)
	均等割	・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者(同項第2号)。	年額 3,000円 (第24条第1項)	
法人市民税	法人税割	・市内に事務所または事業所を有する法人(同項第3号)。	法人税額(第27条の5の2)	[資本金等の額が1億円以下でかつ法人税額が年4,000千円以下の法人]100分の12.3 (第27条の5の2)
		・法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所または事業所を有するもの(同項第5号)。		[上記を除く法人]100分の14.7 (第27条の5)
	均等割	・市内に事務所または事業所を有する法人(同項第3号)。 ・市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの(同項第4号)。	資本金等の額および従業者数に応じて年額60,000円～3,600,000円(第24条第2項)	

非課税の範囲と減免制度については次のとおりである。

個人市民税について、生活保護の規定による生活扶助を受けている者等については、非課税である(西宮市市税条例第18条)。

このほか、個人市民税については、生活に著しく困窮し納税が困難であること、合計所得金額が600万円以下(ただし災害のときは1,000万円以下)であること、納税義務者により納税義務を相続人が承継していること、納期限を過ぎていないこと等、一定の要件を満たす場合に、納税者の申請により減免を行う減免制度が定められている(西宮市市税条例第34条、西宮市市税条例施行規則第14条)。

【平成21年度の減免状況】

	件数	金額
個人市民税の減免	5,463件	124,110千円
(うち、納税者が失業、廃業し、かつ休職中である場合)	3,315件	93,998千円
法人市民税の減免	72件	4,320千円

固定資産税、都市計画税

固定資産税は、毎年 1 月 1 日時点に土地、家屋または償却資産を所有している者（下記の表では「納税義務者」という。）に課税され、固定資産の価格をもとに算定される税額を固定資産の所在する市町村に納める。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税で、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して課税され、固定資産税とあわせて納める。なお、都市計画事業とは、道路、公園、上下水道、ごみ処理施設等の都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

固定資産税、都市計画税の概要は以下のとおりである。

（ ）は西宮市市税条例

区分	納税義務者	課税対象及び算定方法
固定資産税	賦課期日に不動産登記簿に所有者として登記されている者、または、固定資産課税台帳に所有者として登録されている者。 (第36条、第45条)	土地・家屋または償却資産が課税対象となる。 課税標準額の算定 固定資産を評価し、その価格を決定。 それを基に課税標準額を決定。 固定資産課税台帳に登録。 (第41条) 税額の算定 税額 = 課税標準額 × 0.014 (第41条の2)
都市計画税	賦課期日に不動産登記簿に所有者として登記されている者、または、償却資産を除く固定資産課税台帳に所有者として登録されている者。 (第125条)	都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋が課税対象となる。 課税標準額の算定 固定資産を評価し、その価格を決定。 それを基に課税標準額を決定。 原則、固定資産税と同様。 (第125条) 税額の算定 税額 = 課税標準額 × 0.003 (第126条)

非課税の範囲と減免制度については次のとおりである。

固定資産税、都市計画税について、国、県、市の所有によるもののほか、公衆用道路、学校法人、宗教法人等が直接本来の用に供する固定資産等については、非課税である（地方税法第 348 条、第 702 条の 2 等）。

【平成 21 年度の課税面積】

項目	面積	割合
西宮市の面積	100,180 千㎡	100.0%
固定資産税の課税面積	47,785 千㎡	47.7%
都市計画税の課税面積	29,955 千㎡	29.9%

このほか、固定資産税、都市計画税については、「生活保護法による生活扶助等を受ける者が所有する固定資産」や、「公益のために直接専用する固定資産（児童遊園など）」、「災害等により滅失又は甚大な被害を受けた固定資産」、その他、「特別の事由がある固定資産」として、個人経営等の幼稚園や専修（専門）学校、地域団体または市民活動の拠点として使用されている固定資産などについて、納税者の申請により固定資産税、都市計画税を減免することができる制度が定められている（西宮市市税条例第 50 条、第 129 条、西宮市市税条例施行規則第 17 条）。

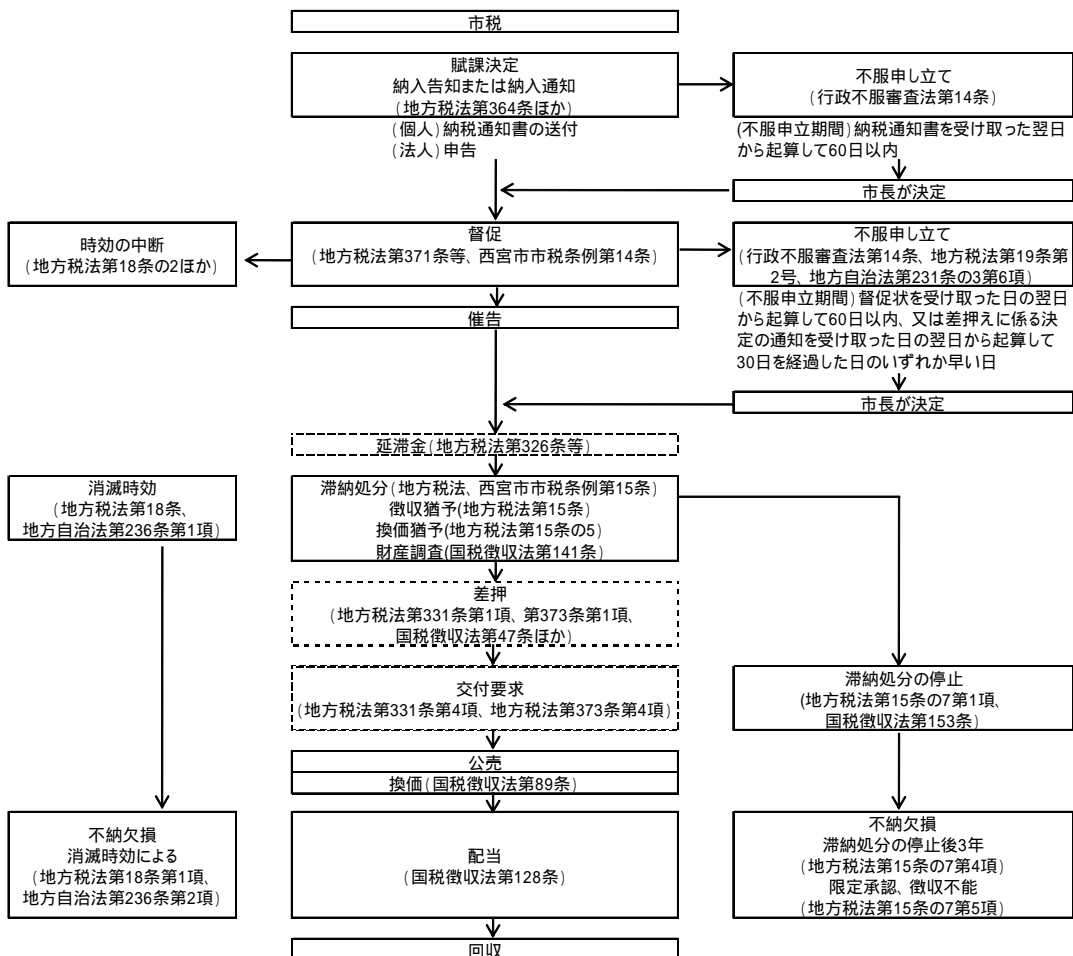
【平成 21 年度の減免状況】

項目	件数	金額
固定資産税、都市計画税の減免	6,486 件	105,805 千円
（うち、特別の事由がある固定資産）	6,118 件	83,965 千円

5. 債権管理の状況

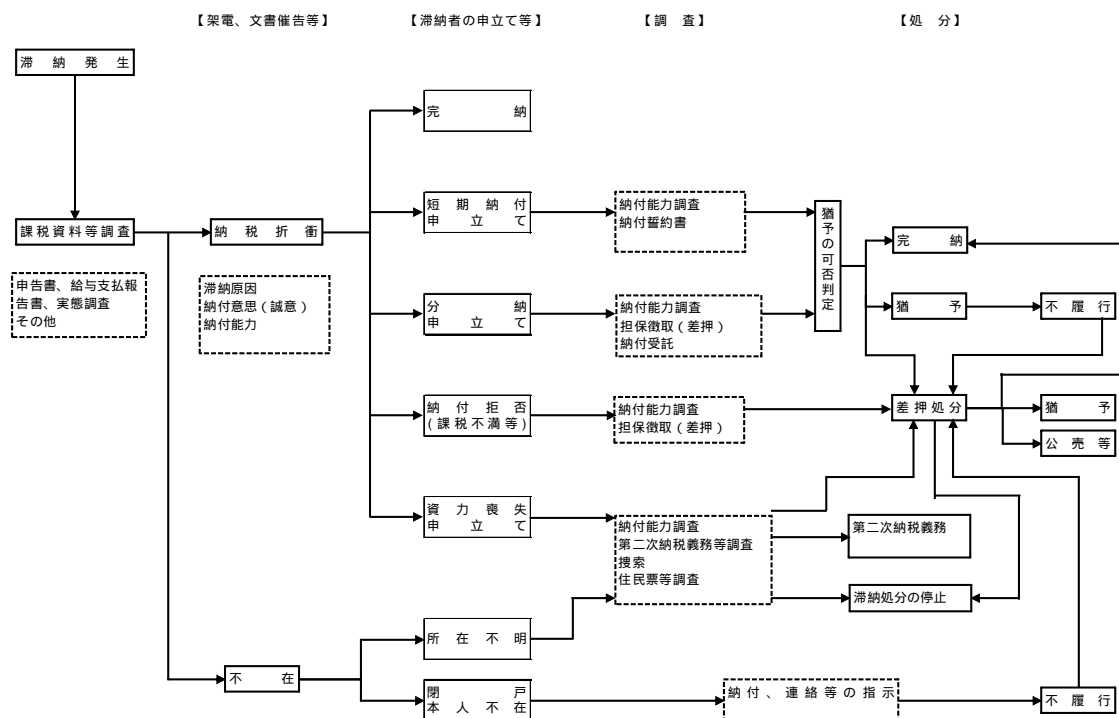
債権管理のフロー

【全体のフロー】



(自治体法務 NAVI Vol.22 を参考に一部加筆。)

【滞納処分のフロー（前掲のフローのうち滞納処分の詳細）】



（出所は市の提供資料による。以下では市からの提供資料についての記載は省略する。）

滞納債権の徴収体制

総務局税務部は、税務管理グループ、市民税グループ、資産税グループ及び納税グループに分かれている。税務管理グループは税務部の企画、調整、研修及びその他庶務に関する業務等を行っている。個人市県民税及び法人市民税の賦課及び調定を市民税グループが、固定資産税及び都市計画税の賦課及び調定を資産税グループが、市たばこ税及び入湯税を除くすべての市税(注)滞納債権の管理を納税グループが行っている。納税グループの組織図は以下のとおりである。

(注)市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税、事業所税からなる。

納税グループ 組織図（平成22年4月1日現在）

(36名)

納税グループ長 1

- 管理チーム 係長 1（主査 2 主事 2）
- 収税第1チーム 課長補佐 1（主査 1 主事 2 再任用 1）
- 収税第2チーム 係長 1（主事 4）
- 収税第3チーム 係長 1（主査 1 主事 3）
- 収税第4チーム 係長 1（主事 4）
- 収税第5チーム 係長 1（主事 4）
- 特別機動整理チーム 係長 1（主事 4）

収税第 1 チームは現年分の徴収を、同第 2 チームから第 5 チームは、地区割で滞納繰越分の徴収を、特別機動整理チームは滞納額合計 1,000 千円超の高額滞納税の徴収を行っている。

台帳の管理

市長は、市債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし（西宮市債権の管理に関する条例第 5 条）、市税債権においては収納支援システムを債権管理台帳としている。

各課税グループは、課税資料に基づき調定を行い、課税決定している。これを基にした収納状況データを収納支援システムに送ることにより、同システム画面において債権税目、課税番号、債務者の氏名及び住所、年度別債権の額、調定額、収入額、未収額、納期到来滞納額、延滞金額の検索が可能となっているほか、分割納付の予定等の入力ができる。

また、市は、台帳とは別に、滞納者ごとに財産調査報告書、差押調書、差押解除通知書等の資料を、各滞納債権の状況に応じて、必要なものを時系列に綴じて保管している。

督促、催告

市税がその納期限までに完納されないときは督促を行う。督促は、単なる催告にとどまらず、差押え等の前提条件としての効力と市税徴収権の時効中断の効力を同時に持つ。督促は、賦課年度、税目、金額、納付期限、納付請求の旨等を記載した文書様式にて行い、口頭による督促は上記の効力をもたない。また、督促時期については、市税の納期限から 20 日以内に督促しなければならないが、これは訓示規定であり 20 日経過後に発した督促状も効力に問題は無い（地方税法第 329 条等）。

市では、架電催告は納期限が到来したものごとに随時行っているが、特に、現年分の一次催告書発送時（市県民税（特別徴収分）は 11 月、市県民税（普通徴収分）は 10 月、固定資産税と都市計画税は 9 月）、12 月の過年度全件催告書発送時に、納税意識の喚起と納税指導のため、集中的に架電催告を行っている。平成 21 年度の年間督促状、催告書の発送件数は現年度分 182,420 件、過年度分 90,672 件の計 273,092 件（担当者 1 人当たり発送件数 17,068 件/年^(注)）、架電件数 12,235 件（担当者 1 人当たり 765 件/年^(注)）である。

(注)担当者 1 人当たり件数は、全体の件数を、管理、収税第 1 及び特別機動整理チームを除く収税第 2、3、4、5 チームの人数合計 16 名で除している。特別機動整理チームについては、高額滞納案件の徴収を行っており、督促状や催告書の発送件数や架電件数は少ないため合計人数から除いている。なお、固定資産税、市県民税（普通徴収）現年分一次催告書発送時には、税務部全職員が架電催告を行っている。

費用対効果の観点から、臨戸徴収（納税折衝、納税指導を兼ねて現地に出張し、滞納者と面談を行い、滞納原因の究明、納付意思の調査等を行うこと）を行うよりも督促状及び催告書発送、架電、財産調査の上滞納処分を行う方が効果的であると市は考えており、また自主納付を原則としているため、現在、臨戸徴収は原則として行っていない。

納付交渉

督促してなお税の徴収金を納付しない場合には架電や文書催告により納税折衝を行う。納付能力調査や担保徴収（差押え）を行った上で猶予が可能と判定されれば、分割納付等により納付させる場合もあるし、分割納付が不履行となったときは、差押え財産を換価する場合もある。その他、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められない場合等は財産調査、差押え、換価とする場合もある。

猶予制度には、徴収猶予と換価猶予(注)があるが、市では、最近、換価猶予のみを行っている。換価猶予を行いながら、分割納付を履行させるよう交渉することで、納付を促している。猶予の期間は、地方税法第 15 条の 5 に規定の原則 1 年以内とし、それ以上長期となるものについては財産調査を行い、適切な分割納付期間であるかを確認することとなる。財産の発見に至らず、再度換価猶予をとって財産調査を実施したり、少額の分割納付の延長を繰り返したりする場合等があるため、分割納付期間は必ずしも 1 年以内ではない。

また、換価猶予を許可したとしても、差押えをしないで完納に結びつける場合や、財産調査により財産を発見しても差押えを行うことにより滞納者の生活の維持や事業の継続を困難にするおそれがあると判断する場合には差押えを行わない場合もある。

ただし、市によると、概ね 2 年を超えて完納されないものについては引き続き財産調査は行っているとのことである。

(注)換価猶予とは、滞納処分による財産の換価をすることにより、滞納者の事業継続もしくは生活の維持を困難にするおそれがある場合、または滞納処分を執行するよりも、その執行を一定期間猶予することが地方公共団体にとって徴収上有利である場合で、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、換価の猶予ができる(地方税法第 15 条の 5)ことをいう。換価猶予は、納税者の申告が不要であり、原則として猶予期間中、時効は中断される。また、担保の徴収が必要（差押え金額が 50 万円以下である場合または担保を徴することができない特別に事情がある場合は除く）である。

法的措置

地方税法上は、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方公共団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされている。差押えは、法律上または事実上の処分の禁止の効力があり、差押え中は時効が中断する。

なお、実質的には督促状を発送してから 10 日を経過した日での差押えは困難であり、差押え執行をしているケースはないが、判例（津地方裁判所平成 17 年 2 月 24 日判決(判例タイムズ 1217 号 三重県御浜町。固定資産税の延滞金の徴収を怠る事実の違法確認等請求住民訴訟事件)）から考えるに、10 日を経過した日での差押えは不可能という市の判断は地方税法違反ではない。

差押え財産の選択については、徴税吏員の裁量にゆだねられており、実務上は、換価が容易で第三者の権利を害することが少ない、滞納者の生活の維持または事業の継続に与える支障が少ない、徴収金に見合う財産であること等の点に留意して差押え財産を選択する。

平成 21 年度末現在の市税の収入未済額 70,856 件、5,185,875 千円のうち、差押え中であるものは 503 件、1,266,821 千円であり、差押え中である 503 件のうち、不動産は 388 件で約 77%と高い割合となっている。しかし、市税債権が金融機関の抵当権に劣後していることが多く、公売に適している不動産の数が少ないことや、事務処理が煩雑で時間と労力を要する一方、換価によって得られる徴収額が期待できないことから、平成 21 年度の差押え不動産の公売は 2 件のみであり、公売執行件数は少ない。

差押え不動産は換価できない状態が長期にわたる傾向があるため、平成 19 年度には、納税グループ内の組織を変更し、高額滞納税の徴収を専門に行う特別機動整理チームを設置し、これまでの長期案件を整理し、滞納処分を行っている。また、徴収が極めて困難とされるものについて不納欠損処理を進めている。

執行停止

執行停止とは、滞納者について資力喪失、無財産等、滞納処分を執行しても、その実益がないと認められる一定の要件、事実がある場合に徴収権を一時的に停止させる制度であり、具体的な要件は以下のとおりである。なお、執行停止されても、時効は中断せず、時効は進行している。

【執行停止要件（地方税法第 15 条の 7 第 1 項）】

該当	停止事由	摘要	
第 1 号 無財産	滞納処分の終了	すべての差押可能財産について換価処分（他庁の公売、裁判所の競売等を含む）を終了したが、なお、徴収できない市税がある場合。	滞納者の所在が不明であっても、左の停止事由に該当する財産があれば、第 1 号により停止決議を行うこと。 停止決議と同時に市税債権の充足が見込めない財産、換価が困難（不可能）な財産、取立が困難な債権等にかかる差押は解除しなければならない。
	実益のない滞納処分	既に差し押えた財産及び差押の対象となりうる財産の処分予定価額と権利関係からして、市税債権の充足が見込めない場合。 なお、取立金額が 3,000 円未満の預貯金債権も該当するものとする。	
	差押禁止	滞納者に帰属する財産が国税徴収法等に規定されている差押禁止財産しかない場合。	
	無財産と認定	換価が困難（不可能）な財産。 取立が困難な債権。	
第 2 号 生活困窮	生活保護法の適用を受けている場合。 生活に必要な最小限の不動産、電話加入権等は所有しているが、生活保護法の適用水準に近い生活程度の場合、又は低額所得層に属し、将来とも経済的余裕が生じないと判断される場合。	適用は個人の滞納者に限る。 差押財産があれば、法第 15 条の 7 第 3 項に基づき差押を解除しなければならない。	
第 3 号 所在不明	滞納者の住所（居所）及び滞納処分を執行できる財産がともに不明である場合。	滞納者の所在が不明であっても、差押可能財産があれば（所有権移転済、換価済の財産を含む）該当しない。	

時効の管理

地方税の徴収権は原則として、法定納期限の翌日から起算して 5 年を経過したときに、時効により消滅する。なお、督促や交付要求（参加差押え）、差押え、猶予の申請などによる時効の停止や中断については地方税法上で規定されている事由のほか、民法の規定を準用する。

地方税については、時効の援用（時効の利益を受ける者が時効の完成を主張すること）は不要であり、納税者または特別徴収義務者は時効の利益を放棄できない。

不納欠損処理

不納欠損処理とは、時効が到来する等して徴収権が消滅した地方税債権について会計上の処理を行うものである。納税グループでは、毎年度 8 月と 1 月に不納欠損処理を行っている。

【不納欠損事由別推移】

(市税全てを対象としているため、監査対象以外のものも含まれている)

(単位:千円)

事由	平成19年度	平成20年度	平成21年度
①執行停止後3年経過	232,722	296,134	296,172
②執行停止後時効到来	89,925	79,838	93,419
③執行停止後即欠損	(注) 585,923	24,823	33,129
④執行停止外欠損	67,146	12,602	20,128
合計	975,716	413,396	442,848

(注)平成19年度に高額滞納法人の特別土地保有税423,162千円を執行停止後即不納欠損としたため金額が大きくなっている。当該法人に対しては、平成3年度から特別土地保有税の新規課税が廃止される前の平成14年度まで特別土地保有税が課税されたが、法人は平成18年度に特別清算を受けており、その後、破産により法人も消滅したため、執行停止後即欠損処理としたものである。また、平成19年度に特別機動整理チームを設置し、長期高額案件の見直しを行ったため、上記案件を含め、執行停止後即不納欠損がほかの年度よりも大きくなっている。

市税の時効は5年(地方税法第18条)であるが、執行停止が3年間継続した時は徴収権が消滅する(地方税法第15条の7第4項)ため、不納欠損処理は時効と執行停止との関係から以下の4つに分類できる。

【不納欠損処理の分類】

項目	内容
① 執行停止後3年経過	執行停止が3年間継続したため地方税の徴収権が消滅。
② 執行停止後時効到来	執行停止が3年間継続する前に、地方税の徴収権が時効到来により消滅。
③ 執行停止後即欠損	法人の解散、本人死亡かつ相続人なし、等の理由により執行停止後、即時徴収権消滅。
④ 執行停止外欠損(注)	執行停止をすることなく、公債権としての5年間の消滅時効到来。

(注)市は、滞納額の長期化、累積化を防ぐため、納付資力の回復可能性もなく、財産もない場合は執行停止を適時に行うこととしているため、通常は、執行停止外不納欠損となるような事例は発生しない。平成21年度において、執行停止外欠損となった案件を個別に確認したところ、100万円以上の案件は3件であり、金額が最も大きいもので2,186千円であった。

延滞金

市は、納期限後に納付がある場合は、地方税法第326条等により延滞金を徴収しなければならない。延滞金は納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて年14.6%で計算される。納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、前年11月末現在の基準割引率及び基準貸付利率(従来公定歩合といわれていたもの)に4%を加算した率(ただし7.3%を上限)で計算され、平成21年においては4.5%であった。

本税額に未収税額が残る場合、納付額は、まずは本税額に充当され、残余部分が延滞金に充当される(地方税法第20条の9の4第2項)。

なお、災害等の一定の要件を満たした場合は、申請により延滞金は減免される。

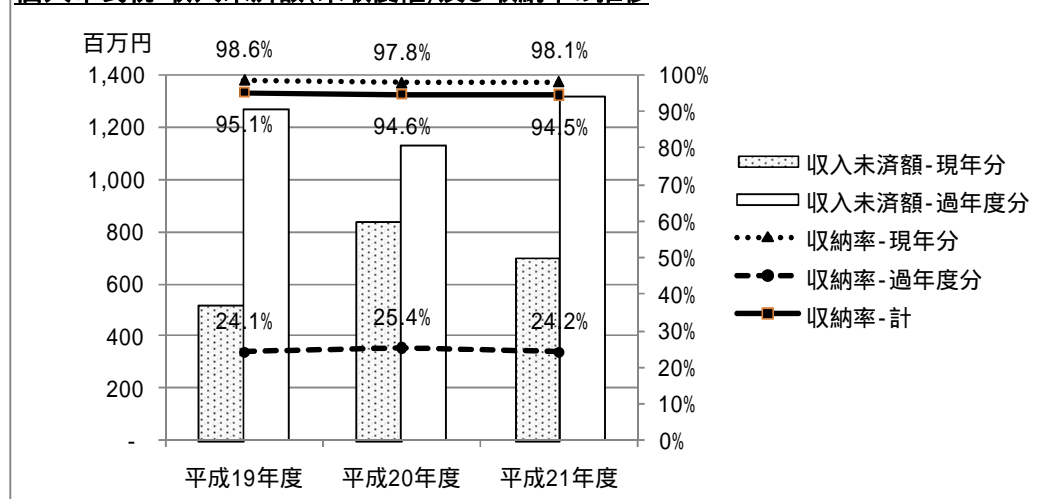
6. 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額（未収債権）、収納率の推移
 市民税、固定資産税、都市計画税の調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額（未収債権）、収納率についての平成19年度から平成21年度の推移は以下のとおりである。なお、延滞金は含んでいない。

【個人市民税】

(単位：千円)

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額	現年分	37,203,089	38,404,429	37,511,937
	過年度分	1,817,469	1,755,402	1,955,136
	計	39,020,559	40,159,831	39,467,073
収入額	現年分	36,684,478	37,565,372	36,812,994
	過年度分	438,725	445,742	473,951
	計	37,123,203	38,011,114	37,286,945
不納欠損額	現年分	10	-	138
	過年度分	109,311	181,200	163,096
	計	109,321	181,200	163,234
収入未済額 (未収債権)	現年分	518,601	839,058	698,805
	過年度分	1,269,433	1,128,461	1,318,089
	計	1,788,034	1,967,518	2,016,894
収納率	現年分	98.6%	97.8%	98.1%
	過年度分	24.1%	25.4%	24.2%
	計	95.1%	94.6%	94.5%

個人市民税 収入未済額(未収債権)及び収納率の推移

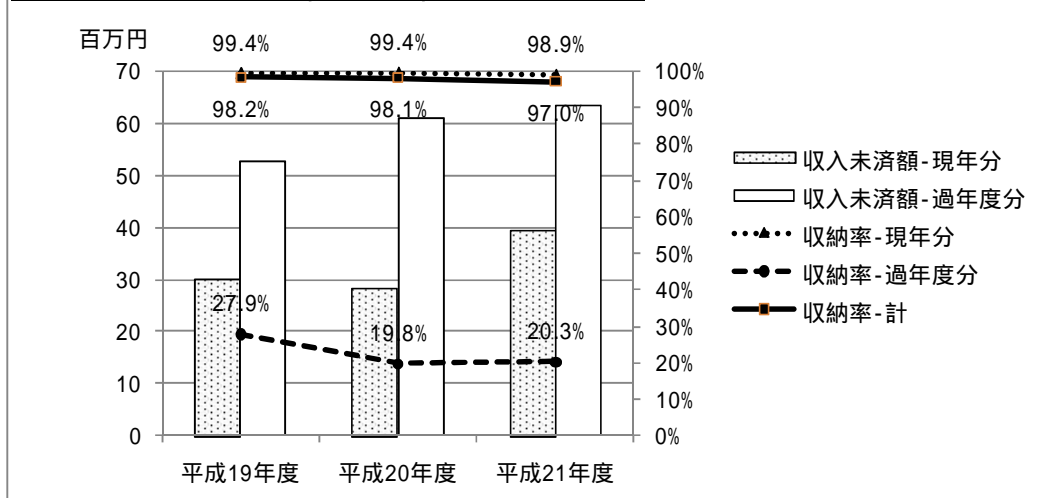


【法人市民税】

(単位：千円)

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額	現年分	4,699,085	4,972,797	3,631,877
	過年度分	79,623	82,112	89,190
	計	4,778,708	5,054,910	3,721,067
収入額	現年分	4,669,083	4,944,295	3,592,528
	過年度分	22,214	16,234	18,093
	計	4,691,296	4,960,530	3,610,621
不納欠損額	現年分	-	-	-
	過年度分	4,756	5,044	7,713
	計	4,756	5,044	7,713
収入未済額 (未収債権)	現年分	30,003	28,502	39,349
	過年度分	52,653	60,834	63,383
	計	82,656	89,336	102,733
収納率	現年分	99.4%	99.4%	98.9%
	過年度分	27.9%	19.8%	20.3%
	計	98.2%	98.1%	97.0%

法人市民税 収入未済額(未収債権)及び収納率の推移

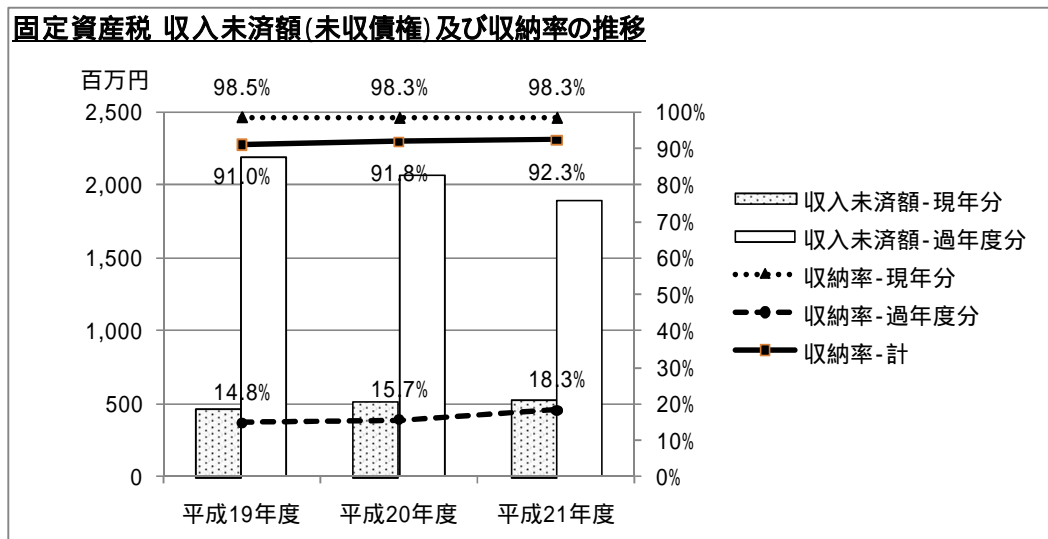


【固定資産税】

(単位：千円)

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額	現年分	30,386,256	31,089,454	31,593,778
	過年度分	2,957,526	2,650,624	2,575,064
	計	33,343,782	33,740,077	34,168,842
収入額	現年分	29,915,643	30,564,014	31,067,460
	過年度分	438,277	415,306	471,618
	計	30,353,920	30,979,320	31,539,078
不納欠損額	現年分	-	-	-
	過年度分	336,146	176,335	208,787
	計	336,146	176,335	208,787
収入未済額 (未収債権)	現年分	470,613	525,439	526,318
	過年度分	2,183,103	2,058,983	1,894,658
	計	2,653,717	2,584,422	2,420,976
収納率	現年分	98.5%	98.3%	98.3%
	過年度分	14.8%	15.7%	18.3%
	計	91.0%	91.8%	92.3%

固定資産税 収入未済額(未収債権)及び収納率の推移

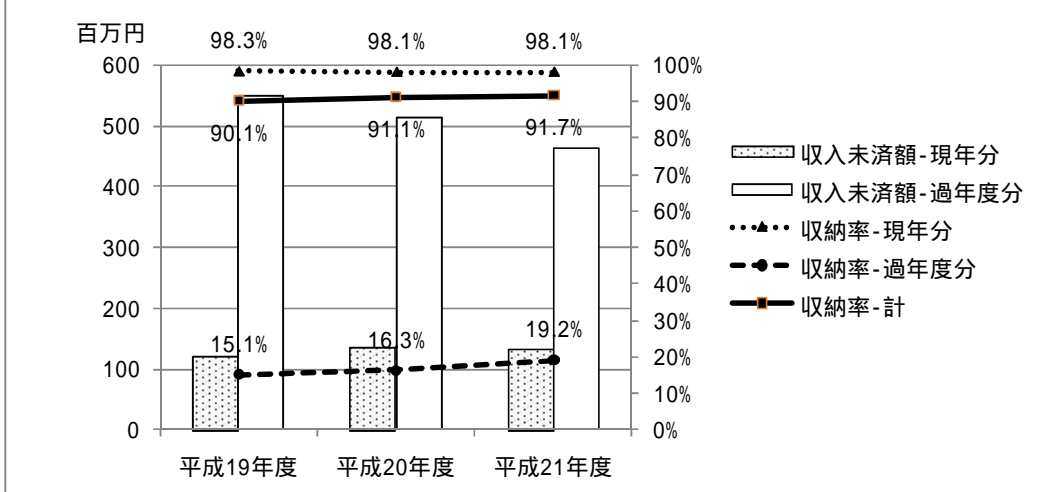


【都市計画税】

(単位：千円)

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額	現年分	7,018,479	7,160,132	7,226,784
	過年度分	763,427	670,813	646,403
	計	7,781,905	7,830,945	7,873,187
収入額	現年分	6,896,804	7,024,474	7,092,295
	過年度分	115,209	109,535	123,828
	計	7,012,013	7,134,010	7,216,123
不納欠損額	現年分	-	-	-
	過年度分	98,221	48,354	58,073
	計	98,221	48,354	58,073
収入未済額 (未収債権)	現年分	121,675	135,657	134,489
	過年度分	549,996	512,924	464,502
	計	671,671	648,581	598,991
収納率	現年分	98.3%	98.1%	98.1%
	過年度分	15.1%	16.3%	19.2%
	計	90.1%	91.1%	91.7%

都市計画税 収入未済額(未収債権)及び収納率の推移



次の表は、市税について、近隣他市との収納率比較を行ったものである。

【平成 21 年度収納率の近隣市比較】

市名	現年分	滞納繰越分	全体
西宮市	98.3%	20.6%	93.7%
C市	97.3%	23.1%	93.4%
A市	98.3%	16.7%	91.8%
E市	97.8%	15.0%	91.6%
B市	97.3%	18.3%	90.7%
D市	98.5%	12.1%	90.4%

西宮市の平成 21 年度の全体の収納率は近隣市の中でトップである。

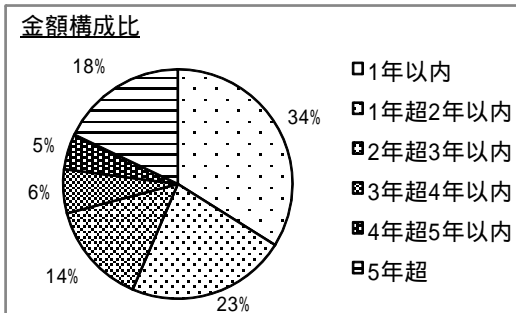
市によると、西宮市の収納率が近隣他市に比較して良いことの主な要因としては、前述のとおり現年度滞納分を重視して督促等の手続きを強化していることや、高額案件については財産調査の上、徴収の可能性を見極めながら滞納処分を進めている点である。また、滞納整理状況については、納税グループ全体の目標として、催告期間中に 1 人 100 件程度架電し、預貯金、生命保険解約返戻金、給与、国税還付金、診療報酬、売掛金等の債権差押えについては年間で 1 人 20 件以上執行するという目標設定を行っている。架電件数については収納支援システムにより、差押え件数については処分月報や地区滞納税徴収月報により、各職員の進行状況をチーム長、場合によってはグループ長が管理している。

7. 収入未済額（未収債権）滞納年数別内訳

個人市・県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税の収入未済額（未収債権）について平成21年度末の滞納年数別内訳は次のとおりである。

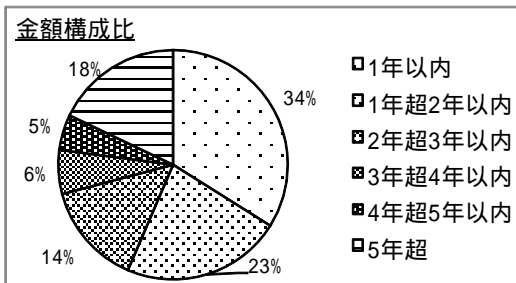
【個人市・県民税】

滞納年数	件数(件)	金額(千円)	1件当たり 金額(千円)
1年以内	11,433	1,029,997	90
1年超2年以内	5,852	684,489	117
2年超3年以内	3,789	438,295	116
3年超4年以内	2,031	188,292	93
4年超5年以内	1,655	152,047	92
5年超	3,700	543,687	147
合計	28,460	3,036,806	107



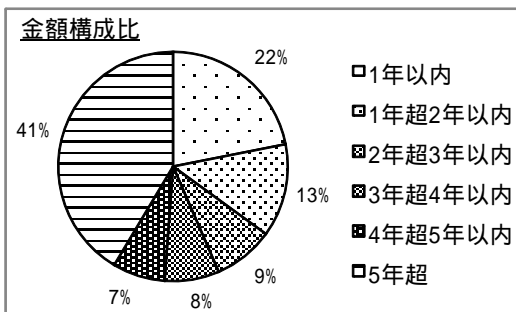
【法人市民税】

滞納年数	件数(件)	金額(千円)	1件当たり 金額(千円)
1年以内	333	39,349	118
1年超2年以内	224	17,063	76
2年超3年以内	151	12,368	82
3年超4年以内	108	12,068	112
4年超5年以内	87	5,931	68
5年超	237	15,954	67
合計	1,140	102,733	90



【固定資産税、都市計画税】

滞納年数	件数(件)	金額(千円)	1件当たり 金額(千円)
1年以内	5,461	660,807	121
1年超2年以内	2,568	396,241	154
2年超3年以内	1,756	256,838	146
3年超4年以内	1,394	231,991	166
4年超5年以内	1,152	223,305	194
5年超	3,444	1,250,785	363
合計	15,775	3,019,967	191



市県民税と固定資産税、都市計画税では滞納年数の傾向が異なる理由については、市は以下のとおりに考えているとのことである。

市県民税は前年の所得に基づき課税されており、納税義務者の所得がなくなった、納税義務者が死亡した等の場合には、課税客体がなくなるため滞納が累積せず、比較的短期間で滞納処分や執行停止を行うことができる。一方、固定資産税、都市計画税は、所有する物件について課税されるため、納税義務者の所得がなくなった、納税義務者が死亡した、納税する法人の実態がなくなった等の場合でも課税客体がある限り継続して課税する。このため、すぐに換価可能な財産を発見できない場合や不動産に対する差押えを執行するも換価が不可能な場合は、徴収及び執行停止ともに困難となり、滞納が長期化する傾向がある。

8 . 収入未済額（未収債権）高額 5 位、滞納月数長期 5 位

下記は市税の収入未済額（未収債権）のリストである。いずれも分割納付中、差押え中のため、時効は中断している。

【収入未済額（未収債権）の高額 5 位(平成 22 年 3 月末日現在)】

順位	相手先	収入未済額 (未収債権) (千円)	滞納月数(月)	年度	現状
1	法人	490,392	174	平成7年度分～平成21年度分	不動産差押中
2	個人	99,105	235	平成2年度分～平成21年度分	不動産差押中
3	法人	72,874	164	平成8年度分～平成21年度分	分納中、抵当権設定中
4	個人	56,100	203	平成6年度分～平成18年度分	分納中、担保なし
5	法人	41,297	94	平成14年度分～平成21年度分	分納中、不動産参加差押中

【収入未済額（未収債権）の滞納月数が長い順 5 位(平成 22 年 3 月末日現在)】

順位	相手先	収入未済額 (未収債権) (千円)	滞納月数(月)	年度	現状
1	個人	3,772	310	昭和59年度分～平成21年度分	不動産差押中
2	個人	696	237	平成2年度分～平成7年度分	電話加入権差押中
3	個人	99,105	235	平成2年度分～平成21年度分	不動産差押中
4	個人	4,237	235	平成2年度分～平成21年度分	電話加入権差押中
5	個人	1,192	226	平成3年度分～平成21年度分	不動産参加差押中

(2) 監査の結果及び意見

1. 市税の減免について

固定資産税等減免申請書について市職員が記載している部分がある(結果)

固定資産税等減免申請書ファイル 1 冊の中から、固定資産税、都市計画税減免申請書 10 件を閲覧したところ、課税地目、家屋番号、申請事由等、申請者が記載すべき事項を市の職員が記載していた申請書が 1 件見受けられた。

固定資産税、都市計画税の減免は、納税者の申請により認められるものであるため(西宮市市税条例第 50 条、西宮市市税条例施行規則第 17 条)申請者が記載すべき事項はすべて申請者に記載を求め、その後に申請を受け付ける必要がある。

退職後未就業である個人市民税の減免要件の上限について見直しを検討することが望ましい(意見)

(現況)

平成 21 年度市民税の減免額は、個人市民税 124,110 千円、法人市民税 4,320 千円である。個人市民税のうち、「納税者が失業、廃業し、かつ休職中である」ことを理由とする減免(以下、「失業を理由とする減免」という)が 93,998 千円と最大減免金額になっている。失業を理由とする減免については、西宮市施行規則第 14 条第 6 項第 5 号により、「雇用保険法第 13 条に規定する基本手当の受給資格者及び廃業により失業した者並びにこれらに準ずる者で、生活に困窮し、納税が著しく困難であると認められる者」と定められている。

減免理由を確かめるために、失業の場合は減免申請書に、雇用保険の受給資格申請書、雇用保険の受給期間延長通知書、職業訓練の受講勧奨通知書、求職活動活動済書、民生委員による状況確認書等の書類を添付して市長に提出することとなっている。生活困窮については、申請書の受付時点で貯蓄等による支払や分割納付での支払ができないか聞き取りし、生活困窮の状態を申請書に記載させることにより確認している。

無作為に抽出した市民税賦課資料ファイル(納税者別にファイリング)4 冊より 10 件の減免申請書及び添付書類を閲覧したところ、失業を理由とする減免について次のような事例が見受けられた。

市県民税減免申請書によると、A 氏は 65 歳、前職を定年退職後は未就業の状態である。退職金を除く前年度課税所得は 500 万円超 600 万円以下、退職金は 1000 万円である。退職金及び年金は住宅ローンにあてているため、納税が困難とのことであった。

市は A 氏については 60 歳以上のため雇用保険受給資格申請書、求職活動活動済書等の提示は求めず、減免申請書の審査と、分割納付等によっても支払が困難であるか、生活状況の申し立ての聞き取りにより、市税所得割額 15,200 円、県民税

所得割額 10,000 円の減免を決定している。

(意見)

上記の事例では、前年度課税所得 500 万円超で 1,000 万円の退職金がありながら、生活困窮し、納税が困難な状況にあるとされている。しかし、住宅ローンは納税者の財産を購入するためのものであり、それを理由に税金を納付できないということが一般的に認められるものか疑問である。

市民税の減免要件は条例や規則により定められており、失業を理由とする個人市民税の減免について、前年度所得や退職金の金額により減免率は異なるものの、退職金による上限はない。このため、定年退職による失業の場合で、前年度の課税所得が 600 万円程度あり、かつ多額の退職金があっても、生活が困窮し、納税が著しく困難であると認められれば、減免の受けられるケースもあり、上記事例は条例に沿ったものである、とのことであった。

こうした状況は、「減免の制度は本来徴収の猶予、納期限の延長等によっても、到底納税が困難であると認められるような担税力の薄弱な者に対する特殊個別的な救済措置として設けられている（減免規定取扱要領より）」という減免の趣旨に沿っているとは考えがたい。

近隣他市等の減免要件を調査の上、減免要件の上限について条例や規則の見直しも含め、今後検討していくことが望まれる。

固定資産税等の減免申請内容を証明する書類の提出を厳格に要求すべき（意見）

(現況)

平成 21 年度固定資産税等の減免は全体で 6,486 件、105,805 千円である。減免理由の内訳をみると、「特別の事由のある固定資産」が 83,965 千円（全体の 79.4%）で、金額が最も多い。そして、「特別の事由のある固定資産」のうち、最も件数が多いのが、「地域団体又は市民活動の拠点として使用されている固定資産」4,100 件（納税義務者数ベース）である。

そこで、「地域団体又は市民活動の拠点として使用されている固定資産」について、固定資産税等減免申請書ファイル 1 冊の中から、10 件を閲覧したところ、集会所として提出されている申請書について、申請書の添付書類である利用実績報告書がないものがあった。

(意見)

集会所は、公益目的で利用されることを前提として減免が認められている。当該集会所が公益目的で利用されているか否かは、利用実績報告書の活動内容等を確認することにより判断すべきものであるため、申請書の添付書類として利用実績報告書の提出を必ず求めるべきである。

2. 高額滞納整理事務全般について

高額滞納案件の滞納整理における各局面のモニタリングと進捗管理の強化を図るべき(意見)

(現況)

市には、滞納整理一連の流れと、督促と催告、納付交渉、猶予、分割納付、財産調査、差押え、換価、延滞金、執行停止、時効、不納欠損処理等を取りまとめたマニュアルがあり、督促と催告については、マニュアルに、いつ行うかについて具体的に記載されている。また、納税グループ全体で催告期間中の架電件数や年間差押え件数の目標設定を行い、チーム長またはグループ長が収納支援システムにより架電件数を随時確認するとともに、処分月報や地区滞納税徴収月報により差押え件数の進捗管理を行っている。

しかし、催告書発送以降の、案件別の滞納整理の進捗管理に関して、時効については、時効消滅者リストにより各担当者及び各チーム長は把握しているものの、納付交渉から執行停止までの段階においては滞納案件ごとに状況が異なるため、一律の目標設定は行っていない。1,000 千円超の滞納案件については、全て特別機動整理チームが管理しており、チーム長は収納支援システムにより随時確認を行っているとのことである。

(意見)

1,000 千円超の滞納案件については、特別機動整理チーム内で管理しており、それをチーム長が収納支援システムにより随時確認をしているとのことであるが、同チームの1人当たりの担当は平均171件、約6億円、チーム長の管理は684件、24億円と件数金額ともに多い。

納付交渉から徴収あるいは執行停止においては、一律の進捗管理のためのスケジュールや目標値の設定がなく、担当者1人当たりの業務量や管理者の管理量が多いために、各案件の進捗管理が各担当者の判断に左右されるところが大きくなるが、納税グループとして統一した管理を行う必要がある。

各局面における具体的な内容については後の i) ~)で述べるが、こうした状況の改善を図るためには、滞納の経緯や当時の状況を踏まえた上で今後の計画を作成し(Plan:計画)、その計画に沿って滞納整理業務を行い(Do:実行)、定期

的に業務の実施が計画にそっているかどうかを確認し（Check：点検）、必要ならば計画を見直しする（Act：処置）という一連の業務サイクル（PDCA サイクル）を徹底して行う必要がある。そして、滞納整理の情報を正確に引き継ぎ、効率的に行うため、計画、実行、点検、処置の 4 つの段階すべての記録を残して、チーム長またはグループ長がモニタリングし、担当者の業務進捗状況を管理することも必要である。

現状では 1 人当たり業務量が多いために、計画や点検、処置（次の段階の計画）の記録化やチーム長が記録をモニタリングすることができない状況も考えられる。そこで、改善策としては、特別機動整理チームの人数を増員させて 1 人当たり業務量を減少させることで、市が重要と判断している 1 件 1,000 千円超の滞納案件全件について上記業務サイクルの実施と、チーム長のモニタリングを徹底することが考えられる。職員の増員が難しいのであれば、1,000 千円超の滞納案件の中からさらに重要案件を金額基準などにより絞り込み、業務サイクルの実施とチーム長のモニタリングを徹底することも考えられる。

続いて、高額滞納案件の各局面における具体的な内容を述べる。なお、同一案件が複数の意見の項目に亘ることがある。

i) 高額滞納案件について適切な分割納付期間とするための管理を強化すべき（意見）

市は、通常、徴収上有利と判断した場合は、換価猶予を認めながら分割納付の履行監視を行っている。分割納付期間をマニュアル等により一律に決定することは、個々の事例により状況が異なるため、あまり意味がない。だからといって、例えば、生活や事業に支障をきたす恐れがなく、直ちに納税に充てうる資金はどれだけかという各担当者の判断に差が生じると、分割納付期間に差異が生じることになり、徴収額が減ってしまったり、滞納者間の公平性が保たれなかったりする可能性がある。

市の分割納付期間の標準となる一定の期間を定め、この期間を超える滞納案件で、一定額超の高額滞納案件の滞納整理については、モニタリングと進捗管理の強化を図るべきである。

サンプル調査分について、次の事例が見受けられた。

【分割納付期間が長い事例】

サンプル	項目	平成21年度未 収入未済額 (未収債権)	左記金額の 滞納年度	差押え状況 平成22年9月現在	直近3年間の分割納付の状況
高額滞納 案件 3位 (法人)	市民税	8,341千円	平成8年度分 ～平成21年度 分	抵当権設定中 (換価した場合、本税につ いては確保できる見込みであ る。)	本税72,874千円に対して直近3年間は年間 2,400千円の分割納付で、完納までに30年超の 期間が必要であると見込まれる。
	固定資産税 都市計画税	64,533千円			
	合計	72,874千円			
高額滞納 案件 5位 (法人)	市民税	-	平成14年度分 ～平成21年度 分	不動産参加差押え中 (多額の抵当権に劣後してお り、徴収の見込みは期待でき ない。)	本税41,297千円に対し、直近3年間の1年あたり 平均分割納付額は260千円(=780千円(直近3 年間の分割納付合計額)÷3年)で、このまま では完納まで159年かかり、現実的には完納不可 能である。
	固定資産税 都市計画税	41,297千円			
	合計	41,297千円			

）高額滞納案件については財産調査の上、差押えをしていない案件につき早期差押えのための管理を強化すべき（意見）

地方税法第373条第1項等の文言通り、督促状を発送してから10日を経過した日での差押えは実質的には不可能である。しかし、滞納の早期段階で財産調査をしていなかったり、換価価値のある財産があるにもかかわらず滞納者の事業の存続を困難にさせるおそれがある等の判断により差押えをしなかったり、結果的に徴収確保の機会を失ってしまうこともあるため、速やかに差押えをすべきである。

市の標準的な財産調査のタイミング及び差押えまでの期間を、例えば、分割納付許可にあたり、必要とされている換価猶予申請から1年以内と定め、高額滞納案件で換価猶予申請から1年間を超えて財産調査や差押えをしていないものや、滞納額に差押財産の価値が大きく不足しているものについては、早期差押えのためのモニタリングと、進捗管理の強化を図るべきである。

サンプル調査分について、以下の事例が見受けられた。

【早期差押えのための管理を強化すべきであったと考えられる事例】

サンプル	項目	平成21年度未 収入未済額 (未収債権)	左記金額の 滞納年度	差押え状況 平成22年9月現在	財産調査、差押え等の状況
高額滞納 案件 1位 (法人)	市民税	559千円	平成7年度分 ～平成21年度 分	不動産差押え中 (多額の抵当権に劣後してお り、徴収の見込みは期待でき ない。)	平成8年当時の滞納税額は、すでに95,990千円 と高額であった。猶予申請を認めるにあたり、そ れだけでは滞納税額に満たないゴルフ会員権の みを差し押さえしていたが、さらに財産調査を行 えば(当時行ったかどうかは不明)換価できる財産 が発見できた可能性がある。 また、兵庫県外に保有していた土地についても、 差押え執行しない方が徴収上有利と判断し、差 押えをしていなかったが、結果として徴収額の機 会を失った可能性がある。
	固定資産税 都市計画税	489,833千円			
	合計	490,392千円			
高額滞納 案件 2位 (個人)	市民税	19,689千円	平成2年度分 ～平成21年度 分	不動産差押え中 (換価価値は低く、徴収の見 込みは期待できない。)	現在、市が差押え中の土地のみでは滞納額の 徴収は不可能であり、滞納整理の早い段階で財 産調査を行うべきであった。平成19年度の財産 調査により、預金や乗用車購入用の資金が判明 しているが、差押えしなかった。 当該滞納者は分割納付誓約をするも履行せず、 税を滞納しながら高級車を購入したことが後日 判明するなど、誠実な納税意思が認められな かった。
	固定資産税 都市計画税	79,417千円			
	合計	99,105千円			

【早期差押えのための管理を強化すべきであったと考えられる事例（続き）】

サンプル	項目	平成21年度未収入未済額 (未収債権)	左記金額の 滞納年度	差押え状況 平成22年9月現在	財産調査、差押え等の状況
高額滞納 案件 3位 (法人)	市民税	8,341千円	平成8年度分 ～平成21年度 分	抵当権設定中 (換価した場合、本税につ いては確保できる見込みであ る。)	平成3年3月以降、滞納を繰り返しており古い債 権から返済し、現在残っているのは平成8年度分 以降である。 市は猶予申請を受理しており、平成5年に差し押 さえた電話加入権のみでは滞納金額に大きく不 足していた。平成3年度に換価猶予の申請を受理 するにあたり、財産調査を行っていたならば、 換価価値のある財産を発見し、差押えを執行で きた可能性はあったと考える。
	固定資産税 都市計画税	64,533千円			
	合計	72,874千円			
高額滞納 案件 4位 (個人)	市民税	14,400千円	平成6年度分 ～平成21年度 分	なし	当該案件については、金額及び滞納期間に重 要性があり、換価価値のある財産を差し押さえら れる可能性があるにもかかわらず、差押え執行し ない方が徴収上有利と判断し、差押えを行って いない。(直近3年間の平均納付額が100万円 を超えており、差押え可能な財産があると思われ る。) ただちに財産調査の上、換価可能な財産につ き、随時差押えを執行の上、換価猶予を申請さ せ、計画的に分割納付をさせるべきである。
	固定資産税 都市計画税	41,700千円			
	合計	56,100千円			
長期滞納 案件 4位 (個人)	市民税	3,008千円	平成2年度分 ～平成21年度 分	電話加入権差押え中 (換価価値は低く、徴収の見 込みは期待できない。)	市内の土地について平成11年2月に交付要求し たが、劣後債権であったため配当なしとなった。 滞納整理の早い段階で差押えをしていれば、換 価できた可能性がある。遅くとも、換価猶予の申 請を受理するにあたり、財産調査を行い、換価可 能な財産については差押えを執行すべきであつ たと考える。
	固定資産税 都市計画税	1,229千円			
	合計	4,237千円			

）高額滞納案件について差押え不動産の換価の判断を速やかに行うべき（意見）

差押え不動産は換価できない状態が長期にわたる傾向があるが、平成21年度末日現在で差押え対象となっている未収債権503件1,266,821千円のうち不動産が388件（約77%）で、差押え財産の大半を占めている。

少なくとも高額滞納案件でかつ1年を超える差押え不動産等については、モニタリングと進捗管理の強化により、換価を行うか否かの判断を速やかに行う必要がある。

サンプル調査分について、以下の事例が見受けられた。

【差押え不動産の換価判断を速やかに行うべきであったと考えられる事例】

サンプル	項目	平成21年度未収入未済額 (未収債権)	左記金額の 滞納年度	差押え状況 平成22年9月現在	財産調査、差押え等の状況
長期滞納 案件 1位 (個人)	市民税	-	昭和59年度分 ～平成21年度 分	不動産差押え中 (公売により、滞納金額の一部 については徴収が見込ま れる。)	直近3年間の徴収額はなく、差押え中の財産以 外には換価価値のある財産は発見していない。 滞納額の徴収は差押え中の財産の換価以外は 不可能と思われる。昭和59年からの滞納債権 であり、速やかに公売処分するか否かを判断し、そ の結果をもってしても、残る債権については執行 停止を行うべきである。
	固定資産税 都市計画税	3,772千円			
	合計	3,772千円			

)高額滞納案件について執行停止や不納欠損の適時性確保のための管理を強化すべき(意見)

市は、滞納者について納付資力がないと認められるなら猶予とし、並行して財産調査を行い、換価価値のある財産のあるものについては法的措置を、納付資力の回復可能性もなく、財産もない場合は執行停止、不納欠損処理を適切に行い、滞納額の長期化累積化を防ぐ必要がある、という方針を持っている。

しかし、この方針の運用にあたり、執行停止を行うタイミングを担当者任せにしているため、適時の執行停止ができなくなってしまうことも考えられる。

高額滞納案件については、早期整理の観点からは執行停止を適時に行うべきであり、この点についてモニタリングと進捗管理の強化を図るべきである。

サンプル調査分において、以下の事例が見受けられた。

【執行停止の適時性確保のための管理を強化すべきと考える事例】

サンプル	項目	平成21年度未収入未済額(未収債権)	左記金額の滞納年度	差押え状況 平成22年9月現在	財産調査、差押え等の状況
高額滞納案件 1位 (法人)	市民税	559千円	平成7年度分 ～平成21年度分	不動産差押え中 (多額の抵当権に劣後しており、徴収の見込みは期待できない。)	平成15年度には法人と連絡がとれなくなり、平成20年に課税物件につき参加差押えしているが、多額の抵当権に劣後している。当該案件については、接触がとれなくなった時点で速やかに財産調査の上、執行停止の判断をすべきである。
	固定資産税 都市計画税	489,833千円			
	合計	490,392千円			
高額滞納案件 5位 (法人)	市民税	-	平成14年度分 ～平成21年度分	不動産参加差押え中 (多額の抵当権に劣後しており、徴収の見込みは期待できない。)	市は、平成22年7月に課税物件につき差押え執行しているが、多額の抵当権に劣後している状況である。財産調査の結果、換価価値のある財産は発見されておらず、滞納者の事業が好転すると判断できる見込みもない。今後は、執行停止可能か否かを判断するための財産調査を行っているということであるが、速やかに執行停止についての検討を行うべきである。
	固定資産税 都市計画税	41,297千円			
	合計	41,297千円			
長期滞納案件 2位 (個人)	市民税	696千円	平成2年度分 ～平成7年度分	電話加入権差押え中 (換価価値は低く、徴収の見込みは期待できない。)	電話加入権を差し押さえているが、ほぼ換価価値はないと考えられる。また、平成19年の財産調査の結果、換価可能な財産は発見されていない。執行停止か否かを判断するための財産調査が必要ではあるが、速やかに執行停止を行うべきである。
	固定資産税 都市計画税	-			
	合計	696千円			
長期滞納案件 4位 (個人)	市民税	3,008千円	平成2年度分 ～平成21年度分	電話加入権差押え中 (換価価値は低く、徴収の見込みは期待できない。)	市内の土地について平成11年2月に交付要求したが、劣後債権であったため配当なしとなった。今後は財産調査の上、新たな財産が判明次第、担保換えとのことである。早急に十分な財産調査を実施し、換価価値のある財産を発見できなければ、速やかに執行停止とすべきである。
	固定資産税 都市計画税	1,229千円			
	合計	4,237千円			
長期滞納案件 5位 (個人)	市民税	-	平成3年度分 ～平成21年度分	不動産(市内土地、市外物件)参加差押え中 (換価できる見通しは立っていない。)	差押え財産のうち、市内土地は換価価値がほとんどないものと考えられる。市外物件については、公売により徴収できる金額は不明のことである。このほかには換価価値のある財産は発見されておらず、現在、本人と接触が取れなくなっており、分割納付も期待できない。差押えに基づく公売による配当金の受領によっても徴収できない金額については、速やかに執行停止へ向けて検討することが必要である。
	固定資産税 都市計画税	1,192千円			
	合計	1,192千円			

）特に高額、長期滞納案件については正確な情報の引き継ぎが必要（意見）

高額、長期滞納案件の個別のサンプルを調査した中で、収納支援システム導入前の情報について、滞納整理の初期段階で財産調査を行わなかった（と思われる）理由や、財産を発見したが差押えを執行しなかった理由等について、「記録が見当たらず」と回答を受けたものがあった。当時、担当者は状況を把握していたのかもしれないが、台帳に記載がなければ、情報は引き継ぐことができず、その結果、事務処理が非効率となる可能性がある。

特に高額の滞納者については、正確な情報を引き継ぐよう留意すべきである。

無財産を理由に執行停止としているが、財産調査の記録がない（意見）

不納欠損処理案件について執行停止に関する帳簿等を確認したところ、当該滞納者に対して財産調査を行ったかどうかの記録が残っていないものがあった。

執行停止の理由を裏付けする財産調査の結果については、記録を残すことが必要である。

3. その他

休日納税相談の規模は費用対効果も勘案して検討すべき（意見）

（現況）

市は、督促状、催告書の送付と適時電話により滞納者に納税を促している。そして、催告後随時、納税相談を行っているが、平成21年度については、年に6回、基本的に納税グループ全員が休日出勤し、納税相談を行っている。

【休日納税相談の実績推移】

年度	相談日	来庁者数	徴収金額	猶予金額
平成19年度	5月、7月、12月、3月に各2回実施(8回)	424人	7,715千円	151,072千円
平成20年度	5月、7月、12月、3月に各2回実施(8回)	447人	3,987千円	109,992千円
平成21年度	5月、12月、3月に各2回実施(6回)	295人	2,352千円	107,435千円

（意見）

平成21年度休日納税相談日の休日出勤手当金額2,428千円（注）に対して徴収金額は2,352千円であった。納付確約に至った額が107,435千円であり、未納を放置させないという休日納税相談の目的は十分果たしていると思われる。また、出勤職員が行っている業務は休日納税相談のみではないとのことである。

しかしながら、一律に全員が休日出勤するのではなく、より費用対効果を勘案して休日納税相談の規模を検討すべきである。

（注）職員平均年齢30.1歳のモデル給与による休日出勤手当単価は2,495円であり、平成21年度の休日納税相談日の休日出勤職員延べ人数は139人であった。2,495円/時間×139人×7時間=2,428千円

【3】国民健康保険料（市民局 国保収納グループ）

（1）概要

1．債権の種類

公債権。

国民健康保険料は、国税徴収法を適用し、強制徴収を行うことができる公債権である。

2．時効期間

2年（国民健康保険法第110条第1項）

3．本債権の特色

国民健康保険の被保険者の多くは、農業や自営業の従事者や無職の者、零細企業の従業員やその家族である。75歳未満の高齢者や低所得者、無所得者も多いため、保険料の安定した徴収が難しい状況にある。

4．制度の概要

国民健康保険は、健康保険や共済組合などの保険に加入していない人を対象とした医療保険制度であり、保険者である市町村又は国民健康保険事業が被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行う制度である（国民健康保険法第2条）。なお、生活保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者については、国民健康保険の被保険者とはされていない（国民健康保険法第6条第8項）。

保険者は、国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならないとされている（国民健康保険法第76条第1項）。つまり、世帯主がほかの健康保険に加入していても、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、世帯主が責任をもって保険料を納付することになる。

保険料の総額は、その年度に予測される医療費をもとにして決められており、西宮市では毎年6月に、それぞれの世帯における加入人数や所得等により負担すべき金額が決定される。また、保険料の納期は6月から翌年3月までの10回である。

(注)西宮市は、国民健康保険税ではなく、国民健康保険料の形態をとっている。国民健康保険事業に要する費用を賄う方式としては、国民健康保険法第76条に「保険者は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときはこの限りではない。」と規定されており、国民健康保険料と国民健康保険税の賦課方式が認められている。このうち、国民健康保険税は、国民皆保険制度の草創期において、制度普及の容易な方法として昭和26年に設けられたものであるが、社会保障制度として原則的な方法は国民健康保険料による賦課方式である。しかし、国民健康保険税の方式を採用する場合は、地方税法の規定に基づき徴収事務を行うため、国民健康保険料の方式を採用する場合と比べると、時効が長くなったり、滞納処分の優先順位が高くなったりするといった利点があるため、比較的規模の小さい団体では国民健康保険税の方式をとるところが多い。

【平成21年度の保険料】

(年間国民健康保険料 = 医療給付費分保険料 + 後期高齢者支援金分保険料 + 介護納付金分保険料)

	保険料率			年間 最高 限度額
	所得割額	均等割額	平等割額	
	平成20年中の基準 総所得金額 ×	被保険者1人 につき	1世帯につき	
医療給付費分保険料	6.7 / 100	26,160 円	19,920 円	47 万円
後期高齢者支援金分保険料	2.1 / 100	7,440 円	5,520 円	12 万円
介護納付金分保険料	1.9 / 100	11,400 円	-	9 万円

平成21年度における西宮市の被保険者の平均所得金額は97万円であり、国民健康保険料の平均金額は年間約9万4千円である。

兵庫県内の市町村の一人当たりの保険料調定額を比較すると、西宮市は兵庫県下で平成18年度、平成19年度は1/41位(順位は金額が多い順)、平成20年度は7/41位、平成21年度は14/41位である。

国民健康保険料の軽減措置、減免及び徴収猶予については次のとおりである。

まず、軽減措置については、前年中の世帯の合計所得金額が国の定めた基準を下回る世帯については、保険料の均等割額と平等割額が減額される措置がある(国民健康保険法施行令第29条の7第5項、西宮市国民健康保険条例第17条の2)。軽減は、国民健康保険が所得を把握した時点で自動的に適用されるため、申請は不要である。

一方、災害または盗難による損失、失業または休廃業、所得の大幅な減少、低所得などにより、生活が著しく困難となった者については、一定の要件に該当する場合は、納付義務者からの申請により、保険料の減免、徴収猶予を行うことができる(西宮市国民健康保険条例第22条)。

【軽減内容】

軽減状況	内容
7割軽減	前年中の世帯の合計所得金額が、330,000円以下の世帯に適用され、均等割額と平等割額の7割が軽減される。
5割軽減	前年中の世帯の合計所得金額が、 $<330,000円 + 245,000円 \times \text{世帯主を除く被保険者数}>$ 以下の世帯に適用され、均等割額と平等割額の5割が軽減される。
2割軽減	前年中の世帯の合計所得金額が、 $<330,000円 + 350,000円 \times \text{被保険者数}>$ 以下の世帯に適用され、均等割額と平等割額の2割が軽減される。

5. 債権管理の状況

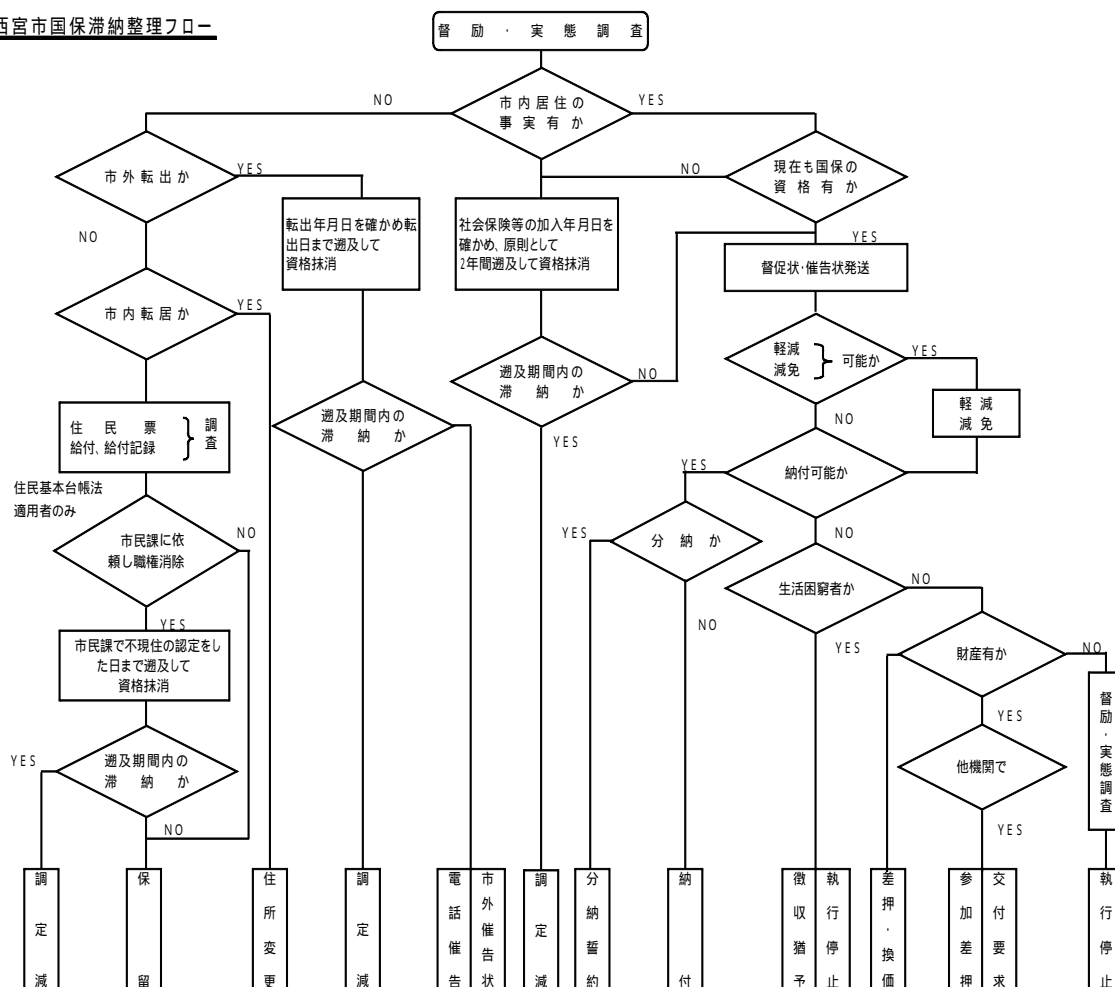
債権管理のフロー

【納入通知から督促、催告まで】

<p>国民健康保険料決定通知書送付（6月中旬）</p> <p>保険料納付開始（6月末日より）</p> <p>納付勧奨納付書送付（8月頃より）</p> <p>督促状送付（平成20年度以前は期限経過後20日以内、 平成21年度以降は翌年度の8月頃に変更）</p> <p>催告書送付（翌年度9月頃・2月頃・翌々年度5月頃）</p>
--

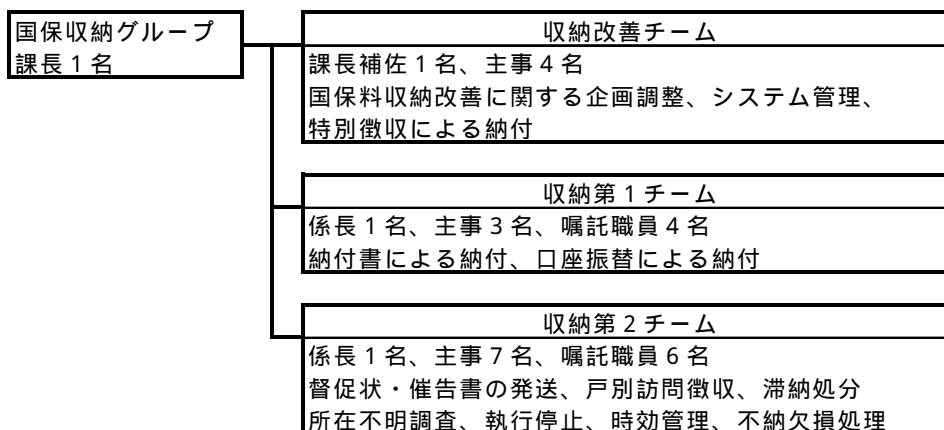
【財産調査から差押え、換価】

西宮市国保滞納整理フロー



滞納債権の徴収体制

(平成 22 年 4 月 1 日現在)



台帳の管理

滞納債権以外は国民健康保険システムで管理しており、滞納債権についてはこのほかに国民健康保険システムと連動した個別の債権管理台帳を作成している。債権管理台帳には、氏名、住所、保険証種類、未納明細、収納状況、個別の回収交渉記録、法的手続の状況等が記載されている。

督促

期限内に納付されなかった保険料についての督促方法は、平成 21 年度からとそれ以前で異なっている。

平成 20 年度以前においては、納付されなかった保険料については、原則として期限経過後 20 日以内に督促状を発送していた。しかし、督促状送付時にはすでに納付されているケースも多く、トラブルの一要因にもなっていた。また、期別に督促を行うと、債権の時効を期別に管理しなければならず、時効管理も煩雑となっていた。

こうした状況から、平成 21 年度からは、原則として翌年度の 8 月頃に一括して督促状を送付している（国民健康保険法第 79 条の 2、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項）。ただし、差押えなどの滞納処分を行う場合は、随時督促状を発送している。なお、納付期限内に納付がなかった場合は、納付期限の 2 カ月後に月末を指定期限として勧奨用の納付書を発送している。

納付交渉・償還方法の変更

納付義務者から納付困難との申出がある場合は、「生活状況申立書」の提出を求め、預貯金等の財産調査を実施して生活実態や滞納原因の把握に努め、その上で分割納付や徴収猶予の措置を講じている。

なお、国民健康保険料を滞納した場合で、納付相談があり、災害その他特別の事情が認められた場合であっても、支払うべき保険料の額に対し、納付額が少ない場合、あるいは、納付誓約を誠実に履行しない場合等には、納付状況によって「短期被保険者証」を交付している。「短期被保険者証」は、有効期限が一般の保険証より短い期間（1 ヶ月～6 ヶ月）となるが、期限内は一般の保険証と同じ効力がある。さらに状況が改善しない場合には保険証の返還を求め、その代わりに資格証明書を交付する場合もある。しかし、そうした場合であっても、無保険の子どもを救済する観点から、その世帯に、平成 21 年 4 月からは中学生以下、平成 22 年 7 月からは 18 歳以下の被保険者がいるときは、当該被保険者に係る短期被保険者証（6 ヶ月）を交付しなければならない旨が国民健康保険法で定められている。

法的措置

預貯金等の財産調査を実施し、滞納処分可能な財産が見つかった場合には差押えを前提とした事前催告書を送付し、自主納付を促す。それでも納付に応じない場合は、滞納処分を実施する（国民健康保険法第 79 条の 2、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項、地方税法第 728 条、国税徴収法第 141 条）。

執行停止

預貯金等の財産調査の結果、「滞納処分することができる財産がない」、又は「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある」、「所在及び滞納処分することができる財産がともに不明である」と判断した場合は、職権により強制的な徴収を停止し、納付義務を消滅させる（地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1～3 号）。なお、事後的に財産が判明した場合は、把握した財産情報を基に自主納付または分割納付額の増額等の納付交渉を行う。

時効の管理

国民健康保険料の時効期間は 2 年である。時効の起算日は、原則として最初の納付期限、時効の中断を図っている場合は、督促状発送日、債務承認日、一部入金日、交付要求期間等で異なる。これらの内容を収納情報、分納履歴のデータベースをもとにアクセス（注）で整理し、時効の管理を行っている。ただし、執行停止処理されたものの情報の期別管理まではできないため、最終的には経過記録内容等を踏まえて個別に判断しなければならない。

（注）アクセス：マイクロソフト社のデータベース作成アプリケーション。

不納欠損処理

滞納している国民健康保険料については、執行停止後 3 年経過後（ただし、執行停止中に 2 年の時効が到来すればその時）の年度末に不納欠損処理を行う。また、無財産により執行停止となった場合で、限定承認（遺産相続時に、相続財産を責任の限度として相続すること）などにより今後の納付が見込めないことが明らかかな場合には、2 年を待たずに不納欠損処理を行う。ただし、現年度分の保険料については、翌年度以降に不納欠損処理を行う（国民健康保険法第 110 条、地方税法第 15 条の 7 第 5 項）。

【不納欠損事由別推移】

(単位:千円)

事由	平成19年度	平成20年度	平成21年度
時効(2年)	607,996	874,663	726,164

(注) 執行停止後3年を経過する前に、2年の時効を迎えるため、不納欠損事由はすべて時効(2年)となる。

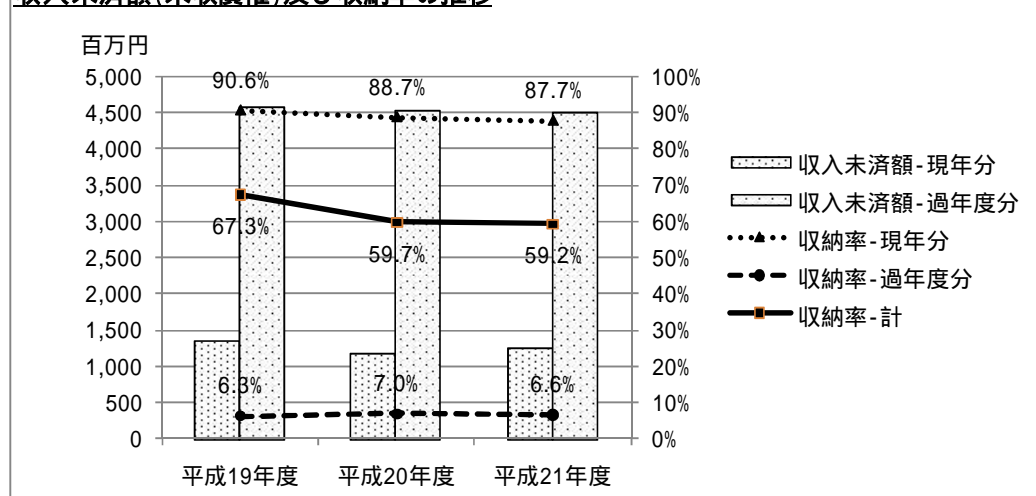
過去3年間の不納欠損額をみると、平成20年度は874,663千円であり、平成21年度、平成19年度においても決して少ない金額ではない。これは、実際に徴収困難な債権が多く、時効が2年と短いことが主な原因である。

6. 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額(未収債権)、収納率の推移

(単位:千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額	現年分	14,461,187	10,548,943	10,335,663
	過年度分	5,517,238	5,786,157	5,587,211
	計	19,978,425	16,335,100	15,922,875
収入額	現年分	13,101,764	9,357,756	9,064,483
	過年度分	349,576	402,146	366,448
	計	13,451,340	9,759,902	9,430,930
不納欠損額	現年分	-	-	-
	過年度分	607,996	874,663	726,164
	計	607,996	874,663	726,164
収入未済額 (未収債権)	現年分	1,359,424	1,191,188	1,271,181
	過年度分	4,559,665	4,509,347	4,494,600
	計	5,919,089	5,700,534	5,765,781
収納率	現年分	90.6%	88.7%	87.7%
	過年度分	6.3%	7.0%	6.6%
	計	67.3%	59.7%	59.2%

収入未済額(未収債権)及び収納率の推移



次の表は、平成 21 年度分について近隣他市との収納率比較を行ったものである。

【平成 21 年度収納率の近隣市比較】

市名	現在年分	滞納繰越分	全体
A市	90.8%	19.2%	75.2%
E市	87.7%	10.7%	61.2%
D市	88.9%	6.8%	59.9%
西宮市	87.7%	6.6%	59.2%
B市	85.0%	7.8%	59.2%
C市	85.6%	4.4%	53.3%

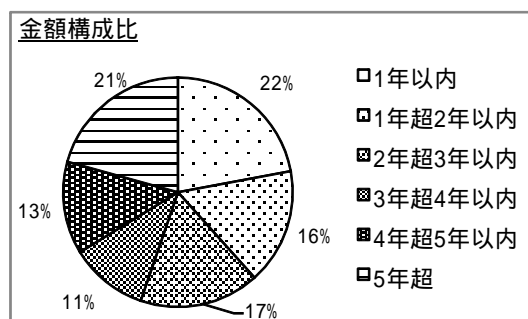
市の収納率は、現年度分は 3 / 6 位、過年度分は 5 / 6 位、全体では 4 / 6 位となっている。過年度分の保険料の調定額が大きくなるにつれて、全体での収納率は低くなるため、過年度分の債権の金額が比較的大きい状況にあるといえる。過年度分を中心として収納率が近隣市と比べて高くない原因は、主に過去の徴収体制が不十分であったことにある。

平成 17 年度以前は、急激な高齢化や医療費の増大により保険料が上昇した半面、不景気による被保険者の保険料負担能力の低下により、滞納世帯が増大していた。しかしながら、当時の徴収体制は脆弱であり、専ら形式的な分納誓約による債権確保を優先し、滞納処分や不納欠損処理が手薄になっていた。こうした状況を踏まえ、平成 18 年度から未収債権を減らす取組を始め、平成 19 年度には「西宮市国民健康保険収納対策緊急プラン」を策定して課題項目ごとに目標設定し、限られた人員を効果的に活用するよう努めている。さらに、平成 20 年度からは徴収人員を増やし、滞納処分や不納欠損処理に着手した。

市としても国民健康保険料の未収債権については問題視しており、改善に向けた取組が進められているが、こうした取組の効果が表れるにはもう少し時間がかかるものと思われる。

7 . 収入未済額（未収債権）滞納年数別内訳

滞納年数	件数(件)	金額(千円)	1件当たり金額(千円)
1年以内	15,146	1,271,181	84
1年超2年以内	9,821	940,971	96
2年超3年以内	9,342	974,359	104
3年超4年以内	5,078	635,047	125
4年超5年以内	4,498	751,095	167
5年超	8,314	1,193,128	144
合計	52,199	5,765,781	110



国民健康保険料の債権の消滅時効は 2 年であるが、時効の中断を図っているものがあるため滞納年数が 2 年超の債権がある。

8．収入未済額（未収債権）上位 10 件（平成 22 年 3 月末日現在）

順位	相手先	収入未済額 (未収債権) (千円)	滞納期数 (期)	摘要	督促等の対応状況
1	A	5,442	115	平成8年度分 ～平成21年度分	平成16年度分まで執行停止、平成17年度 以降分につき月額20,000円で分納中。
2	B	5,041	103	平成8年度分 ～平成21年度分	平成16年度分まで執行停止、平成17年度 以降分につき月額20,000円で分納中。
3	C	5,009	132	平成9年度分 ～平成21年度分	参加差押え中、月額10,000円で分納中。
4	D	4,958	114	平成8年度分 ～平成21年度分	平成15年度分まで執行停止、平成16年度 以降分につき月額5,000円で分納中。
5	E	4,808	88	平成9年度分 ～平成21年度分	平成16年度分まで執行停止、平成17年度 以降分につき月額15,000円で分納中。
6	F	4,723	126	平成8年度分 ～平成21年度分	平成15年度分まで執行停止、平成16年度 以降分につき月額5,000円で分納中。
7	G	4,604	115	平成7年度分 ～平成21年度分	平成15年度分まで執行停止、平成16年度 以降分につき月額10,000円で分納中。
8	H	4,599	133	平成8年度分 ～平成21年度分	平成15年度分まで執行停止、平成16年度 以降分につき月額6,000円で分納中。
9	I	4,336	103	平成9年度分 ～平成21年度分	平成16年度分まで執行停止、平成17年度 以降分につき月額15,000円で分納中。
10	J	4,335	122	平成8年度分 ～平成21年度分	平成16年度分まで執行停止、平成17年度 以降分につき月額10,000円で分納中。

9．滞納月数が長い債権上位 10 件（平成 22 年 3 月末日現在）

順位	相手先	収入未済額 (未収債権) (千円)	滞納期数 (期)	摘要	督促等の対応状況
1	ア	3,398	136	平成7年度分 ～平成21年度分	平成16年度分まで執行停止、平成17年度 以降分につき月額15,000円で分納中。
2	H	4,599	133	平成8年度分 ～平成21年度分	平成15年度分まで執行停止、平成16年度 以降分につき月額6,000円で分納中。
3	ウ	3,466	133	平成8年度分 ～平成21年度分	平成16年度分まで執行停止、平成17年度 以降分につき月額2,000円で分納中。
4	C	5,009	132	平成9年度分 ～平成21年度分	参加差押え中、月額10,000円で分納中。
5	オ	3,272	130	平成7年度分 ～平成21年度分	平成16年度分まで執行停止、平成17年度 以降分につき月額5,000円で分納中。
6	カ	3,505	129	平成8年度分 ～平成21年度分	平成16年度分まで執行停止、平成17年度 以降分につき月額10,000円で分納中。
7	キ	897	129	平成8年度分 ～平成21年度分	平成16年度分まで執行停止、平成17年度 以降分につき月額1,000円で分納中。
8	F	4,723	126	平成8年度分 ～平成21年度分	平成15年度分まで執行停止、平成16年度 以降分につき月額5,000円で分納中。
9	ケ	2,758	124	平成8年度分 ～平成21年度分	平成16年度分まで執行停止、平成17年度 以降分につき月額3,000円で分納中。
10	コ	3,501	123	平成8年度分 ～平成21年度分	平成16年度分まで執行停止、平成17年度 以降分につき月額2,000円で分納中。

(注)相手先が収入未済額(未収債権)上位10件と重複しているものは色付けている

(2) 監査の結果

1. 適切に時効管理を行うべき。

国民健康保険料について、期別に督促を行ったり、一部のみが納付されていたりする場合には、画一的に時効を判断することが難しく、最終的には経過記録内容等を踏まえて個別に判断する必要がある。

個別検討の対象としたもののうち、すでに時効をむかえていたことに気付かず、誤って執行停止処理を行った以下の事例があった。

相手先	内容
B	平成 21 年 6 月に平成 7 年度～平成 11 年度、平成 13 年度～平成 16 年度の収入未済額について執行停止処理を行ったが、平成 7 年度分についてはこの時点ですでに時効をむかえていた。当該事実に気づき、平成 22 年 3 月に不納欠損処理を実施した。
D	平成 20 年 8 月に平成 6 年度～平成 15 年度の収入未済額について執行停止処理を行ったが、平成 6 年度分についてはこの時点ですでに時効をむかえていた。当該事実に気づき、平成 22 年 3 月に不納欠損処理を実施した。

担当者間や上席者のチェックを強化するなどし、時効の管理の精度を高めることが必要である。

(3) 意見

1. 引き続き保険料の収納率を高める取組を実施すべき

国民健康保険制度においては、保険料の収納率が低い場合には、保険料収入が減少するという影響に加え、国庫支出金の金額に影響を及ぼすという点もあわせて考慮する必要がある。国や県からの調整交付金については、現年度分の保険料の収納率が一定水準以下となると普通調整交付金が減額される仕組みとなっていた。

平成 19 年度から平成 21 年度における、普通調整交付金の減額状況は以下のとおりである。

【保険料収納率による国庫補助金の減額】

	1 目標 収納率	前年度 収納率	国庫補助金の減額		
			減額率	金額 (千円)	うち翌年度解除された金額 (千円)
平成19年度	90%以上	87.58%	7%	76,675	38,338
平成20年度	90%以上	88.09%	5%	87,912	-
平成21年度	89%以上	88.05%	5%	95,011	-

1 国庫補助金の減額がされない収納率の水準

平成 22 年度の法令改正に伴い、当年度以降、都道府県が市町村の国民健康保険事業の運営の広域化、または財政の安定化を推進するための支援の方針を定めた場合には、これらの普通調整交付金の減額措置は行われなかったこととされた。

ただし、特別調整交付金については、現年度分の保険料収納率やその他の増減

の度合いが、交付基準となることから、保険財政の安定を図るという観点からは、引き続きこの点も踏まえた取組が求められる。

2. 「西宮市国民健康保険収納対策緊急プラン」の目標値の設定を見直すべき

市は平成 19 年度から「西宮市国民健康保険収納対策緊急プラン」を策定し、課題項目ごとに目標を設定し、限られた人員を効果的に活用するよう努めている。

平成 21 年度の「西宮市国民健康保険収納対策緊急プラン」によると、過年度実績と目標値の設定は、次のような状況であった（一部の項目を抜粋している）。

【口座振替の世帯率】			【預金調査】			【差押え着手】		
	平成20年度	平成21年度		平成20年度	平成21年度		平成20年度	平成21年度
目標	41.04%	40.97%	目標	3,000件	3,000件	目標	25件	40件
実績	40.97%	-	実績	5,494件	-	実績	53件	-

目標値が前年実績を下回るような設定や、前年度と同水準としているものが見受けられる。経済環境の悪化が予測される面はあるものの、特に人員の削減が行われている訳ではなく、状況を改善するという意識を持って取り組むためには、目標値は少なくとも現状を下回ることのない水準とすることが必要である。

3. 戸別徴収は早期に廃止する方向で見直すべき

国民健康保険料の徴収方法と納付方法、平成 21 年度の納付方法別の収納率をまとめると以下の状況であった。

【納付方法別の収納率】

	平成21年度				
	世帯数	構成比	調定額	構成比	収納率
自主納付(注)	39,141	54.8%	5,307,945	51.4%	77.8%
口座振替	25,978	36.4%	4,652,574	45.0%	98.1%
戸別徴収	118	0.2%	20,529	0.2%	85.9%
年金天引き	6,134	8.6%	354,614	3.4%	100.0%
合計	71,371	100.0%	10,335,663	100.0%	87.7%

(注)市役所・各支所の窓口、金融機関等における納付をまとめている。

国民健康保険制度の発足当時は、個人事業者が多く加入し、地域等の納付組合が徴収する方法が取られていた。現在では、納付組合による納付は廃止しており、戸別徴収も少なくなっているが、全くなくなっているわけではない。

平成 21 年度における戸別徴収世帯は 118 件（全体の 0.2%）と少なく、収納率は 85.9%と全体平均の 87.7%を下回っている。

また、戸別徴収にかかるコスト等の状況は次のとおりである。

【戸別徴収のコスト】(平成 21 年 6 月～平成 22 年 5 月)

	件数・金額	備考
延訪問件数	4,326 件	
徴収金額	74,089 千円	現年分 17,628 千円、滞納分 56,461 千円
嘱託徴収員の人件費	18,282 千円	
1 件当たりの徴収コスト	4,226 円	

1 件当たりのコストは 4,226 円と高くなっている。効果的かつ効率的に徴収を進める観点からは、戸別徴収を早期に廃止し、口座振替等に切り替えることが望まれる。

4. 督促状の発送を速やかに行うことが望まれる

国民健康保険料の納付が遅れた場合の督促状の発送手続について、平成 20 年度までは、納付されなかった保険料について、原則として納付期限経過後 20 日以内に督促状を発送していた。しかし、督促状送付時にはすでに納付されているケースも多く、トラブルの一要因にもなっていること、期別に督促を行うと債権の時効を期別に管理しなければならず、時効管理も煩雑となることから、平成 21 年度からは、差押えなどの滞納処分を行う場合は随時督促状を発送し、それ以外のケースでは、翌年度の 8 月頃に 1 年間の滞納分について、まとめて督促状を送付している。

国民健康保険料は、国民健康保険税の形式をとる場合とは違い、特に督促状の発送時期についての規定はないため、いずれの手続をとっても法的には問題ないとはいえ、督促状の発送は滞納処分の前提となる重要な意味合いを持つ行為である。

現状では個別に滞納処分を行うものを判断して督促状を発送しているが、必ずしもその範囲が十分であるとは限らず、今後は、適時に滞納処分ができない事例が出てくる可能性がある。また、早期に督促を行ってれば、滞納金額が少なく抑えられる可能性もある。

収納率の水準は必ずしも督促状の発送時期のみに影響されるものではないが、今後は、督促時期を変えた後の収納率の推移も見ながら、督促状を早期に発送することを検討することが望まれる。

5. 財産調査の技術・知識を高め、適正な執行停止の判断を行うべき

納付相談において、相談者の現在の生活状況では、いくら努力しても過去の滞納保険料の回収が困難であると判断される事例があり、こうした場合に相談者の主張が事実であり、実質的に回収できる財産がなければ、滞納処分の執行停止を行うことができるとされている（地方税法第15条の7第1項第1～3号）。

なお、執行停止中の保険料であっても納付義務が消滅するわけではなく、納付があれば収納は可能であり、執行停止後に財産が判明した場合は、再度納付交渉を行うこととなる。

執行停止の処理が認められている趣旨は、本当に財産のない者からの保険料の徴収が納付者の生活を著しく窮迫することがないようにするためである。執行停止後は、原則として滞納している保険料の請求は行わず、滞納処分を行わないため、その判断は、慎重かつ適正に行うことが必要である。

個別検討の対象としたもののうち、預金調査等の財産調査の結果では財産が見当たらず、滞納者からの生活状況の申請により今後の納付が困難であると判断して執行停止をしたものの中に、以下のような事例がみられた。

【執行停止の事例】

(単位:円)

相手先	平成21年度末 収入未済額 (未収債権)	左記のうち 執行停止 とした金額	執行停止の対象 とした保険料の 対象期間	平成21 年度中の 納付額	無財産と判断された理由 (生活状況申立書、交渉記録より)
E	4,807,773	2,302,007	平成9年度～ 平成11年度分 平成14年度～ 平成16年度分	90,000	個人事業の業況が悪化。妻もパートに出ている。収入は月53万円。私立高校、私立大学に通う子どもの学費が大変である。
ア	3,397,797	2,004,074	平成7年度～ 平成16年度分	40,000	収入は月32万円。子どもの授業料などの支払が多く納付が難しい。
ウ	3,466,216	2,246,132	平成8年度～ 平成16年度分	20,000	収入は月22～25万円。交通事故にあつて仕事ができない、子どもの学費がかかる。
オ	3,271,568	2,688,045	平成7年度～ 平成16年度分	20,000	収入は月18万円。人身事故を起こしてしまいその弁償費用の支出などがあり保険料を払えない。
カ	3,505,169	1,981,725	平成8年度～ 平成16年度分	15,000	内装業を自営。子どもが私学に通っているし、家賃も高く(11.5万円)、保険料に回すお金がない。
ケ	2,758,050	1,531,468	平成8年度～ 平成16年度分	10,000	収入21万円、支出25万円(家賃2.6万円、光熱費3万円、生活費15万円ほか)

上記のような生活状況申立書や交渉記録の内容を見ると、子どもの学費の負担を理由に支払うことができないと主張する者や、人身事故の弁償費用を理由に保険料の支払ができないと主張する者があるが、限られた収入の中で生活費や教育費を節約するなどして、保険料を納付している市民がいることは想像に難くない。教育費等の負担を理由に国民健康保険料を支払うことができない、というのは保

険料を支払うことができない理由にはならない。

市としても相談者の申請を鵜呑みにしている訳ではなく、預金や保険契約等の調査を行っても財産が見つからなかったために執行停止処理を行ったものであるが、こうしたケースが本当に「相談者の現在の生活状況では、いくら努力をしても過去の滞納保険料の回収が困難である」ケースであるのかという点については疑問が残る。

サンプルの国民健康保険料の滞納額は、1件当たりの金額が200万円を超えており、執行停止した金額も多額である。国民健康保険料については、納付義務者が世帯主に限定されているため、差押えできる財産の範囲等において市税との違いはある。しかし、被保険者間の公平性を確保するためにも、財産調査の技術、知識を高めるとともに、執行停止等の基準についても市税等の他の公債権との統一化を図り、適正にその判断を行うべきである。

また、国民健康保険料と市税の滞納者が重複しているケースが多いため、税務部と滞納者の財産情報等を共有することが効果的な取組であると考えられる。

6. 体制を強化して積極的な滞納処分を行うべき

財産調査により滞納処分可能な財産を把握した場合は、まずは文書による呼び出しを行うとともに、差押えの可能性を説明して納付交渉を行い、それでも納付に応じない場合は差押えを行っている。なお、滞納処分の本来の目的は滞納の解消であり、差押えを行うことではないため、市では差押えの着手（差押えのために呼び出しを行うこと）の件数について目標を設定している。

平成19年度から平成21年度における差押えに関する状況は以下のとおりである。

【差押えの状況】

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	
着手 (差押えのため呼出を行った事例)	件数(件)	4	53	50	
	金額(千円)	3,397	50,732	37,002	
処 理 状 況	自主納付(交渉の結果、自主的に納付された事例)	件数(件)	3	25	12
		金額(千円)	2,777	17,606	6,649
	差押え(差押えを実施した事例)	件数(件)	1	15	8
	差押えによる完納分含む	金額(千円)	620	15,666	6,443
況	継続中(交渉を継続中の事例)	件数(件)	-	13	30
	分納誓約分含む	金額(千円)	-	17,460	23,910

平成20年度より滞納処分の強化を図っているが、差押え着手件数は平成21年度においても50件、37,002千円である。平成21年度の国民健康保険料の過年度分の収入未済額(未収債権)37,053件、4,494,600千円と比べるとその対象が限られていることが分かる。また、平成22年度における、差押え着手件数の目標値は以下のように設定されており、平成22年度の目標値は平成21年度の実績を下回っている。

平成22年度「西宮市国民健康保険収納対策緊急プラン」より抜粋

【差押え着手】

	平成21年度	平成22年度
目標	40件	40件
実績	50件	-

以上のことから、滞納処分を実施する職員の組織体制が今でも十分であるとはいえない。

滞納処分を行うこと自体が本来の目的ではないが、国民健康保険料については1件当たりの滞納金額が1百万円を超えるものもあり、納付者間の公平性を確保する観点からは、職員の組織体制をより強化して、適切に財産調査を行い、積極的な滞納処分を行うことが望まれる。

7. 悪質な滞納者に対する差押え等の事例の公表が望まれる

国民健康保険料を滞納した場合において、財産調査により預貯金、給与、不動産等が滞納処分（差押え）の対象となることがある旨は、市政ニュースやパンフレットに広報されているが、実際の差押え実績の公表はなされていない。

依然として保険料の納付意識が高くない世帯があることを考慮し、悪質な滞納者を未然に防ぐ観点からは、差押え実績を広報などにおいて公表することを検討すべきである。

【4】介護保険料（健康福祉局 福祉部 介護保険グループ）

（1）概要

1．債権の種類

公債権。

介護保険料は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に定める歳入であり、強制徴収を行うことができる公債権である（介護保険法第 144 条）。

2．時効期間

2 年（介護保険法第 200 条）

3．本債権の特色

介護保険料については、低所得者に配慮し、負担能力に応じた負担を求める観点から、世帯または本人の市町村民税の課税状況、所得の状況等に応じて段階別に設定されている。年間の保険料額は、負担の最も多い段階でも年間 98,000 円程度であるため、収入未済額（未収債権）について、1 件当たりの金額は多くて 20 数万円と少ない。

しかし、負担の最も低い生活保護受給者や世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者である第 1 段階であっても年間 24,500 円の負担があり、全額免除となる制度もないため、収入未済額（未収債権）の対象者は市民税非課税者の割合が比較的大きくなっている。

4．制度の概要

介護保険制度は、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者並びに 65 歳以上の人を被保険者とした、市町村（特別区を含む。以下、同じ。）が保険者として運営する社会保険制度である（介護保険法）。

被保険者は市町村の住民のうち、65 歳以上の第 1 号被保険者と、40 歳以上 65 歳未満の医療保険の加入者である第 2 号保険者に区分されている。市町村の介護保険料の徴収対象者は第 1 号被保険者である（介護保険法第 129 条第 4 項）。

市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない（介護保険法第 129 条第 1 項）とされており、西宮市介護保険条例及び西宮市介護保険施行規則を制定し、介護保険料の徴収を実施している。

介護保険料は 3 年ごとに見直すこととされており、平成 21～23 年度に必要な費用を計算し、決定される個人の保険料は、世帯及び所得の状況に応じて以下のとおり、第 1～10 段階まで区分されている。保険料段階が第 1 段階であっても保険

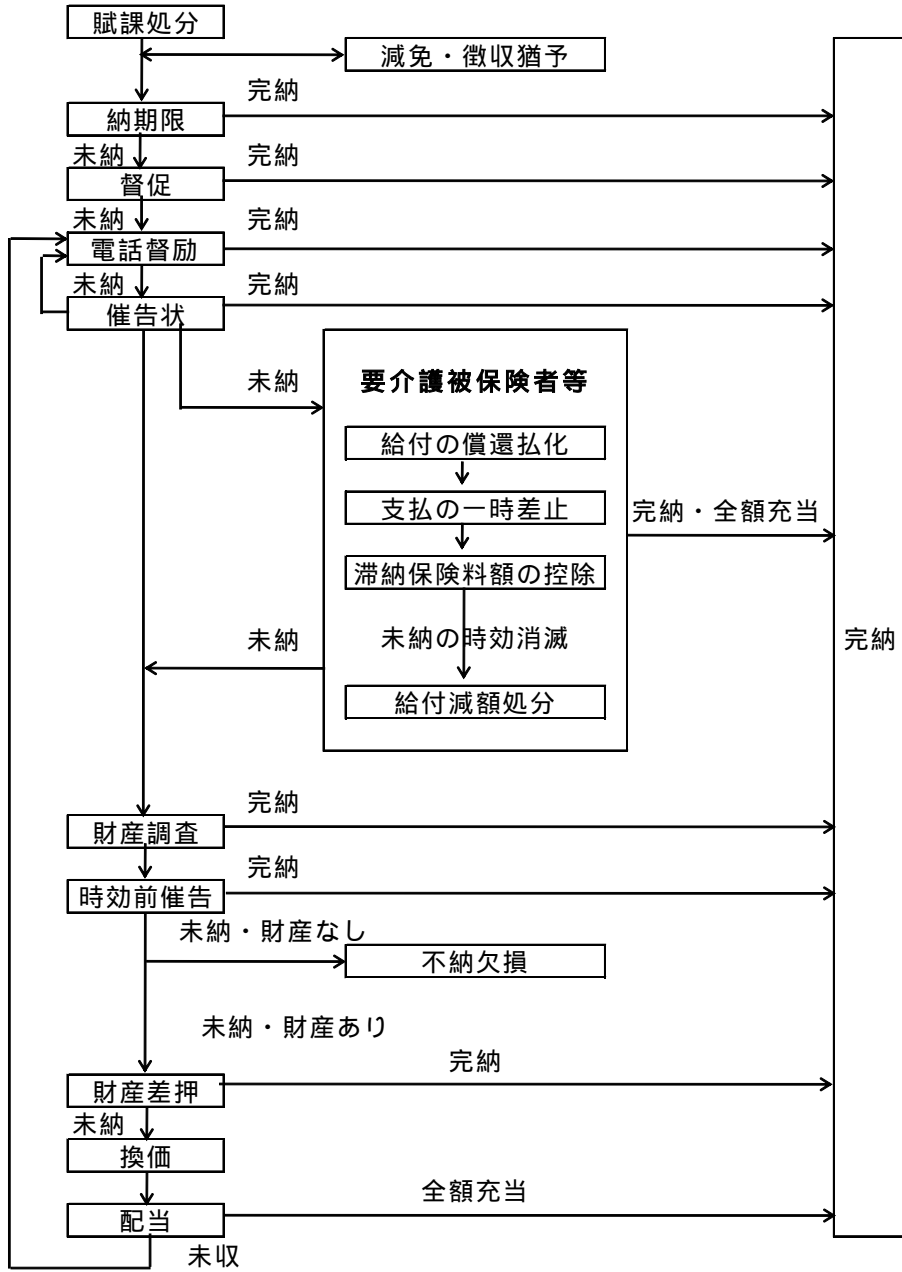
料は支払わなくてはならず、一定の要件を満たせば減額される制度はあるが、全額免除とはならない。全額免除とならない理由は、介護保険は高齢者の介護を社会全体で支え合う制度であるという制度趣旨によるものである（西宮市介護保険条例第10条、同第11条）。

一方、減額については、納付義務者の申請により、随時、原則として当該年度分の介護保険料についての減額を受け付けている。

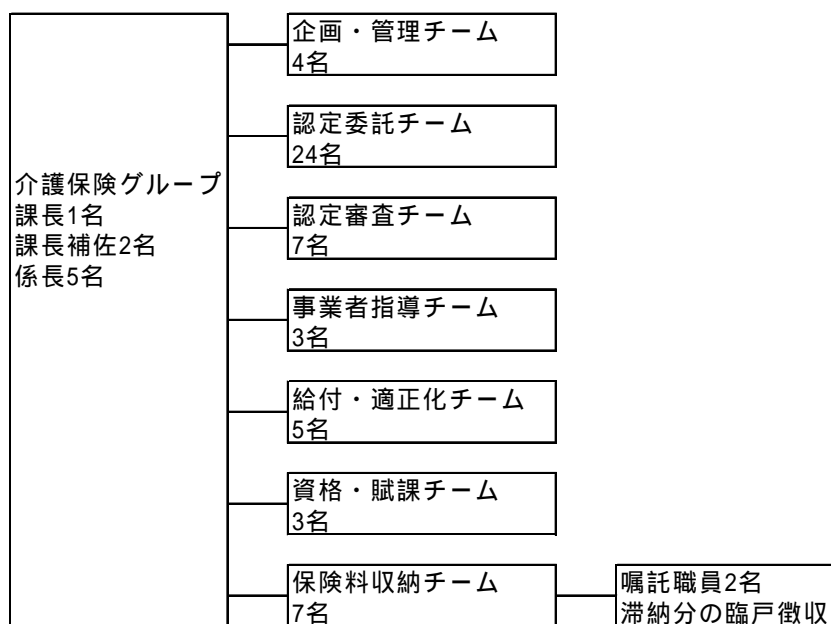
【平成21年度介護保険料(年額)】

保険料段階	対象者		年間保険料額
第1段階 (基準額×0.5)	生活保護受給者 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者		24,500円
第2段階 (基準額×0.5)	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下		24,500円
第3段階 (基準額×0.75)	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超		36,800円
特例分 (基準額×0.875)	本人が市民税非課税で世帯員に課税者がいる	本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下	42,900円
第4段階 (基準額)			49,100円
第5段階 (基準額×1.125)	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以下		55,200円
第6段階 (基準額×1.25)	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円超200万円未満		61,300円
第7段階 (基準額×1.5)	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満		73,600円
第8段階 (基準額×1.75)	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満		85,900円
第9段階 (基準額×1.875)	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上1,000万円未満		92,000円
第10段階 (基準額×2.0)	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上		98,100円

5. 債権管理の状況
債権管理のフロー



滞納債権の徴収体制



(注) 保険料収納チーム 7 名には係長 1 名及び嘱託職員 2 名を含んでいる。

台帳の管理

市長は、市の債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし（西宮市債権の管理に関する条例第 5 条）介護保険システムにより、氏名、生年月日及び住所、債権の額、納期限、未済額、納付額及び領収年月日等を管理している。

督促

）介護保険料は、特別徴収または普通徴収の方法により徴収しなければならない（介護保険法第 131 条）。

特別徴収による場合は、特別徴収義務者が特別徴収対象年金給付の支払の際に介護保険料を徴収し、徴収した月の翌月 10 日までに市町村に納入する（介護保険法第 137 条）。

普通徴収による場合、第 1 号被保険者は当該年度分の保険料を納期限（1 年を 10 期に区分）の数で除した額を各納期限までに納付する（西宮市介護保険条例第 6 条）。期限までに納付されない介護保険料は、原則として当該納期限の翌月 20 日を基準日として毎月督促状を発送している（西宮市介護保険料滞納整理事務取扱要領第 2 条）。

）督促状の発送から 3 ヶ月経過しても納付がない場合は、電話督促及び訪問徴収を実施する。また、年 2 回は督促週間を設け、休日・夜間に納付督促を行っている。過年度の未納分については催告状を年 5 回発送し、文書による催告を実施している。（西宮市介護保険料滞納整理事務取扱い要領第 3 条）

）上記によっても、なお未納のある場合は、財産調査を行い、時効前催告を行う。時効前催告では、時効が到来すると要介護被保険者となった場合に給付減額処分となる可能性があることを伝え、支払を促している（西宮市介護保険料滞納整理事務取扱い要領第 7 条）。

）催告によっても納付しない者が要介護被保険者である場合には、滞納期間が 1 年を経過後、最初の機会に行う認定の際に介護保険給付の支払方法が変更（償還払化）される。さらに滞納期間が 1 年 6 カ月を経過すると保険給付の一部または全部の一時差止を行い、それでもなお滞納保険料が解消しないときは、保険給付額からの滞納保険料の控除を実施している（西宮市介護保険の保険給付の制限に関する要綱第 2 条、同第 6 条、同第 8 条）。これらの措置によっても徴収できず、時効となった保険料がある場合には、保険給付額が減額される（介護保険法第 69 条）。

納付交渉

主として自宅訪問、電話催告により滞納分につき、納付交渉を実施している（西宮市介護保険料滞納整理事務取扱い要領第 3 条）。

徴収猶予

納付義務者の申請により、随時、分割納付、あるいは支払猶予の受付を行っている（西宮市介護保険条例第 6 条第 3 項、第 10 条）。

執行停止

時効期間が 2 年と短く、かつ少額であるため実施していない（介護保険法第 200 条、地方税法第 15 条の 7）。

法的措置

平成 21 年度において、競売事件、破産事件について裁判所等からの通知をもって交付要求は行っているが、差押えの実施は行っていない（西宮市介護保険料滞納整理事務取扱い要領第 12 条、地方自治法第 231 条の 3）。

介護保険制度は平成 12 年 4 月より始まった制度であり、滞納処分の規定はあるものの当初はノウハウも不足していたため、平成 16 年度までは滞納処分を実施していなかった。平成 17 年度以降に差押えを実施するようになり、平成 21 年度までの差押え実績は下表のとおりである。

【差押え実績】

	差押え執行回数 (回)	取立金額 (千円)
平成17年度	17	544
平成18年度	79	3,126
平成19年度	17	761
平成20年度	1	81
平成21年度	-	-

保険料を滞納した場合は、前述のように給付が市からの事後払い（支払方法変更）や、利用時の支払額が 3 割（給付割合の減額）になるなどの給付制限を受けることになる。市としては、このような制度があることから、納付指導に力を入れ、分割納付や支払猶予等の利用による自主納付を促進しており、平成 21 年度については差押えをした実績はない。

時効の管理

介護保険システムで期別に時効の管理を実施している（介護保険法第 200 条）。督促状の送付、分割納付申請書の提出及び一部納付があった際に、時効の中断を適用している。西宮市では、独自に時効前催告（西宮市保険料滞納整理事務取扱い要領第 7 条）を実施しており、時効をむかえる前月に催告状を発送し、未納分が消滅時効になると給付減額処分を受けることがあることを明記して、時効前に相談を受けるように促している。

不納欠損処理

介護保険法第 200 条に規定する時効により介護保険料の徴収権が消滅した場合には、不納欠損処理を実施している。

【不納欠損事由別推移】

(単位：千円)

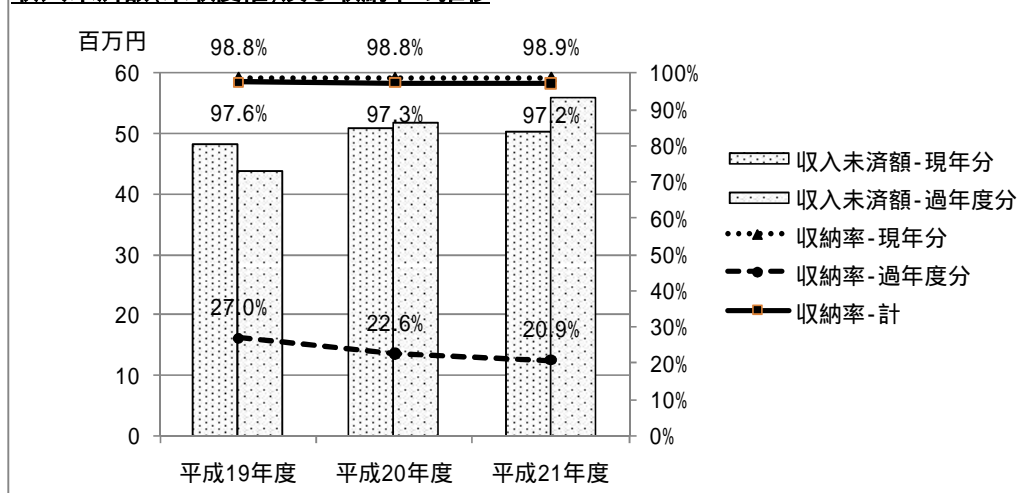
事由	平成19年度	平成20年度	平成21年度
時効	11,004	17,732	22,928
合計	11,004	17,732	22,928

6. 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額（未収債権） 収納率の推移

(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額	現年分	4,158,894	4,297,179	4,461,976
	過年度分	75,281	89,913	99,669
	計	4,234,175	4,387,092	4,561,645
収入額	現年分	4,110,679	4,246,163	4,411,515
	過年度分	20,303	20,318	20,793
	計	4,130,982	4,266,480	4,432,308
不納欠損額	現年分	-	-	-
	過年度分	11,004	17,732	22,928
	計	11,004	17,732	22,928
収入未済額 (未収債権)	現年分	48,215	51,016	50,461
	過年度分	43,974	51,863	55,949
	計	92,188	102,879	106,410
収納率	現年分	98.8%	98.8%	98.9%
	過年度分	27.0%	22.6%	20.9%
	計	97.6%	97.3%	97.2%

収入未済額(未収債権)及び収納率の推移



過去 3 年間の実績推移をみると、収納率は安定して高い水準である一方、不納欠損額及び収入未済額（未収債権）は増加している。これは、調定額自体が増加しているためである。調定額が増加した原因としては、人口の高齢化により被保険者が増加していること、及び介護保険料の改定が 3 年ごとに実施され、第 4 期の改定が平成 21 年度に行われたためである。なお、第 4 期の一人当たりの平均保険料基準額は月額 4,088 円であり、第 3 期の保険料基準額は月額 3,993 円であった。

平成 21 年度では、調定額 4,561,645 千円のうち、収入未済額（未収債権）は 106,410 千円（約 2.3%）発生しており、そのうち現年分の収入未済額（未収債権）50,461 千円を保険料段階別に集計したのが次の表である。

【平成 21 年度介護保険料保険料段階別収入未済額（未収債権）】

保険料段階	人数 (人)	人数の割合 (%)	金額 (千円)	金額の割合 (%)
第1段階	54	3%	606	1%
第2段階	526	28%	8,684	17%
第3段階	158	8%	3,213	6%
第4段階	422	22%	11,766	23%
小計	1,160	62%	24,270	48%
第5段階	277	15%	8,806	17%
第6段階	189	10%	6,735	13%
第7段階	179	10%	7,850	16%
第8段階	39	2%	1,673	3%
第9段階	14	1%	406	1%
第10段階	18	1%	722	1%
小計	716	38%	26,191	52%
合計	1,876		50,461	

(注) 保険料段階1～4までが市民税非課税者。

第 1 段階から第 4 段階までは世帯全員が市民税非課税者であり、これらの層が収入未済額対象者の 62%と過半数を占めている。高所得者層でも収入未済額（未収債権）が発生しているものの、単なる納付忘れ等によるものが多く、遅れながらも納付はなされているとのことである。本人の合計所得金額が 1,000 万円以上である第 10 段階の未納者 18 人については、時効となった保険料はない。

次の表は、平成 21 年度分について近隣他市との収納率比較を行ったものである。

【平成 21 年度収納率の近隣市比較】

市名	現在年分	滞納繰越分	全体
西宮市	98.9%	20.9%	97.2%
E 市	98.9%	20.2%	97.1%
D 市	98.8%	13.5%	97.0%
A 市	98.6%	21.9%	96.2%
C 市	98.4%	11.0%	95.6%
B 市	97.8%	10.5%	94.3%

介護保険料の徴収率は平成 21 年度で 97.2%と比較的高い。その理由には、特別徴収による納付比率が高いということが挙げられる。特別徴収とは、年金を受給している 65 歳以上の被保険者を対象に、年金からの天引きにより保険料を納付する方法である。特別徴収においては確実な納付が見込めることから、年金受給額が年額 18 万円以上の場合には、原則としてこの納付方法となる。

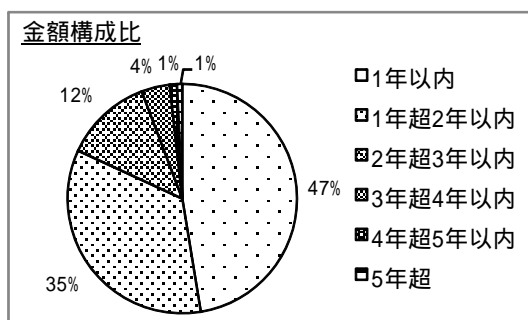
一方、普通徴収とは、特別徴収以外の納付方法で、金融機関からの口座振替や納付書による納付などが該当する。普通徴収であっても口座振替の場合には納付忘れを防止できるため、納付率が高くなると考えられる。よって、収入未済額（未収債権）となるのは、普通徴収のうち口座振替以外のケースが大部分となる。なお、平成 21 年度の特別徴収と普通徴収の比率は下表のとおりである。

【平成 21 年度の特別徴収と普通徴収の比率】

	調定額(千円)	比率	人数(人)	比率
特別徴収	3,902,399	87.5%	80,461	82.4%
普通徴収	559,577	12.5%	17,147	17.6%
合計	4,461,976	100.0%	97,608	100.0%

7. 収入未済額（未収債権）滞納年数別内訳（平成 22 年 3 月 31 日現在）

滞納年数	件数(件)	金額(千円)	1件当たり金額(千円)
1年以内	1,876	50,461	27
1年超2年以内	1,194	36,669	31
2年超3年以内	787	13,164	17
3年超4年以内	178	4,245	24
4年超5年以内	55	1,086	20
5年超	49	785	16
合計	4,139	106,410	26



介護保険料の債権の消滅時効は 2 年であるが、時効の中断を図っているものがあるため、滞納年数が 2 年超の債権がある。

8 . 収入未済額（未収債権）上位 10 件（平成 22 年 3 月末日現在）

順位	相手先	収入未済額 （未収債権） （千円）	滞納月 数 （月）	摘要
1	A	294	62	平成16年度分～平成21年度分
2	B	292	52	平成17年度分～平成21年度分
3	C	286	69	平成16年度分～平成21年度分
4	D	266	69	平成16年度分～平成21年度分
5	E	254	32	平成19年度分～平成21年度分
6	F	251	69	平成16年度分～平成21年度分
7	G	248	61	平成16年度分～平成21年度分
8	H	243	75	平成15年度分～平成21年度分
9	I	237	57	平成17年度分～平成21年度分
10	J	234	50	平成17年度分～平成21年度分

9 . 滞納月数が長い債権上位 10 件（平成 22 年 3 月末日現在）

順位	相手先	収入未済額 （未収債権） （千円）	滞納月数 （月）	摘要
1	ア	95	110	平成12年度～平成21年度
2	イ	89	104	平成13年度～平成21年度
3	ウ	146	87	平成14年度～平成18年度
4	エ	131	86	平成14年度～平成17年度
5	オ	25	84	平成14年度～平成15年度
6	カ	226	81	平成15年度～平成21年度
7	キ	47	80	平成15年度～平成21年度
8	ク	192	78	平成15年度～平成21年度
9	ケ	63	75	平成15年度～平成21年度
10	コ	45	75	平成15年度～平成17年度

(2) 監査の結果

1. 介護保険料徴収猶予(分納)申請書について

介護保険料徴収猶予(分納)申請書の入手を徹底すべき

介護保険料の徴収猶予を受けようとするものは、一定の事項を記載した申請書に、徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならないとされている(西宮市介護保険条例第10条第2項)。市では、長期滞納している場合には、「介護保険料徴収猶予(分納)申請書」を入手している。この「介護保険料徴収猶予(分納)申請書」には、猶予対象介護保険料、納付計画が記載されており、必要事項を記載して申請することにより、民法147条第1項第3号の金銭債権の消滅時効の中断事由である「債務の承認」を行うものである。

滞納月数が長い債権上位10件のうち、相手先アについては、平成16年度第1期から第4期分8,800円について、「介護保険料徴収猶予(分納)申請書」の入手ができておらず、時効により不納欠損処理されている。

「介護保険料徴収猶予(分納)申請書」は時効の中断の資料として重要であるため、時効の2年が経過する前にすべての滞納者から漏れなく入手する必要がある。

介護保険料徴収猶予(分納)申請書への記載事項の漏れがないようにすべき

サンプルで入手した収入未済額(未収債権)の金額上位10件のうち相手先J、及び滞納月数が長い債権のうち、相手先ア、ウについては、「介護保険料徴収猶予(分納)申請書」に申請理由の記載がなく、相手先J及びアについては、作成日付の記載がない。

「介護保険料徴収猶予(分納)申請書」の入手は申請者が自署押印することで債務の承認(民法第147条第1項第3号)となり、時効は中断することになる。このとき、作成された日付が滞納者の債務の承認の日付となるため、作成日付の記載漏れがないようにすることが必要である。

また、介護保険条例第10条の各号のいずれかに該当することにより、保険料の徴収の猶予を認めており、さらに第2項では、執行猶予を必要とする理由を証明する書類を添付することが求められている。したがって、申請理由の記載漏れがないよう徹底すべきである。

(3) 意見

特に指摘すべき事項はない。

【5】保育所運営費負担金（健康福祉局 こども部 保育所事業グループ）

（1）概要

1．債権の種類

公債権。

保育料は、児童福祉法第56条第1項に直接根拠を持つ負担金とされており、強制徴収を行うことができる公債権である（児童福祉法第56条第10項）。

2．時効期間

5年（地方自治法第236条第1項）

3．本債権の特色

生活保護世帯や母子・父子世帯または、在宅障害児（者）のいる世帯であって前年の所得税及び前年度の市民税が非課税の場合は保育所運営費負担金（以下、保育料という。）は無料となる。また、保育料は前年の所得税の額または前年度の市民税の課税状態を基準として決定されるが、災害、傷病等により前年と比較して所得が大幅な減額となった場合には減免措置がある。このように保育料は各世帯の負担能力に応じて決定されており、同一のサービスを受けていても、保育料負担額が異なる仕組となっている。

一方で、支払能力がありながら納付しない滞納者に対しても、保育料の滞納を理由に退所等をさせることはできないという国からの指導もあり、そのことが高額な滞納につながる一因となっている（下表参照）。

【平成21年度保育料階層区分別収入未済額（未収債権）】

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	滞納世帯数(件)	世帯数の割合	滞納額(千円)	金額の割合	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯。	-	0%	-	0%	
B	A階層及びD階層を除いた世帯。平成20年度の市民税の課税状態によりB、C階層に区分する。	非課税(母子・父子世帯等)	-	0%	-	0%
C		非課税(上記以外の世帯)	40	15%	1,446	3%
D1	A階層を除いて平成20年分の所得税が課税されている世帯。右記の所得税額区分によりD1～D13階層に区分する。	課税	44	16%	4,471	10%
D2		9,500円未満	16	6%	2,544	6%
D3		9,500円以上 19,000円未満	36	13%	5,651	13%
D4		19,000円以上 40,000円未満	38	14%	9,001	20%
D5		40,000円以上 56,000円未満	37	14%	7,301	16%
D6		56,000円以上 75,000円未満	15	6%	3,579	8%
D7		75,000円以上 103,000円未満	27	10%	6,930	16%
D8		103,000円以上 129,000円未満	6	2%	1,145	3%
D9		129,000円以上 165,000円未満	6	2%	894	2%
D10		165,000円以上 203,000円未満	3	1%	1,001	2%
D11		203,000円以上 413,000円未満	1	0%	420	1%
D12		413,000円以上 441,000円未満	0	0%	-	0%
D13		441,000円以上 653,000円未満	0	0%	-	0%
	合計	269		44,383		

（注）上表の滞納世帯数の合計（269件）が、7.収入未済額（未収債権）滞納年数別内訳（1年以内）の件数337件と異なっている。上表では、同一世帯であれば保育料階層は同一となるため、世帯数を使用しているが、7の表では同一世帯であっても児童の入所時期や納付状況により滞納期間が異なるため、児童数を使用している。

4. 制度の概要

児童福祉法第 24 条、第 51 条により、保育に欠ける児童について申請があった場合は、保育所において保育の実施をしなければならないことが義務付けられている。保育料は、児童福祉法第 56 条第 3 項により、「本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。」と規定されており、同法に基づき「児童福祉法による費用徴収規則」において、西宮市の保育料を定めている。

西宮市の平成 21 年度保育料は、前年の所得税または前年度分の市町村民税の額を基準として 16 の所得階層に区分し、同時に児童の年齢（3 歳未満児、3 歳以上児）により 2 つに区分し、それぞれ以下のとおり徴収額を定めている。

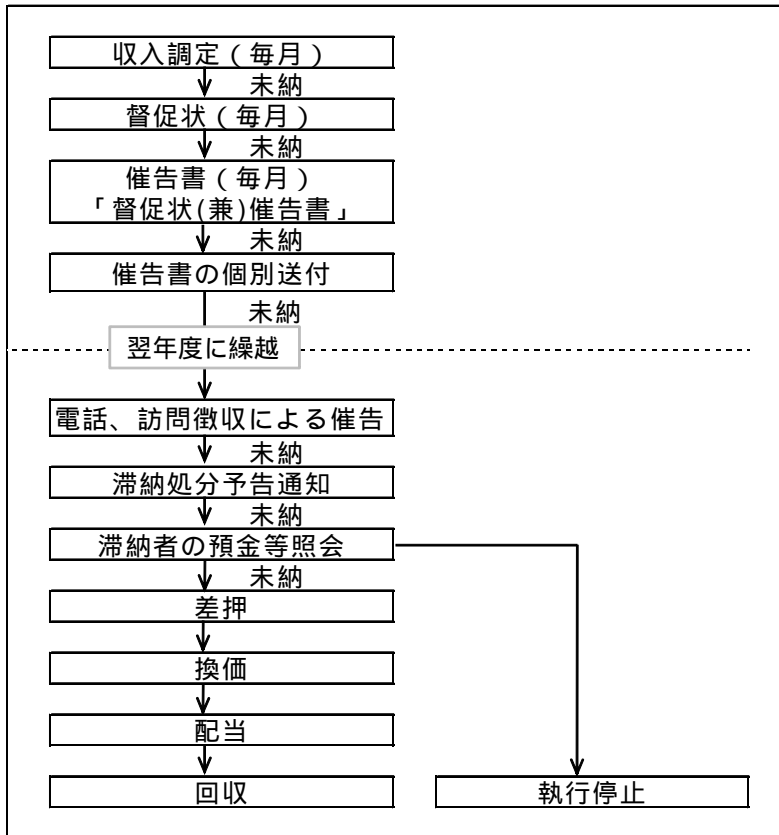
なお、現年度の保育料については、所得の減額等による保育料の階層の認定変更を行う制度（児童福祉法による費用徴収規則第 5 条、保育所運営費負担金階層区分の認定変更取扱要綱第 2 条）があるが、滞納している保育料（過年度の保育料）を減額・免除する制度はない。

【平成 21 年度保育料(月額)】

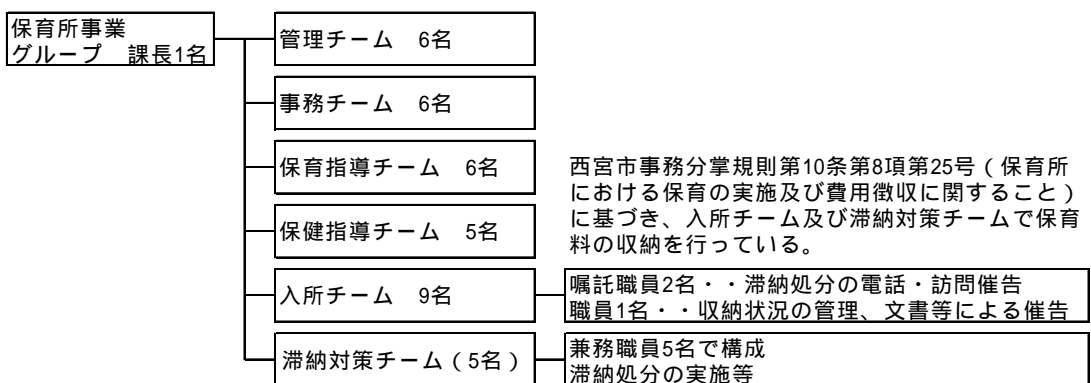
階層 区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	3 歳未満児	3 歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯。	0円	0円
B	A 階層及び D 階層を除いた世帯。平成 20 年度の市民税の課税状態により B、C 階層に区分する。	非課税（母子・父子世帯等）	0円
		非課税（上記以外の世帯）	4,200円
C	課税	10,100円	8,300円
D1	A 階層を除いて平成 20 年分の所得税が課税されている世帯。右記の所得税額区分により D1～D13 階層に区分する。	9,500円未満	16,100円
D2		9,500円以上 19,000円未満	23,100円
D3		19,000円以上 40,000円未満	24,200円
D4		40,000円以上 56,000円未満	34,400円
D5		56,000円以上 75,000円未満	39,200円
D6		75,000円以上 103,000円未満	40,700円
D7		103,000円以上 129,000円未満	56,000円
D8		129,000円以上 165,000円未満	58,300円
D9		165,000円以上 203,000円未満	59,400円
D10		203,000円以上 413,000円未満	60,100円
D11		413,000円以上 441,000円未満	76,400円
D12		441,000円以上 653,000円未満	77,800円
D13		653,000円以上	78,600円

5. 債権管理の状況

債権管理のフロー



債権の徴収体制



台帳の管理

市長は、市の債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし（西宮市債権の管理に関する条例第 5 条）、保育業務管理システムにより、氏名及び住所、賦課金額、調定金額、未納額等を管理している。また、1 年以上未納となっている保育料を管理するために、手書きの滞納カードを作成している。滞納カードでは、債務者の氏名及び住所、未納額、収納履歴、催告等の状況が記載され管理されている。

督促

）保育料は、毎月末までにその月の保険料を納付しなければならない（児童福祉法による費用徴収規則第 6 条第 3 項）。期限までに納付されない保育料については、納期限の翌月 25 日までに督促状を発行し、公立及び私立の保育所の園長から保護者へ封書に入った督促状が手渡されている。ただし、園長による督促や納付相談は行われない。

）督促しても支払がない場合は、翌月の督促状の発送時に、督促状発行済みの金額について、「督促状（兼）催告書」として督促状に合わせて文書による催告を実施する。

）過年度の保育料滞納分については、催告書の送付、囑託職員による訪問、文書または電話での催告を行っている（西宮市保育料滞納対策実施要綱第 3 条）。催告によっても納付しない者には、個別に保育所事業グループに来庁を求め、面談による催告を実施する（西宮市保育料滞納対策実施要綱第 4 条）。

納付交渉

滞納者の家計の状況等を聞き取り、負担能力に応じた分割納付の相談を行う。また、催告に全く応じないなどの悪質な滞納者には、児童福祉法第 56 条第 10 項の規定により滞納処分を実施する場合もあることを伝え、納付を促している（西宮市保育料滞納対策実施要綱第 7 条）。

徴収猶予

滞納者からの申し出により分割納付の相談を行っており、分割納付額の下限は 2 年間で完納することができる金額を原則としている。ただし、収入の減少、借金等の返済により支払が困難である場合は、分割納付額の下限を下回る金額でも分割納付の承諾をしている。

分割納付を適用する場合には、納入義務者に「保育料納付誓約書」の提出を求めている（西宮市保育料滞納対策実施要綱第5条）。

執行停止

滞納繰越分であって、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによって生活保護法による保護を受けさせる恐れがあるとき、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときにおいて、執行停止を行っている（西宮市保育料滞納処分執行停止取扱要綱第2条）。

法的措置

保育料を長期にわたり滞納している者又は保育料の滞納額が高額な者であって、催告に応じない者並びに納付の誓約をしても履行しない者を滞納処分の対象とする（西宮市保育料滞納対策実施要綱第7条第1項）。またそうでなくても、催告に全く応じないなどの悪質な滞納者に対しては滞納処分の対象とする（西宮市保育料滞納対策実施要綱第7条第2項）。平成21年度に法的措置の対象とした件数は1件あり、預金差押予告通知送付後に、全額自主納付となっている。

時効の管理

債権は発生月毎に管理しており、入金については債権の古いものから順に消込みを行っている。督促状の送付、保育料納付誓約書の提出、滞納処分の実施等により時効が中断する。滞納カード及びシステムにより保育料の納付履歴を管理しており、保育料の納付があった際に滞納債権全体としての時効の中断を適用している。

不納欠損処理

不納欠損処理は、地方自治法第236条に規定する時効により保育料の徴収権が消滅した場合、及び滞納処分の執行停止が3年間継続した場合に実施している（西宮市不納欠損処分取扱要綱第3条）。

【不納欠損事由別推移】

（単位：千円）

事由	平成19年度	平成20年度	平成21年度
時効(5年)	5,704	5,833	2,604
生活保護	1,973	175	-
自己破産	2,944	2,196	-
滞納者の死亡	-	100	-
国外出国	55	-	-
合計	10,676	8,304	2,604

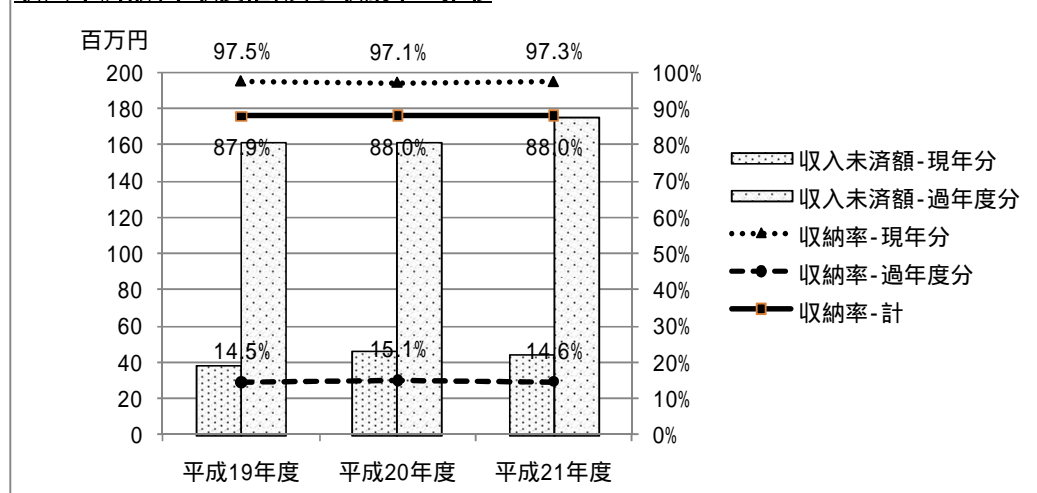
生活保護法による保護を受けている場合、滞納者の死亡、滞納者の国外出国による場合については、即不納欠損としていたが、平成21年4月の要綱改正により、上記事由について執行停止を実施し、執行停止が3年間継続した場合に、不納欠損処理するものとした。平成21年度中に執行停止したものは8件、1,480千円である。

6. 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額（未収債権） 収納率の推移

(単位：千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額	現年度分	1,540,817	1,606,666	1,642,975
	過年度分	201,256	199,936	207,866
	計	1,742,073	1,806,603	1,850,841
収入額	現年度分	1,502,239	1,560,297	1,598,592
	過年度分	29,222	30,135	30,405
	計	1,531,460	1,590,432	1,628,997
不納欠損額	現年度分	-	-	-
	過年度分	10,676	8,304	2,604
	計	10,676	8,304	2,604
収入未済額 (未収債権)	現年度分	38,578	46,369	44,383
	過年度分	161,358	161,497	174,857
	計	199,936	207,866	219,241
収納率	現年度分	97.5%	97.1%	97.3%
	過年度分	14.5%	15.1%	14.6%
	計	87.9%	88.0%	88.0%

収入未済額(未収債権)及び収納率の推移



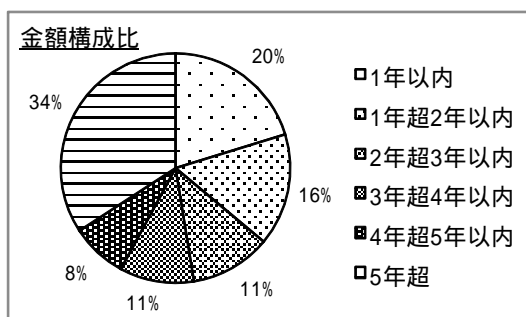
次の表は、平成 21 年度分について近隣他市との収納率比較を行ったものである。

【平成 21 年度収納率の近隣市比較】

市名	現在年分	滞納繰越分	全体
A 市	98.9%	29.5%	93.8%
B 市	96.7%	15.0%	89.1%
E 市	98.2%	9.4%	89.0%
西宮市	97.3%	14.6%	88.0%
C 市	97.1%	5.3%	86.5%
D 市	96.4%	12.6%	81.5%

7. 収入未済額（未収債権）滞納年数別内訳（平成 22 年 3 月 31 日現在）

滞納年数	件数(件)	金額(千円)	1件当たり 金額(千円)
1年以内	337	44,383	132
1年超2年以内	228	34,692	152
2年超3年以内	167	24,947	149
3年超4年以内	160	22,942	143
4年超5年以内	105	17,327	165
5年超	468	74,950	160
合計	1,465	219,241	150



保育料の時効は 5 年であるが、収入未済額（未収債権）滞納年数別内訳を見ると、滞納年数 5 年超の金額が 74,950 千円と収入未済額（未収債権）の 34%を占めている。これは、保育所事業グループでは、一部でも入金があれば、債権全体について時効の中断を適用し、最終入金日から 5 年を経過したときに、時効により不納欠損処理しているためである。

8．収入未済額（未収債権）上位 10 件（平成 22 年 3 月末日現在）

順位	相手先	収入未済額 （未収債権） （千円）	滞納月数 （月）	摘要	平成21年 度保育料 階層区分
1	A1	3,476	70	平成16年度分～平成21年度分	D6
2	B1	2,905	40	平成17年度分～平成21年度分	D7
3	C1	2,650	57	平成17年度分～平成21年度分	D6
4	D1	2,445	95	平成14年度分～平成21年度分	D5
5	E1	2,411	167	平成8年度分～平成12年度分	
6	F1	2,252	69	平成16年度分～平成19年度分	
7	G1	2,229	143	平成10年度分～平成17年度分	
8	H1	2,130	155	平成9年度分～平成11年度分	
9	I1	2,125	57	平成17年度分～平成21年度分	D5
10	J1	2,099	60	平成16年度分～平成20年度分	

（注）保育料階層区分は年度によって異なるため、平成21年度に滞納がある相手先のみ保育料階層区分を表示している。

9．滞納月数が長い債権上位 10 件（平成 22 年 3 月末日現在）

順位	相手先	収入未済額 （未収債権） （千円）	滞納月数 （月）	摘要
1	A2	121	311	昭和59年度分
2	B2	349	299	昭和60年度～昭和62年度分
3	C2	720	263	昭和63年度～平成3年度分
4	D2	706	239	平成2年度分
4	E2	112	239	平成2年度～平成3年度分
4	F2	736	239	平成2年度～平成4年度分
7	G2	306	228	平成3年度～平成4年度分
7	H2	107	228	平成3年度分
9	I2	483	204	平成5年度～平成7年度分
9	J2	285	204	平成5年度～平成6年度分

(2) 監査の結果

1. 保育料納付誓約書を漏れなく提出させる必要がある

保育料の納付が困難であると認められる場合は、分割納付を適用し、「保育料納付誓約書」を納入義務者から提出させることとなっている（西宮市保育料滞納対策実施要綱第5条第1項）。

この「保育料納付誓約書」には、滞納状況、納付計画が記載されており、保育所事業グループが作成したものに滞納者が自署押印することで、民法第147条第1項第3号の金銭債権の消滅時効の中断事由である「債務の承認」をするものである。収入未済額(未収債権)の滞納月数が長い債権上位10件はいずれも「保育料納付誓約書」の提出はなく、保育料を長期に滞納している。「保育料納付誓約書」を作成していない保育料未納額については、督促により時効が中断するものの、督促は月別に行っているため、時効は月別に到来する。「保育料納付誓約書」の入手がないまま一部納付が行われた場合の「債務の承認」は、未納額全体ではなく、充当される対象月の保育料に対して行われたと考えられる。市としては、残額通知書の発送や領収証への残額の記載を行うことによって、未納額全体について「債務の承認」が得られたものとして、時効の中断を適用している。

しかし、これらの手続のみで「債務の承認」と認められるかは疑問であり、「債務の承認」に該たらないとすると、時効の成立時に不納欠損処理しなければならない。滞納月数が長い債権上位10件は、保育料の納付実績はあるものの、いずれも過去5年以内に保育料納付誓約書の入手がされておらず、時効が成立している可能性がある。

こうした事態を避けるためにも、「保育料納付誓約書」は時効の5年が経過する前にすべての滞納者に漏れなく提出させる必要がある。

2. 適切に時効管理を行うべき

5年の時効が成立すると適時に不納欠損処理を行う必要があるが、年度末かつ滞納者ごとにしか不納欠損処理が行われていない。保育料納付誓約書の提出が行われていなければ、債務は一本化されておらず、月次で時効が成立している可能性がある。

平成21年度不納欠損処理された滞納者のうち、平成15年度から平成16年度分にかけて未納額396,400円があり、一度も納付がないまま不納欠損処理されたケースがあった。しかし、一度も納付がなく保育料納付誓約書の提出もされていないため、平成15年度分の未納額146,000円については、平成20年度中に時効が成立しており、平成20年度に不納欠損処理をすべきであったと思われる。

時効の成立は、手作業により滞納カードを基に行われているが、時効の到来時期が正確かつ網羅的に行われているかの管理は難しいと思われる。システムを利

用することも含めて、時効を適切に管理できるような体制を構築することが望まれる。

(3) 意見

1. 現年度分の未納に対する催告を早期に実施すべき

西宮市保育料滞納対策実施要綱では、第3条で、「保育料滞納者に対しては、納付促進のため、次の各号に掲げるところにより催告を行う。」として(1)文書による催告、(2)電話による催告、(3)臨戸訪問による催告とある。

この催告を実施する時期は規定になく、(2)や(3)による催告が実際に行われるのは、滞納が年度を繰り越してからである。現年度中に未納があっても、(1)による催告書を個別に発送する以外は、納付相談があれば対応する程度となっている。しかし、保育料は、最高で月額 78,600 円（平成 21 年度保育料）であり、滞納が継続するにつれて高額となり、納付困難になる。早期に電話や臨戸訪問による催告を行い、滞納者に納付を促すべきである。

2. 保育所の園長による納付指導を行うべき

現年度の保育料滞納分については、納期限の翌月 25 日までに督促状を発行し、公立及び私立の保育所の園長から保護者に督促状が手渡されているが、保育料の未納者に対する納付相談は、園長ではなく、市の職員が訪問するなどして対応している。

保育料については、子どもが保育所を退所してしまうと納付意識も薄れると考えられることから、在籍中に納付を完了させることが望ましい。

公立保育所の3歳以上児米飯給食保護者負担金の未収分については、平成18年度10月より保育所により実費徴収されているが、保育所の園長から督促を行っており、平成21年度収入未済額（未収債権）は10千円で収入率は99.9%となっている。米飯給食保護者負担金は月額千円であり、保育料の金額とは比較にならないが、保護者と日常的に接している保育所の園長から納付を促されることは一定の効果があると考えられる。

また、京都市では、「京都市基本計画第2次推進プラン政策項目実施状況」において、平成20年度保育料徴収率の向上のための施策として「保育所長による保育料徴収協力事業」の取組を推進し、現在入所中の滞納者に対する直接の納付指導を行っている。

現在、西宮市では保育所の園長による納付相談はなされていないが、他市の取組を参考に、園長に保育料の滞納者に対する納付相談を実施してもらうことを検討すべきである。また、例えば、納付相談だけでなく、「保育料納付誓約書」の提出を保育所でも受け付ける等、保育料の滞納に対して保育所で対処できることは

ないかについて検討することも望まれる。

3．高額や悪質な滞納者に対する早期徴収体制を整える必要がある

平成 21 年度に滞納カードにより嘱託職員 2 名が滞納対策を実施した滞納件数は 1,465 件、保護者数では 599 人である。

原則として、現年度中の未納者については、滞納者カードが作成されておらず、未納が継続している場合に、特に注意して対応する体制が取られていない。しかし、保育料は、早期に訪問徴収、納付指導を行うことが収納率の向上に有効であると思われる。

滞納が一定期間以上継続しており、未納金額が一定額以上である場合は、現年度中に滞納カードを作成し、専門の徴収員による滞納対策を実施するなど、滞納が長期化しないよう、早期に回収できる体制を構築する必要がある。

4．滞納カードを整理すべき

過年度からの繰越分については、保護者ごとに手書きの滞納カードを作成し、嘱託職員 2 名による訪問徴収、納付指導を行っている。平成 21 年度では、夜間・休日の訪問徴収 3,040 件や電話催告 3,749 件を実施しているが、滞納カードは五十音順にファイリングされており、金額上位者や長期滞納者に重点的に滞納対策を行うといった観点からのファイルの整理はされていない。滞納者の中でも、頻繁に連絡を取る必要があるもの、高額かつ長期であるものなど、滞納者の性質により分類し、効率的な滞納対策が行えるよう整理すべきである。また、必要に応じてデータ化し、並べ替えや、検索できるようにデータベースとして保有することがより望ましい。

5．保育料納付誓約書の記載様式を統一すべき

「保育料納付誓約書」には滞納保育料の明細と納付計画が記載されているが、様式が統一化されておらず、表題や記載内容がサンプルによって異なっていた。

金額上位 10 件のうち、相手先 A1 と相手先 D1 の様式では、相手先 A1 の表題は「納付誓約書」とあり、納付方法が記載されているが、相手先 D1 の表題は「保育料分割納付誓約書」とあり、納付方法の記載はない。また、相手先 D1 では、納付計画後の残額については、期限までに再相談する旨の記載があるが、A1 では納付計画後についての記載がない。

納付方法や納付計画後の残額や再相談日など、記載すべき事項が漏れなく記載されるよう、様式を統一すべきである。

6．分割納付について

分割納付期間の無用な長期化を避けるべき

西宮市保育料滞納対策実施要綱第5条第1項第2号において、過年度分保育料の分割納付については、「毎月の分納額は、分納期間が2年を超えない金額で決定する。」とされている。しかし、第3号において「前各号に定める金額を下回って分納をすべき特別の事情が認められる場合は、別途対応することができる。」とあるため、2年を超える分割納付額であっても承諾している。

サンプルで入手した相手先 A1 及び D1 の「保育料納付誓約書」では、分割納付額が A1 は 30,000 円、D1 は 5,000 円であるが、それぞれの分割納付額が完納まで変更されないと仮定すると、A1 は約 95 ヶ月、D1 は 206 ヶ月かかる計算となる。分割納付期間は長期になるほど回収は困難になると考えられ、少なくとも2年を大幅に超えないように分割納付額の最低額を定めるべきである。

保育料納付誓約書は、一定期間ごとに見直しをするのが望ましい

入手したサンプルでは、いずれも納付計画は作成時から1年間(12回)の記載をする様式となっていた。1年経過後は、分割納付額に変更があれば保育料納付誓約書を再度作成するが、変更がなければ同額の納付書が翌年も作成されるのみとのことである。

相手先 A1 では、納付計画による分割納付金額に変更がなく継続されると仮定すると、完納までに約95カ月かかることになる。

分割納付が長期にわたる場合には、保護者の経済状況が変化する可能性があるため、1年ごとの納付計画最終期日前に納付相談を行うなど積極的に接触を図り、場合によっては納付計画の見直しを行って、完納させるよう図るべきである。

分割納付の履行管理をすべき

金額上位10件のうち、相手先 D1 の「保育料分割納付誓約書」では、納付計画が4回分しか記入されておらず、納付計画の最終入金期日までに再相談する旨が記載されている。しかし、再相談は行われておらず、その後新たな「保育料納付誓約書」は作成されていない。「保育料納付誓約書」の納付計画に確認欄があるが、空欄のままとなっている。

市の担当課によると、納付計画に基づく支払いが1度もなかったため電話連絡及び自宅訪問を続けた。その結果、平成18年11月から5,000円以上の金額で納付を開始し、入金月、金額とも不規則ではあるものの現在も分割納付を継続中である。しかし、その後納付誓約書は作成されておらず、納付計画がないまま、分割納付を継続している。

なお、平成20年度以降は不定期ながら、毎回1万円~7万円での支払いがなさ

れていることから、分割納付額を増額するという見直しも可能であると考えられる。平成 21 年度中には、総額 268,400 円が納付されているが、平成 21 年度の保育料は 385,400 円発生している。この状態では、子どもが保育所に在籍中に未納額を減少させることは難しく、退所後には納付意識も薄れて、回収が困難になる可能性もある。

保育料納付誓約書により再度納付計画を提出させ、完納することを目標とした実行可能な納付計画を作成し、債務者の納付意欲を高めるとともに、提出された納付計画に従って履行されているのか、納付管理をしていく必要がある。

7．滞納対策手続をマニュアル化する必要がある

滞納対策手続についての具体的なマニュアルがなく、実際の徴収現場においては、担当者の裁量に委ねられている。滞納対策チーム 5 名はいずれも兼務職員であり、滞納対策のみを専門的に行っているわけではない。その結果、分割納付期間が異常に長期化したり、財産調査の上、差押えを実行すべきか否かの判断が担当者によって異なったりする可能性がある。

平成 21 年度に法的措置の対象とした件数は 1 件、滞納金額は 310 千円であるが、平成 21 年度に催告書を送付したリストのうち、滞納金額が 310 千円以上の対象者は 48 件ある。このような取り扱いの相違について、客観的に説明できるよう、個別の要件について可能な範囲でマニュアル化を図ることが望ましい。

8．滞納処分を積極的に実施すべき

滞納処分の対象とした件数は、平成 19 年度から平成 21 年度の 3 年間で 8 件である。そのうち、実際に執行したケースは 3 件であり、ほかは差押予告通知により、自主納付や分割納付相談により納付が進められている。

したがって、滞納処分の実施に至らなくても対象とすることにより、一定の納付効果があることが分かる。債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められる場合を除き、積極的に滞納処分の対象とすべきである。

【6】市営住宅等使用料（都市局 住宅家賃グループ、住宅入居グループ）

（1）概要

1．債権の種類

私債権。

市営住宅等使用料は、建物賃貸借契約に基づく私債権である。

2．時効期間

5年（民法第169条）

市営住宅等使用料は、同条に規定されている定期給付債権に当たり、通常の消滅時効期間（10年）よりも短期間で時効をむかえる。

3．本債権の特色

滞納者に対しては一定の基準により退去を求めている。退去者に対する未収債権の回収は、入居者からの回収と比べて困難を極めるため、平成20年9月から専門的ノウハウを有している外部業者に債権回収の業務委託を開始している。

4．制度の概要

市営住宅とは、市が建設、買取り又は借上げを行い、市民等に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設であり、普通市営住宅（西宮市営住宅条例第2条第2号）、改良住宅（同条例第2条第3号）、コミュニティ住宅（同条例第2条第4号）などの種類がある。公営住宅法第1条では、「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と定めている。

平成22年3月末現在において、西宮市が管理する市営住宅は9,655戸であり、このうち普通市営住宅が6,807戸と、普通市営住宅が管理戸数の約7割を占めている。普通市営住宅の家賃は平均で約2万円である。

また、家賃の減免または徴収猶予に関する制度は次のとおりである。

収入が著しく低額である入居者や、災害により著しい損害を受けた入居者等、特別の事情がある入居者は、家賃の減免又は徴収の猶予の対象となっており（西宮市営住宅条例第23条）、家賃の減免申請が承認された場合は、収入に応じて今後の月額家賃が減額される。

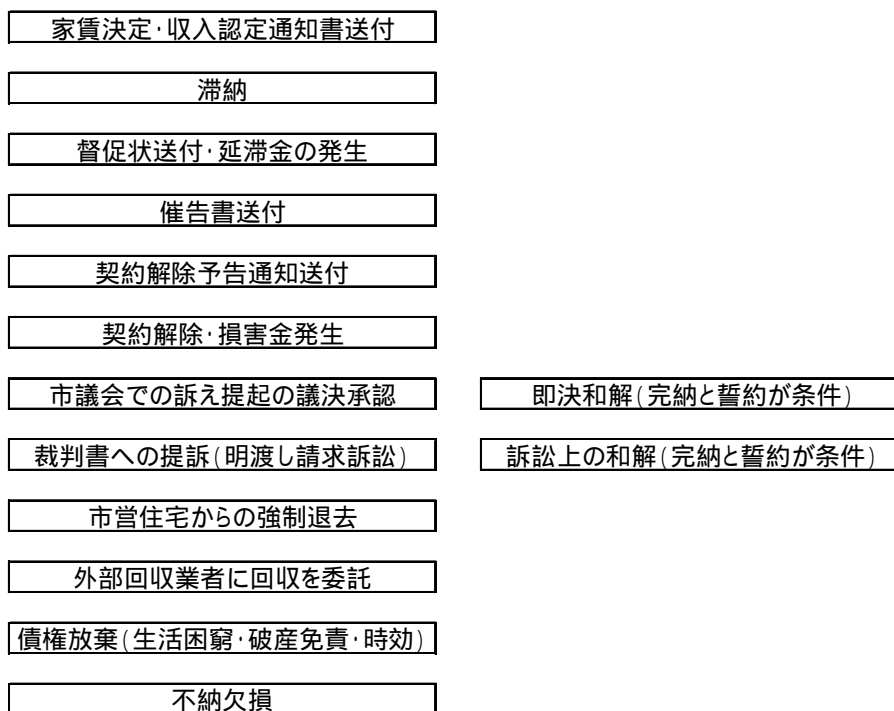
徴収猶予については、3年を限度として徴収猶予が認められるが、徴収猶予期間中に市が定めた6ヶ月ごとの支払必要金額（生活保護受給者の分納月額）

6ヶ月分又は6分割を行った均等額のどちらか大きい金額)以上を支払う必要がある(西宮市営住宅等滞納家賃等処理要綱第10条、第11条)。徴収猶予の期間は平成18年3月末までは1年間であったが、平成18年度から3年間に延長されている。

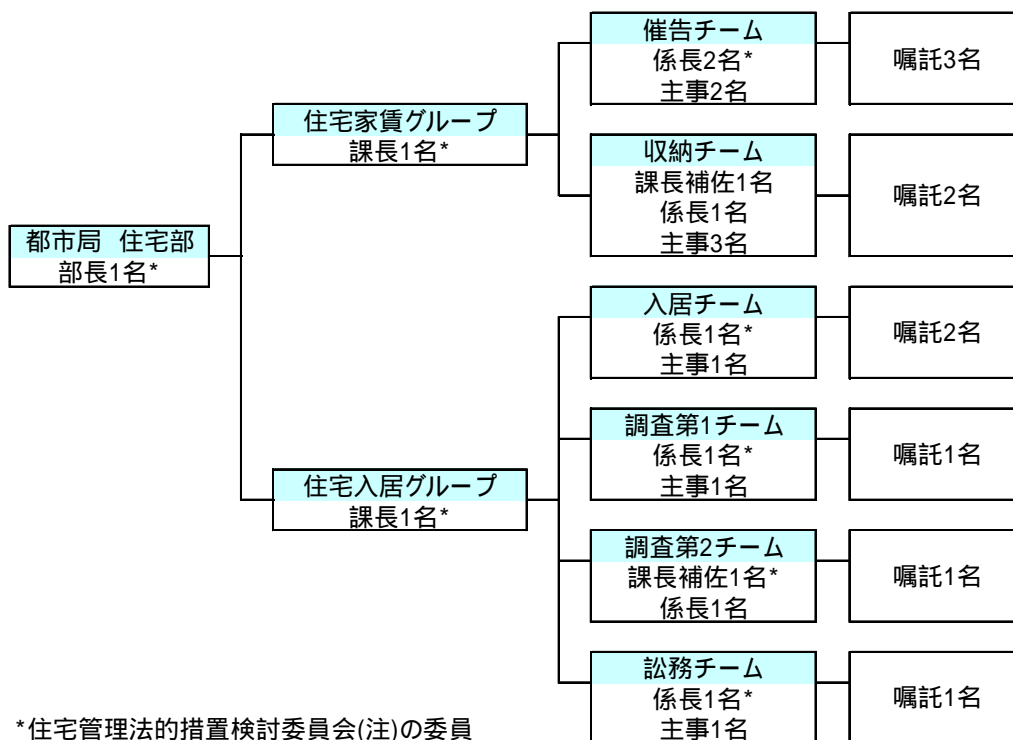
契約解除通知を受け取った者は、契約解除猶予の申請を行うこともできる。契約解除猶予期間中の支払必要金額が定められており、市が定めた6ヶ月ごとの支払必要金額以上を支払わなければならない。契約解除猶予の場合には支払必要金額が期日に支払われない時点で契約解除となる。

5. 債権管理の状況

債権管理のフロー



滞納債権の徴収体制



(注)住宅管理法的措置検討委員会(平成 15 年 1 月 1 日設置)

西宮市では、法的措置への移行の是非を検討するため、住宅管理法的措置検討委員会を設置している(住宅管理法的措置検討委員会設置要綱第 1 条)。

住宅管理法的措置検討委員会が担当する事項は、()市営住宅の家賃又は使用料の滞納者に対する法的措置の実施、()西宮市営住宅条例第 32 条第 2 項の規定により高額所得者と認定された者に対する明渡請求等法的措置の実施、()市営住宅に不正に入居し、又は不正に使用している者等に対する法的措置の実施、()その他市営住宅の適正管理のために必要な法的措置の実施である。

台帳の管理

市長は、市の債権を適正に管理するために台帳を整備するものとし(西宮市債権の管理に関する条例第 5 条)住宅管理システムにより、氏名及び住所、入居年月日、返還年月日、家賃額、家賃滞納額、滞納月数、催告状況(催告、契約解除通知着日、判決日、強制執行等)猶予等(猶予種別、分割納付額等)の情報が記録され、管理されている。

督促

）入居者は、毎月 10 日までに当月分の家賃を納付しなければならない（西宮市住宅条例第 24 条第 2 項）。納期限までに家賃が納付されず、納期限の翌月 20 日に納付が確認できない場合、納期限の翌月末日を指定納期限として督促状を送付している（西宮市営住宅条例第 25 条第 1 項、西宮市営住宅等滞納家賃等処理要綱第 2 条）。

）滞納者に対して、納付促進のため、文書による催告を行っている。文書による催告によっても納付のない者には、必要に応じ、面談、臨戸及び電話による催告を実施している（西宮市営住宅等滞納家賃等処理要綱第 3 条）。

）滞納月数が 3 ヶ月以上の滞納者には、滞納家賃の支払請求及び明渡し請求予告通知書（契約解除予告）を送付している（西宮市営住宅等滞納家賃等処理要綱第 4 条第 1 項）。

）滞納月数が 6 ヶ月以上又は滞納金額 30 万円以上の者に、住宅等の契約解除を通知し、滞納家賃等の支払及び明渡し請求（契約解除通知）を内容証明郵便により送付し、滞納家賃等の全額納付を求めている（西宮市営住宅等滞納家賃等処理要綱第 5 条）。

納付交渉、償還方法の変更

主に電話や訪問により、滞納者の生活状況などを聞き取り、徴収猶予等の申請を受け付けている。また、催告書の中で徴収猶予の申請について記載している。

法的措置（滞納家賃等の支払い請求及び住宅等の明渡し請求訴訟）の検討

住宅等家賃等の支払請求並びに住宅等の明渡し請求訴訟の法的措置の対象は、契約解除通知を受け取った後も、滞納家賃等を全額納付せずに住宅等を明け渡さない者である（西宮市住宅等滞納家賃等処理要綱第 6 条第 1 項）。

滞納から強制退去となるまでの期間は最短でも約 14 ヶ月である。契約解除通知の対象は滞納月数が 6 ヶ月以上の者であるが、契約解除を行ってから、議会の議決承認を経て明渡し請求訴訟による判決がでるまでは、約 6 ヶ月かかる。さらに、勝訴判決を得てから住宅明渡しの強制執行が行われるまでは約 2 ヶ月の時間を要する。よって、全く支払を行わなくとも約 14 ヶ月間は入居し続けることができる計算になる。これは、最短の期間であり、裁判で相手方から異議申し立てがあった場合や、徴収猶予や契約解除猶予の申請があった場合にはさらに期間が延びることになる。

退去者に関する未収債権回収業務の外部委託

退去者の滞納債権に関する債権回収業務は、平成 20 年 9 月より外部の債権回収会社に委託している。外部業者は西宮市営住宅退去者滞納家賃収納業務プロポーザル実施方針第 4 に基づき、西宮市営住宅退去者滞納家賃収納業務選定委員会によって決定されている。その後は毎年、年度始めに 1 年間の委託契約を締結している。債権回収会社には、回収債権金額の 4 割を手数料として支払う契約となっている。

平成 21 年度の委託金額は退去者に係る滞納金額 288,426 千円（387 件）のうち 220,405 千円（226 件）であり、債務者が死亡、生活保護受給者であるなど、その後の不納欠損処理が想定される債権 68,021 千円（161 件）については、委託金額から除かれている。平成 21 年度の委託金額のうち回収できた金額は 864 千円であり、退去者の滞納債権の収納率は 0.4%程度となる。

時効の管理

住宅管理システムに、時効の中断となる徴収猶予の承認日、判決日等の情報を入力し管理している。また、時効が 5 年であることから、特に経過年数が 4 年を超えた債権はシステムから抽出したエクセルデータにより、毎月時効の確認を行っている。

不納欠損処理

不納欠損処理は、時効完成後に債務者からの時効の援用を受けるか、債権の放棄によらなければ行うことができない。市では、西宮市債権の管理に関する条例第 14 条（放棄）によって不納欠損処理を行っている。また、西宮市営住宅等滞納家賃等処理要綱第 16 条において、同条例第 14 条第 1 号による債務者が著しい生活困窮状態にあるときの放棄についての具体的な事由を定めている。

平成 20 年 4 月 1 日より西宮市債権の管理に関する条例が施行されたことで、平成 20 年度の不納欠損処理金額が多額となっている。

【不納欠損事由別推移】

(単位:千円)

事由	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生活困窮	739	8,578	322
破産免責	2,845	11,040	-
時効	8,643	108,417	35,659
合計	12,226	128,035	35,981

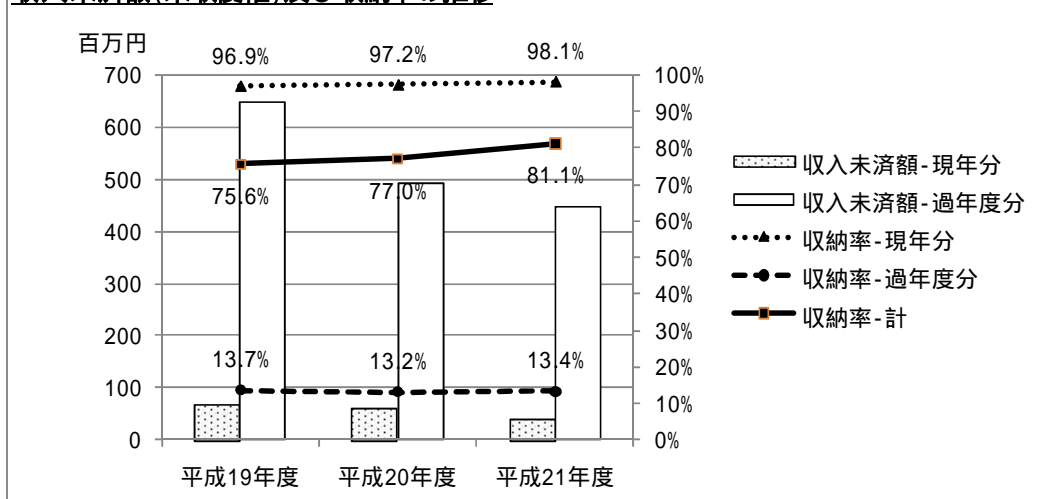
6. 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額（未収債権） 収納率の推移

(単位:千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額	現年分	2,216,743	2,251,202	2,212,620
	過年度分	763,379	715,685	555,948
	計	2,980,121	2,966,888	2,768,568
収入額	現年分	2,146,838	2,188,804	2,170,071
	過年度分	104,812	94,309	74,418
	計	2,251,649	2,283,112	2,244,490
不納欠損額	現年分	-	-	-
	過年度分	12,226	128,035	35,981
	計	12,226	128,035	35,981
収入未済額 (未収債権)	現年分	69,905	62,399	42,548
	過年度分	646,340	493,341	445,549
	計	716,246	555,740	488,097
収納率	現年分	96.9%	97.2%	98.1%
	過年度分	13.7%	13.2%	13.4%
	計	75.6%	77.0%	81.1%

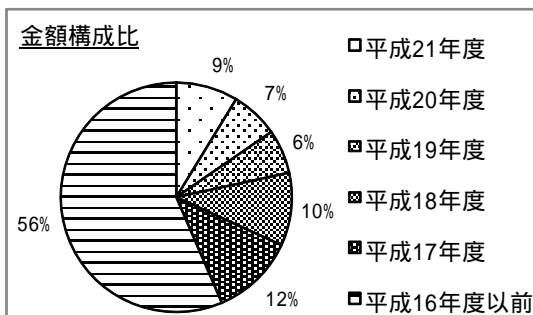
(注)平成21年度末の収入未済額(未収債権)の入居・退去別内訳は、入居者199,671千円、退去者288,426千円となっている。

収入未済額(未収債権)及び収納率の推移



7. 収納未済額（未収債権）滞納年度別内訳（平成22年3月末日現在）

滞納発生年度	件数(件)	金額(千円)	1件当たり金額(千円)
平成21年度	588	42,548	72
平成20年度	315	32,646	104
平成19年度	256	30,152	118
平成18年度	270	49,908	185
平成17年度	281	57,192	204
平成16年度以前	1,433	275,650	192
合計(注)	3,143	488,097	155



(注)件数は滞納発生年度ごとに把握しているため、年度を超えて滞納した場合は重複して算定される。

8．収入未済額（未収債権）上位 10 件（平成 22 年 3 月末日現在）

順位	相手先	収入未済額 (未収債権) (千円)	滞納月数 (月)	滞納期間	入居・ 退去別	検討日 (注)1	判決日 (注)2	顛末
1	A	4,290	76	平成10年7月～ 平成17年5月	退去	H16.10.18	H17.12.14	H18. 3.27 明渡強制執行
2	B	3,600	203	昭和63年4月～ 平成17年2月	退去	H16.10.18	H17.12.19	H18. 3. 3 明渡強制執行
3	C	3,368	36	平成12年10月～ 平成17年3月	退去	H16.10.14	H17.12.19	H18. 4. 3 自主返還
4	D	3,368	64	平成11年4月～ 平成17年10月	退去	H17.7.21	H18.9.14	H19. 1.15 明渡強制執行
5	E	3,284	181	昭和59年1月～ 平成13年7月	退去	H11.6.23	H13.2.16	H13. 7.10 明渡強制執行
6	F	3,272	82	平成9年4月～ 平成18年1月	退去	H16.1.16	H18.2.3	H18. 5.15 明渡強制執行
7	G	3,266	76	平成14年5月～ 平成20年8月	入居	H19.7.9	-	訴訟中
8	H	3,081	81	平成13年3月～ 平成20年8月	入居	H19.7.9	-	訴訟中
9	I	2,993	86	平成13年2月～ 平成20年8月	退去	H19.7.9	-	H21. 4.13 自主返還
10	J	2,905	69	平成11年6月～ 平成17年2月	退去	H16.10.14	H17.12.13	H18. 7. 3 明渡強制執行

(注)1.検討日は住宅管理法的措置検討委員会による検討日である。

2.判決日は明渡し請求訴訟に対する判決日である。

9．滞納期間が長い債権上位 10 件（平成 22 年 3 月末日現在）

順位	相手先	収入未済額 (未収債権) (千円)	滞納月数 (月)	滞納期間	入居・ 退去別	検討日 (注)1	判決日 (注)2	顛末
1	K	2,500	243	昭和57年12月～ 平成19年4月	退去	-	-	H19. 8.31 自主返還
2	B	3,600	203	昭和63年4月～ 平成17年2月	退去	H16.10.18	H17.12.19	H18. 3. 3 明渡強制執行
3	E	3,284	181	昭和59年1月～ 平成13年7月	退去	H11.6.23	H13.2.16	H13. 7.10 明渡強制執行
4	L	1,687	171	昭和59年5月～ 平成14年4月	退去	H18.1.24	H19.2.16	H19. 5.10 明渡強制執行
5	M	1,224	156	昭和59年6月～ 平成20年4月	退去	H20.9.8	H21.7.17	H22. 1.25 自主返還
6	N	1,514	155	平成8年4月～ 平成21年8月	入居	H20.12.15	-	訴訟中
7	O	2,266	143	昭和63年7月～ 平成16年3月	退去	H16.10.14	H18.2.20	H18. 8.23 明渡強制執行
8	P	1,422	143	平成4年5月～ 平成16年7月	退去	H16.4.16	H16.11.5	H16.11. 5 自主返還
9	Q	2,474	137	平成元年11月～ 平成13年3月	退去	H12.1.7	H12.9.1	H13. 3. 8 明渡強制執行
10	R	1,322	127	昭和63年9月～ 平成11年3月	退去	H11.4.30	H12.3.14	H12. 9.21 明渡強制執行

(注)1.相手先が収入未済額上位10件と重複しているものは色付けしている。

2.検討日は住宅管理法的措置検討委員会による検討日である。

3.判決日は明渡し請求訴訟に対する判決日である。

西宮市では、住宅管理法的措置検討委員会が平成 15 年 1 月に、また、同時期に住宅家賃等滞納対策室が設置され、西宮市営住宅等滞納家賃等処理要綱が平成 15 年 4 月から施行されるなど、平成 15 年度より滞納家賃等への対策に本格的に力を入れている。逆にいえば、平成 15 年度以前においては、滞納家賃等への対策は必ずしも十分でなかったとも言える。

このことは、収入未済額（未収債権）の滞納年度に平成 16 年度以前のものが多い（平成 21 年度末の収入未済額（未収債権）のうち 56%）ことや、8．収入未済額（未収債権）上位 10 件及び 9．滞納期間が長い債権上位 10 件の個別案件についての対応状況として、平成 17 年度以降に明渡強制執行等が行われたものが多いことにも現れている。

平成 15 年度以降は、西宮市営住宅等滞納家賃等処理要綱の施行を受けて、当時の契約解除基準である滞納月数 13 ヶ月以上または滞納金額 30 万円以上に該当する滞納債権をリストアップし、滞納金額の大きいものから契約解除通知や法的措置等の対応がとられてきた。さらに、平成 21 年度においては、契約解除基準を滞納月数 6 ヶ月以上または滞納金額 30 万円以上の滞納債権とすることとしており、滞納債権が発生したとしても、少額に抑えることができ、滞納期間も短くすることができている。

こうした取組の結果、滞納家賃等の収入未済額（未収債権）は、平成 19 年度：716,246 千円、平成 20 年度：555,740 千円、平成 21 年度：488,097 千円と減少傾向にある。また、現年分に対しては滞納早期に契約解除通知を発送することにより、平成 21 年度の現年分の収納率は 98.1%と、平成 19 年度の 96.9%と比べても収納率に改善が見られる。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

1 . 早期に契約解除の通知を行うことが望まれる

市では、西宮市営住宅条例第 46 条第 1 項第 2 号により、家賃又は割増賃料を 3 ヶ月以上滞納したときに住宅等の明渡しを請求することができるように定めている。一方で、西宮市営住宅等滞納家賃等処理要綱第 5 条により、滞納月数が 6 ヶ月以上又は滞納金額が 30 万円以上の者を対象として契約解除通知を検討している。

新たな滞納を抑え支払いを促すためには、条例が認める範囲内で、できるだけ早期に契約解除の通知を行うことが望まれる。

2 . 連帯保証人制度を見直すべき

西宮市債権の管理に関する条例第 8 条には、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、保証人への履行請求を行わなければならないことが規定されている。ここで、入居決定者が入居書類を提出する際には、入居決定者と同程度以上の収入を要する連帯保証人の連署が必要である（西宮市営住宅条例第 17 条第 1 項）が、住宅に困窮する入居応募者については、連帯保証人を探すことは容易ではないことから、連帯保証人を免除できることが定められている（西宮市営住宅条例第 17 条第 3 項）。

よって、保証人の免除規定に該当しないのであれば、規定どおり連帯保証人への履行を請求すべきであるが、市では、これまで保証人に対して履行の請求を行ったことがない。

これは、入居者は低所得者が多く連帯保証人も同程度以上の収入がある者でよいことから、保証人は資力に乏しい場合があるなど、請求しても実際に回収することは難しいと考えているためである。また、連帯保証人制度の実効性を高めるために、仮に、連帯保証人を資力のあるものに限ると、低額所得者は連帯保証人を見つけられないことが考えられ、入居者の入居機会を奪うことにもなりかねない。

このように、現行の連帯保証人制度は実効性の乏しいものとなっているため、現行の連帯保証人のあり方を見直すべきである。

3．滞納家賃等の支払い請求及び住宅等の明渡し請求訴訟を市長の専決事項とすることを検討すべき

市では、滞納家賃等の支払い請求及び住宅等の明渡し請求訴訟について、市議会の議決事項となっているが、議決を得るために2～3ヶ月の期間を要している。この訴訟案件を市議会の議決事項ではなく、市長の専決事項とすれば、訴訟手続が2～3ヶ月早く進められる。

市営住宅にかかる訴訟手続を市長の専決事項としている団体もあり、滞納から強制退去までの期間を短縮し事務等の効率化を図り、また、特に悪質な滞納者が長く居住しつづけることを防ぐためには、滞納家賃等の支払い請求及び住宅等の明渡し請求訴訟を市長の専決事項とすることを検討すべきである。

4．退去者に対する未収債権の回収業務委託の検証を行うべき

市では、平成20年9月より退去者に対する滞納家賃の回収業務の外部委託を行っている。これは、退去者については連絡を取ることさえ難しく、市が回収業務を行うことは不効率であり、専門の業者に委ねることが効率的な回収につながると考えているためである。委託業者との契約では、回収した債権の4割が業者の収入となることとされており、委託業者への一定のインセンティブが働く仕組みとなっている。

しかし、委託を始めてから十分な期間が経過していないことなどから、退去者に関する未収債権の回収実績は平成21年度では、864千円（回収率0.4%）に留まっている。

一定の期間が経過した後は、市は回収業務にかかる評価を行い、成果が上がっている場合にはその範囲の拡大を検討し、そうでない場合には委託契約の継続について再検討することが望まれる。さらに、今後も成果を上げることが難しいと判断した場合には、債権譲渡も検討すべきである。

【 7 】 災害援護資金貸付金（福祉総括室 災害援護管理課）

（ 1 ） 概要

1 . 債権の種類

私債権。

本貸付金は、金銭消費貸借契約に基づく私債権である。

2 . 時効期間

10 年（民法第 167 条第 1 項）

同条は債権についての一般規定である。

3 . 本債権の特色

災害援護資金の貸付は、平成 7 年の阪神・淡路大震災及び平成 16 年の台風 23 号の被災者に対して行われたが、平成 21 年度末の収入未済額（未収債権）は阪神・淡路大震災の被災者に対するものであり、台風 23 号の被災者に対する収入未済額（未収債権）はない。

現在は新規貸付を行っておらず、収入未済額（未収債権）は完済が困難な債務者が多くを占めている。

4 . 制度の概要

災害援護資金貸付の制度は、災害により負傷又は住居・家財の損害を受けた世帯に対して、生活の再建に必要な資金を貸付けることを目的としている（災害弔慰金の支給等に関する法律第 1 条、同法第 10 条）。

貸付を受けることのできる世帯は、世帯全員の総所得金額が一定の要件以下であり、住居の半壊または全壊、家財の 1/3 以上の損害、世帯主の 1 カ月以上の負傷のいずれかに該当する世帯に限られている。償還期間は 10 年であり、そのうち最初の 3 年間は据置期間（特例の場合は 5 年間）とされている。据置期間中は無利子であるが、据置期間経過後の利率は年 3% と設定されている。償還方法は、年賦または半年賦の元利均等償還となっている。

貸付限度額は下表のとおりであり、（ ）内の額は被災した住居を建て直す際に、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等、特別の事情がある場合の限度額である。

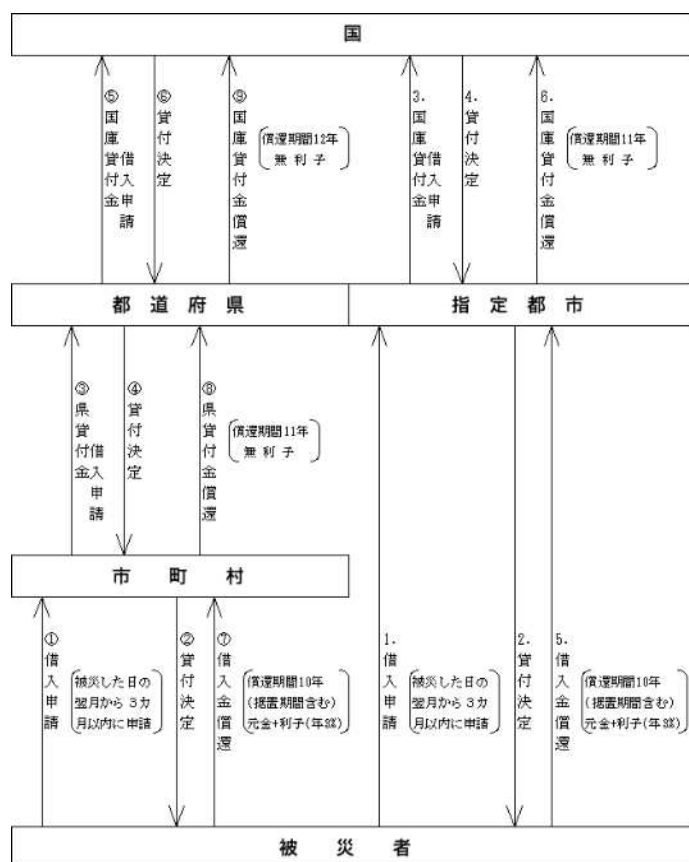
【貸付限度額】

世帯主の1カ月以上の負傷	150万円	
家財の1/3以上の損害	150万円	
住居の半壊	170万円 (250万円)	
住居の全壊	250万円 (350万円)	
住居の全体が滅失若しくは流出	350万円	

当該貸付金の財源は、国が3分の2を、都道府県が3分の1を負担する。都道府県への償還期間は、貸付年度から11年とされ、平成18年度が法定償還期限であった。しかし、被災者からの返済が思うように進まないことから被災各市が丸となって国に対して償還期限の延長等を要望してきたことによって、平成23年度まで5年間の延長が認められた。

ただし、平成23年度においても完済困難の未償還元金が相当程度（平成21年度末：約39億円）残ることから、県への償還期限の再延長を要望している。

災害援護資金の貸付及び償還事務の流れは下表のとおりである。



(出典：厚生労働省「災害救助・対策」)

< <http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/saigaikyujo3.html> >)

完済が困難な貸付金のうち一定の要件を満たすものについては、償還免除や支払猶予といった制度が設けられている。まず、償還免除についてみると、西宮市の条例では次のように定められている。

債務者が死亡したとき、又は精神もしくは身体に著しい障害を受けたため、貸付金の償還をすることができなくなったと認められ、かつ連帯保証人も償還できないときは、当該援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる（西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条）。

当初は、申請免除のみであったが、平成18年1月の政令改正に伴う運用（厚生労働省の通知）に基づき条例施行規則を改正し、保証人等が破産、死亡（相続人無）、行方不明等で償還免除を申請すべき者がいない場合等、市長が申請の必要がないと認めるときは、職権免除ができることとなった（阪神・淡路大震災に係る特例）。

【償還免除の組合せ例】

借受人 保証人		死 亡		重度障害
		相続人 低所得	相続人無・ 行方不明	
破産免責		申請免除	申請又は 職権免除	申請免除
死 亡	相続人低所得			
	相続人無・不明			
行方不明				
低所得				

支払猶予については、「債務者が、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる（西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例第18条）」と定められている。

その他やむを得ない理由については、国の例示として、債務者が経済的困窮（生活保護、破産等）に実質的に陥っている場合や行方不明の場合が含まれる。

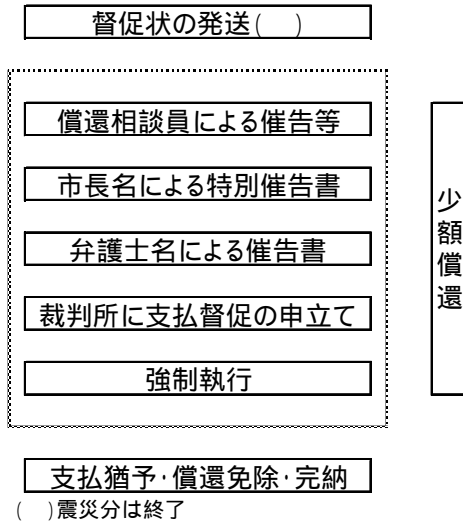
当初は申請猶予のみであったが、平成18年1月の政令改正に伴う運用（厚生労働省の通知）に基づき条例施行規則を改正し、支払猶予を申請すべき者がいない場合等、市長が申請の必要がないと認めるときは、職権猶予ができることとなった（阪神・淡路大震災に係る特例）。

【支払猶予の組合せ例】

借受人 保証人		破産免責	行方不明	法的措置を行っても なお回収が困難な場合
死 亡	相続人低所得			
	相続人無・不明			
行方不明				
低所得				

5. 債権管理の状況

債権管理のフロー



滞納債権の徴収体制

災害援護管理課 課長1名、係長1名、主事1名 嘱託事務1名:主に法的措置事務 嘱託償還指導員7名:滞納者への指導 臨時職員4名:少額償還等事務
--

次の表は災害援護資金の回収担当人員（臨時職員を除く。）及び件数について近隣他市との比較をおこなったものである。

【近隣市比較】

	職員(人)	償還指導員(人)	合計人数(人)	未償還件数(件)	一人当たり担当件数(件)
神戸市	9	11	20	8,811	441
西宮市	3	8	11	2,638	240
尼崎市	3	4	7	1,287	184
川西市	2	0	2	194	97
宝塚市	3	2	5	453	91
伊丹市	3	2	5	408	82
芦屋市	5	2	7	406	58
明石市	3	2	5	219	44

(兵庫県:平成21年度包括外部監査結果報告書 <http://web.pref.hyogo.jp/contents/000149454.pdf>)

未償還件数は、西宮市は平成21年度末、他市は平成20年度末の件数である。

台帳の管理

災害援護資金貸付金収納管理システムにより、氏名及び住所、貸付金額、未償還残高、償還期間、未納利子、収納期限日、法的措置の状況等を管理している。

また、すべての滞納者について個票が作成されており、上記に加えて個別の回収交渉記録が記載されている。

督促・催告

督促状は納期限日の約 20 日後に発送し、督促状による指定納期限日は督促状発送から 10 日後である。督促状の指定納期限日を過ぎても納付されない場合には、償還指導員が文書・電話・訪問による催告を行っている。この際に、債務者が破産免責、行方不明、生活保護でないか等の各種調査を実施することもある。

上記、催告を行っても納付されない未納者に対して、市長名による特別催告書を発送する。なお、特別催告書は連帯保証人に対しても送付される。市長名による特別催告書送付後も納付解決・少額償還に応じない者に、弁護士名による催告書を送付する。

3 回の貸付時期（平成 6 年度、平成 7 年度春、平成 7 年度秋）の滞納者ごとに償還指導員にヒアリングを実施し、処理方針の決定、見直しを行っている。

納付交渉、償還方法の変更

主に電話や訪問による納付交渉を行い、債務者の償還能力に応じて、月割償還や少額償還、支払猶予の申請を受け付けている。

月割償還とは、半年賦のところを 6 等分して毎月返済を受けるものである。

少額償還とは、世帯の収入状況等が、生活保護法でいう最低生活費と同程度の状態にあり、返済が困難な滞納者を対象として、月割償還額よりも少ない金額で毎月償還する方法である。少額償還は申請により 1 年ごとに更新される。

法的措置

債務者が、破産免責等でないにもかかわらず、市からの再三の催告に対しても支払に応じない場合、及び債務承認に応じず時効中断ができない場合は、法的措置の対象とする。償還指導員にヒアリングを実施した後に、滞納者の状況、弁護士委託費用等の予算を考慮したうえで決定する。

具体的な手順として、市長名特別催告書や弁護士名による催告書を発送しても納付に応じない者に対して、裁判所に支払督促または訴訟を申立てる。債務名義取得、確定判決後、解決に至らない場合には、債務者に財産があれば強制執行を実施する。

時効の管理

償還期限をむかえる債務者ごとに、債務者の債務承認年月日（少額償還や債務確認）、債務者、保証人に対する法的措置年月日（支払督促や訴訟）の情報を電算システムからエクセルデータとして抽出し、時効の管理を行っている。

不納欠損処理

これまで不納欠損処理が行われたことはない。これは、私債権の不納欠損処理を機動的に行うことを目的として、西宮市債権の管理に関する条例第 14 条（放棄）の規定が定められたものの、前記条例の規定は国や県への償還免除にあたらないため、不納欠損額を市が負担して返済することになるためである。

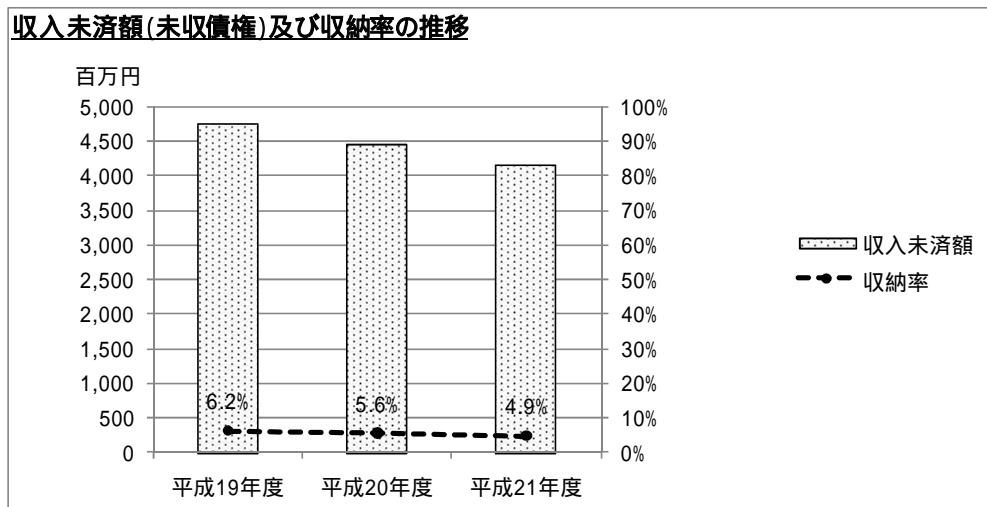
つまり、災害甲慰金の支給等に関する法律、及び西宮市災害甲慰金の支給等に関する条例の免除規定以外は、国及び県への償還免除の対象外であることから、西宮市債権の管理に関する条例第 14 条（放棄）は、これまで適用したことがないということである。

6．調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額（未収債権） 収納率の推移

（単位：千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額	5,068,095	4,710,491	4,371,793
収入額	316,711	264,357	212,785
不納欠損額	-	-	-
収入未済額 (未収債権)	4,751,383	4,446,134	4,159,007
収納率	6.2%	5.6%	4.9%

収納率は未償還残高に対する年度毎の収入額の比率を表している。貸付から長期間が経過し返済が困難な債務者が多くを占めているため、上記のような低い割合となっている。



次に他市との比較を行う。なお、他市の収納率は入手できなかったため、償還率により比較を行った。

償還率とは、償還済元金（免除額含）を当初貸付金で除した割合であり、平成21年度の西宮市の償還率は償還済元金 164 億円を当初の貸付金 203 億円で除して算定されている。

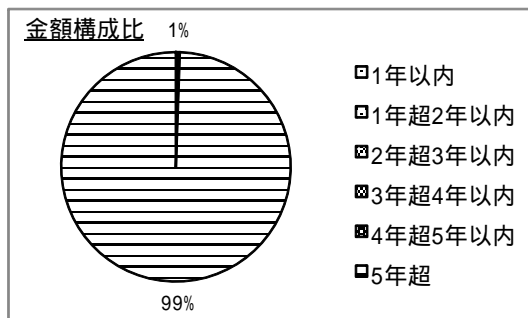
【平成21年度償還率の近隣市比較】

市名	平成19年度	平成20年度	平成21年度
A市	90.0%	91.3%	92.2%
E市	90.0%	90.7%	91.3%
C市	85.0%	86.7%	88.2%
D市	83.1%	83.8%	84.4%
西宮市	78.2%	79.6%	80.9%
B市	75.2%	76.9%	78.5%

市によると、償還率が低い理由は、生活に困窮している世帯の割合が高いためとのことである。

7. 収入未済額（未収債権）滞納年数別内訳（平成22年3月末日現在）

滞納年数	件数(件)	金額(千円)	1件当たり金額(千円)
1年以内	-	-	-
1年超2年以内	-	-	-
2年超3年以内	-	-	-
3年超4年以内	-	-	-
4年超5年以内	161	22,450	139
5年超	2,477	4,136,557	1,670
合計	2,638	4,159,007	1,809



8．収入未済額（未収債権）上位 10 件（平成 22 年 3 月末日現在）

順位	相手先	収入未済額 (未収債権) (千円)	うち元金(千円)	滞納月数(月)	摘要
1	A	3,821	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
2	B	3,821	3,500	111	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
3	C	3,819	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
4	D	3,795	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
5	E	3,795	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
6	F	3,795	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
7	G	3,795	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
8	H	3,795	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
9	I	3,795	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
10	J	3,795	3,500	112	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数

9．滞納月数が長い債権上位 10 件（平成 22 年 3 月末日現在）

順位	相手先	収入未済額 (未収債権) (千円)	うち元金(千円)	滞納月数(月)	摘要
1	A	3,821	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
2	C	3,819	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
3	D	3,795	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
4	E	3,795	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
5	F	3,795	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
6	G	3,795	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
7	H	3,795	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
8	I	3,795	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
9	K	3,795	3,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数
10	L	2,679	2,500	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数

(注)相手先が収入未済額の金額上位10件と重複しているものは色付けしている。

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はない。

(3) 意見

1. 滞納債権を分類して整理し、効果的に回収業務を行うべき

市は滞納債権を「少額償還」、「徴収困難」、「徴収不可能」に区分して整理している。次の表は平成19年度から平成21年度の未償還元金の残高を上記区分に従って集計したものである。

【滞納債権の区分】

年度	少額償還		徴収困難		徴収不可能		合計	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
平成21年度	2,229	3,143,152	265	487,874	144	253,701	2,638	3,884,727
平成20年度	2,345	3,349,585	293	528,896	153	272,348	2,791	4,150,829
平成19年度	2,488	3,588,087	307	559,846	161	286,036	2,956	4,433,969

このうち、平成21年度においては、徴収困難、徴収不可能を合わせた409件、741,575千円は実質的に徴収が不可能であると市は考えており、本来なら不納欠損を行う対象とされる未償還元金であると言える。

徴収困難は、債務者が、死亡・破産免責・行方不明・生活保護・接触困難にある場合で、保証人が低所得等のため償還が困難な場合である。

また、徴収不可能は、債務者、保証人ともに破産免責・死亡(相続人なし)・行方不明等のいずれかに該当し、償還が不可能な場合である。

さらに、少額償還の元利金合計を全額償還までの期間で見ると以下のとおりとなるが、このうち完済まで10年以上かかる1,556件、2,918,500千円については、債務者、保証人ともに生活保護受給者である場合や破産免責が決定したものが含まれ、全額の回収は実質的に不可能と考えるのが現実的である。

【全額償還までの期間(年数別内訳)】

年数	件数(件)	金額(千円)
3年以下	273	86,400
3年以上5年未満	137	99,000
5年以上10年未満	263	252,540
10年以上	1,556	2,918,500
合計	2,229	3,356,440

このように考えると、実質的に徴収不能な元金741,575千円と完済まで10年以上かかる元利金2,918,500千円を便宜的に合計した最大3,660,075千円もの金額が、不納欠損を行う対象とされる債権と考えることができる。

しかし、市は、(1)5. 不納欠損処理で述べたように、上記の徴収困難や徴収不可能が国や県への償還免除にあたらぬという制度上の課題があるという認

識であるため、及び現在も国に対して償還免除要件の拡大を要望しているところであるため、これまで西宮市債権の管理に関する条例第 14 条を適用したことがなく、不納欠損処理してこなかった。

市は、実質的に徴収不能である債権を含めて、平成 22 年 11 月以降に時効をむかえる債権に対して、支払督促や債務確認といった時効の中断のための手続を次々と実施している状況である。これらの手続には、最大約 24,000 千円（嘱託職員の平均人件費約 3,000 千円×8 名）のコストがかけられている計算になる。

以上を踏まえ、制度上の課題があり不納欠損処理してこなかったとはいえ、できることならば、少額償還のうちの長期債権の回収可能性を考慮したうえで、償還の可能性のある債権に対して労力をかけるべきであると考ええる。

2．国及び県への要望を引き続き行うべき

国及び県への返済免除の適用範囲は、債務者の死亡、重度障害に限られており、破産や所在不明な場合等の実質的に返済を受けることができない債権については免除規定がないために、現状においては、基本的に市が負担して、国及び県への返済を行う必要がある。これらについては、できる限りの回収努力を行っても償還の見込みがないということから、全国市長会等の要望を通じて、国及び県に免除要件の拡大を求めている。

実質的に返済を受けることができない債権については、将来的に市の負担となるばかりではなく、本来回収できる債権に対してあまり手がかけられていない可能性も高い。災害被災者を援護するという貸付目的のため、一定の所得額以下の被災者に対して貸付を行い、返済条件としても最初の 5 年据え置くなど、制度上の課題はあったと考える。しかし、実質的に全額回収が困難な債権と回収可能な債権に対して同じように償還指導や相談が行われており、債権管理手続として効率的であるとは言えない。

そこで、市としては効率的、効果的な債権管理を実現するためにも、引き続き国や県への免除要件の拡大を行っていくことが必要と考えられる。

3．連帯保証人の所在を確認することが望まれる

連帯保証人に対して履行請求を行うためには、連帯保証人の連絡先や所在を適切に把握しておかなければならない。今回、調査対象としたサンプルの中には、連帯保証人が死亡、または行方不明となっている事例が見られた。

〔連帯保証人が死亡、または行方不明となっていた事例〕

相手先	平成21年度 収入未済額 (未収債権) (千円)	滞納月数 (月)	返済契約期間	状況(平成22年8月時点)
D	3,795	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数	平成10年1月-連帯保証人死亡。
E	3,795	113	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数	平成20年7月-連帯保証人死亡。
J	3,795	112	平成12年度中の第1期納期限以降 ～平成22年3月までの月数	(判明時期不明)-連帯保証人所在不明。

連帯保証人の連絡先や所在に変更がある場合には、市へ届出するように条例施行規則で明示されているが、実際には適切に連絡がなされていない。また、市としても債務者からの支払が滞った場合には連絡を行っているが、定期的に連帯保証人の所在を確認しているわけではない。

債務者が連絡を怠るような場合に備えて、年に1回は連帯保証人の所在確認を実施するなど、連帯保証人の現況を確認する等の手続をとることが望まれる。

4．災害援護資金貸付元金の状況について公表すべき

災害援護資金貸付元金の収入未済額(未収債権)は平成21年度末において3,884,727千円であり、上述のように当該収入未済額(未収債権)の大部分を市が負担する可能性がある。

現在は市の負担となることを避けるために、時効中断を目的として支払督促の申立て等を行っている。支払督促を行う場合には、1件当たり数万円の費用が発生している。また、支払督促後に相手方から異議が申し立てられた場合には訴訟に移行するため、さらに数万円の弁護士費用が発生することになる。訴訟で勝訴判決を得た場合には、裁判費用は債務者の負担となるが、債務者からの回収の見込みは低い。

このように、平成21年度末では、未償還元金として3,884,727千円の債権が残っており、その大部分が市の負担となる可能性が高い状況や、回収の見込みの低い債権に対して、時効中断のために裁判費用を支払っているという状況を広く住民に知ってもらうためにホームページ等で公表すべきである。

【 8 】住宅新築資金貸付金（市民局 啓発推進課）

（ 1 ）概要

1．債権の種類

私債権。

本貸付金は、西宮市住宅新築資金貸付要綱に基づく私債権である。

2．時効期間

10年（民法167条第1項）

同条は債権についての一般規定である。

3．本債権の特色

最初の貸付から35年以上経過しており、債務者の高齢化による返済資力の低下が見られる。

4．制度の概要

住宅新築資金貸付金は、市の居住者で、自己の居住する住宅を新築または購入しようとする者に必要な住宅新築資金を貸付けることにより、持家建設の促進ならびに居住環境の整備改善を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和47年に国・県、市費を財源に、同和対策事業として発足した貸付制度である。（西宮市住宅新築資金貸付要綱第1条）。なお、同制度は平成8年度に終了しており、現在は貸付金の回収のみである。

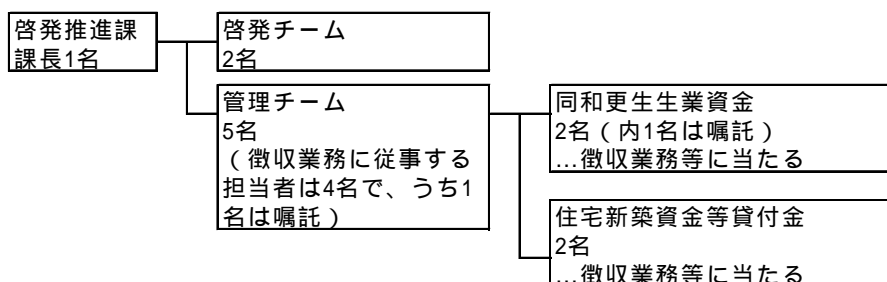
償還金額の猶予、免除については、西宮市の要綱において、市長は借受人が災害その他特別の理由により住宅新築資金を償還することが著しく困難であると認めるときは、借受人の申請により償還期限を延長し、又は、償還を免除することができる（西宮市住宅新築資金貸付要綱第11条）とされている。要綱上は償還を免除することも可能とされているが、これまでに償還を免除した実績はない。

5. 債権管理の状況

債権管理の流れ

返済期限の前に納付書を送付し、納期限までに納付がない場合は、翌月末までに納付するよう督促状を送付する。

滞納債権の徴収体制



台帳の管理

貸付金償還金台帳には債権の名称、債務者の氏名及び住所、債権の額、償還予定明細表、償還実績を記載している。

督促

納付期限までに償還金の納付がない場合は、納期限の翌月末までに納付するよう督促書を送付している（西宮市住宅資金未収金収納処理基準第3条第1項）。

納付交渉

滞納が発生した場合、高齢者等の生活困窮者については、借受人の収入状況等を把握し、債務名義を取得した上で分割納付を認めている。

法的措置

滞納者のうち、納付するに十分な資力を有している者、再三の納付指導に応じず誠意がないなど悪質な者、分割納付が長期に及ぶ者については、平成21年度より順次、法的措置に着手している。

時効の管理、不納欠損処理

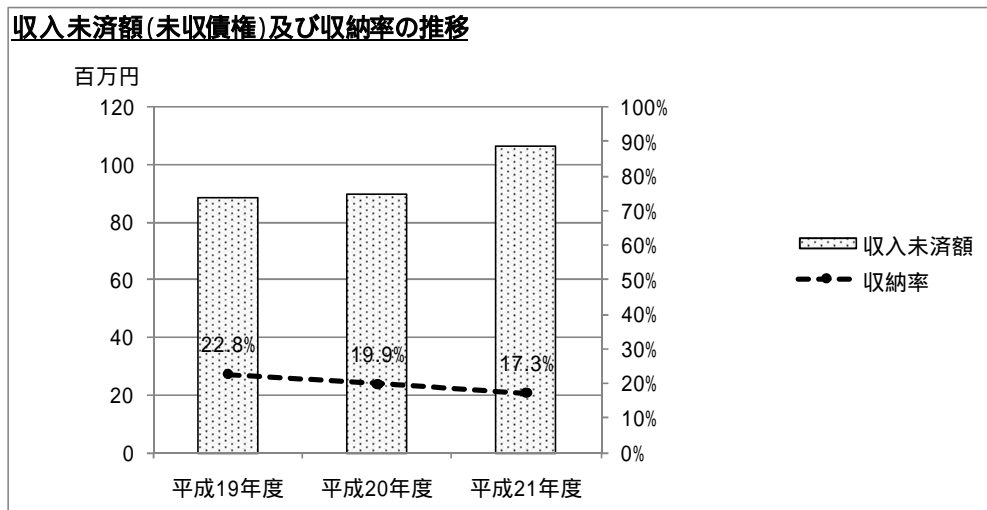
時効期間は10年であるが、私債権であるため、時効の援用がされない限り時効は成立しない。住宅新築資金貸付金については、平成21年度までは不納欠損処理を行っていない。平成20年4月1日に西宮市債権の管理に関する条例が定められ、一定の条件の下で不納欠損処理を行うことができるようになったが、担当課では他の貸付金も所管しており、順次処理を進めているため、住宅新築資金貸付金については、対応が平成22年度以降になる見通しとのことである。

6. 調定額、収入額、不納欠損額、収入未済額（未収債権）、収納率の推移

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
調定額	114,466	111,751	128,122
収入額	26,049	22,227	22,161
不納欠損額	-	-	-
収入未済額 (未収債権)	88,416	89,524	105,961
収納率	22.8%	19.9%	17.3%

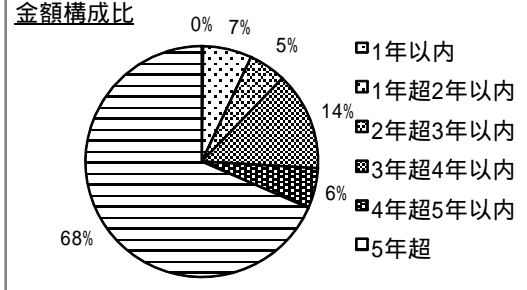
収入未済額(未収債権)及び収納率の推移



7. 収入未済額（未収債権）滞納年数別内訳

滞納年数	件数(件)	金額(千円)	1件当たり 金額(千円)
1年以内	2	190	95
1年超2年以内	7	7,233	1,033
2年超3年以内	6	5,528	921
3年超4年以内	3	14,514	4,838
4年超5年以内	2	5,935	2,968
5年超	20	72,561	3,628
合計	40	105,961	2,649

金額構成比



上記はすでに返済期限が到来した貸付元利金の未償還残高であり、返済期限が未到来のものを含めた平成 21 年度末時点の残高は 197,266 千円（55 件）である。

8．収入未済額（未収債権）上位 10 件（平成 22 年 3 月末日現在）

順位	相手先	収入未済額 （未収債権） （千円）	滞納月数 （月）	摘要
1	あ	7,371	1 152	平成18年度分～平成21年度分
2	い	7,143	1 148	平成18年度分～平成21年度分
3	う	6,607	238	昭和56年度分～平成12年度分
4	え	6,324	202	昭和60年度分～平成5年度分
5	お	5,494	114	平成12年度分～平成21年度分
6	か	5,313	214	昭和50年度分～平成5年度分
7	き	4,992	160	平成8年度分～平成21年度分
8	く	4,987	159	平成元年度分～平成14年度分
9	け	4,710	190	昭和54年度分～平成7年度分
10	こ	4,520	1 110	平成17年度分～平成21年度分

1：当該貸付については期限の利益を喪失させており、
滞納月数には、当初の最終返済期限までの月数を含めている。

9．滞納期間が長い債権上位 10 件（平成 22 年 3 月末日現在）

順位	相手先	収入未済額 （未収債権） （千円）	滞納月数 （月）	摘要
1	う	6,607	238	昭和56年度分～平成12年度分
2	か	5,313	214	昭和50年度分～平成5年度分
3	さ	4,045	210	昭和50年度分～平成5年度分
4	え	6,324	202	昭和60年度分～平成5年度分
5	け	4,710	190	昭和54年度分～平成7年度分
6	き	4,992	160	平成8年度分～平成21年度分
7	く	4,987	159	平成元年度分～平成14年度分
8	し	3,884	157	昭和58年度分～平成8年度分
9	あ	7,371	1 152	平成18年度分～平成21年度分
10	い	7,143	1 148	平成18年度分～平成21年度分

（注）相手先が収入未済額の金額上位10件と重複しているものは色付けしている

1：当該貸付については期限の利益を喪失させており、
滞納月数には、当初の最終返済期限までの月数を含めている。

平成 21 年度末における住宅新築資金貸付金の収入未済額（未収債権）は 105,961 千円、収納率は 17.3%である。平成 21 年度は滞納債権への法的措置に着手し、返済期限未到来のものについては期限の利益を喪失させ、履行請求を行った。このため調定額が増加しており、これらについては調定金額を一度に徴収できないものが多いことも影響し、収納率は前年度と比べて低下している。

ただし、収納率の水準は過去 3 年を見ても 22.8%から 17.3%と必ずしも高い水準にはない。原因としては、次のようなことが考えられる。

第 1 に、過去の住宅新築資金貸付金の徴収体制の問題である。個別サンプルについて、貸付金の返済状況を調査したところ、貸付後、数回分の返済が行われたのみという事例がみられた。

【貸付回数回しか返済されていない事例】

(単位:円)

相手先	貸付年月日	最終償還月	貸付元金	利息	合計 +	償還回数	既返済額	平成21年度末 収入未済額
う	昭和56年1月29日	平成13年1月	5,500,000	1,177,760	6,677,760	2回	70,648	6,607,112
か	昭和50年12月16日	平成5年12月	4,500,000	862,200	5,362,200	2回	49,650	5,312,550
け	昭和52年11月25日	平成7年11月	4,500,000	862,200	5,362,200	2回	652,323	4,709,877
さ	昭和50年7月17日	平成5年7月	3,500,000	670,528	4,170,528	6回	125,848	4,044,680

貸付後、数回分のみ返済となったのは、十分な審査が行われずに貸付が行われていた、もしくは、回収業務が十分に行われていなかったと考えられる。これは言い換えれば、市が特定の個人に対して 4 百万円を超える額の金銭の給付を行ったことになり、公平性を欠くものである。昭和 50 年代当時のこととは言え、過去の徴収体制は不適切であったと言わざるをえない。

第 2 に、担保設定の問題である。貸付時に抵当権の設定を市が義務付けしたのは昭和 57 年度以降の貸付分からであり、それ以前の貸付に際しては抵当権が設定されていなかった(個別サンプル案件では、「相手先う、か、け、さ」が該当)。このため、貸付金の返済が滞った場合に担保権を実行して、債権の回収を図ることができず、未収債権を増加させる原因となった。

第 3 に、不納欠損処理の問題である。実質的に回収ができない債権については、不納欠損処理を行うこととなるが、平成 21 年度までは不納欠損処理を行っておらず、実質的に回収できない貸付金が長期間残ったままとなっていた。このことは、平成 21 年度末の収入未済額(未収債権)のうち、滞納年数が 5 年を超える貸付金が全体の 68%、72,561 千円となっていることにも現れており、これも収納率を低下させる一因である。

こうした事情や、当該貸付については最初の貸付から 35 年以上経過し、債務者の高齢化による返済資力の低下も相俟って、貸付金の収納率は低い水準となっている。

(2) 監査の結果

1 . 不納欠損処理を適切に実施すべき

住宅新築資金貸付金の徴収率は、平成 19 年度 22.8%、平成 20 年度 19.9%、平成 21 年度 17.3%と低い状況にある。徴収率が低い原因のひとつには、これまで住宅新築資金貸付金についての不納欠損処理を一度も行っておらず、実質的に回収ができない貸付金が計上されたままとなっていることが挙げられる。

個別に貸付金の内容を検討したところ、借受人や連帯保証人の死亡等により実質的には回収が困難であると思われる以下の事例が発見された。

【借受人や連帯保証人の死亡等により実質的には回収が困難であると思われるもの】

相手先	平成21年度末 収入未済額 (未収債権) (円)	滞納期	状況(平成22年8月時点)
う	6,607,112	昭和56年度分～ 平成12年度分	平成10年8月-連帯保証人死亡。 平成14年10月-借受人死亡。
か	5,312,550	昭和50年度分～ 平成5年度分	昭和56年9月-借受人死亡。昭和57年1月-借受人の相続人全員が相続放棄。
き	4,992,177	平成8年度分～ 平成21年度分	平成15年11月-借受人の夫死亡。 平成16年2月-借受人破産宣告、平成16年11月最終配当。
け	4,709,877	昭和54年度分～ 平成7年度分	平成6年-借受人破産宣告。 連帯保証人死亡(平成18年1月、平成22年2月)。
さ	4,044,680	昭和50年度分～ 平成5年度分	平成11年2月-借受人は破産宣告の後、免責決定。 平成12年10月-連帯保証人死亡。
し	3,884,225	昭和58年度分～ 平成8年度分	平成1年7月-連帯保証人の1人が死亡。 平成3年9月-借受人死亡。平成11年度まで、借受人の養女、もう1人の連帯保証人に催告するも返済されず。
合計	29,550,621		

徴収が不可能または困難であることが明らかになった債権について、債権管理を継続することは、債権管理の効率化が害される。また、実質的には価値のない債権を市の財産として計上しておくことは、財産状態の正確な把握が妨げられる。

徴収が不可能または困難であることが明らかになった場合は、適切に不納欠損処理を行うことが必要である。

なお、徴収体制や条例が整備されるとともに「相手先:か、き、け、さ」については、平成 22 年 8 月から平成 22 年 12 月にかけて、不納欠損処理が行われた。

(3) 意見

1. 貸付償還金台帳には未償還残高を記載すべき

貸付償還金台帳が手書きで作成されているが、台帳上には未償還残高が記載されていない。このため、台帳から借受人の未償還残高を把握するには、その都度計算しなければならない。

また、償還金の返済状況については、特に当初の返済予定額どおりに返済されていないような事例において、納付された金額をどの元金や利息に対応させるかの記載が複雑になるが、その内容は第三者がみると非常に分かりづらい状況であった。

貸付償還金台帳の補助的な資料として、未償還残高を記載した資料を作成しているが、市の正式な帳簿である貸付償還金台帳においても、未償還残高を明確に記載するとともに、台帳全体の記載内容は第三者がみても分かりやすいものとするべきである。

2. 西宮市債権の管理に関する条例にそって債権放棄の手続を行うべき

住宅新築資金貸付金等の私債権は、相手方から時効の援用がない場合には債権は消滅しない。しかし、履行期限後、相当の期間を経過しても完済されず、実質的には履行させることが著しく困難なケースがある。

また、債権の消滅時効が完成した時、債務者が死亡、失踪、行方不明、その他これらに準ずる事情にあり、債権について弁済することができる見込みがないと認められるときなどには、市長の専決により債権放棄することができる旨を定めている（西宮市債権の管理に関する条例第14条）。

しかしながら、住宅新築資金貸付金については、債務者の財産調査ができないため財産状態が十分に把握できず、このため、条例にそった債権放棄がなされていない。

今後は、可能な範囲で他部署と滞納者に関する情報共有を図るなどし、西宮市の債権の管理に関する条例にそって債権放棄の手続を行い、回収可能な貸付金に注力して、より効果的かつ効率的な債権管理を行うことが必要である。

